

565
169

31. 3. 30

林田龜太郎著

大日本政黨史 下卷

大日本雄辯會發行



1 伊藤博文公 2 松方正義公 3 井上馨侯 4 大山巖公 5 渡邊洪基氏 6 末松謙澄子 7 元田肇氏 8 大岡育造氏 9 大隈重信侯 10 板垣退助伯 11 山縣有朋公 12 大石正巳氏 13 尾崎行雄氏 14 松田正久男 15 林有造氏 16 西郷從道侯 17 桂太郎公 18 黑田清隆伯 19 大養毅氏 20 星亨氏 21 片岡健吉氏 22 伊東巳代治伯 23 金子堅太郎子 24 渡邊國武子 25 鳩山和夫氏 26 長谷場純孝氏 27 西園寺公望公 28 原敬氏 29 加藤高明伯 30 島田三郎氏 31 山本權兵衛伯 32 兒玉源太郎子 33 曾根荒助子 34 芳川顯正伯 35 平田東助伯 36 清浦奎吾子 37 寺內正毅伯 38 小村壽太郎侯 39 齋藤實子 40 阪谷芳郎男 41 牧野伸顯伯 42 河野廣中氏 43 大浦兼武氏 44 後藤新平子 45 若槻禮治郎氏 46 一本喜徳郎氏 47 武富時敏氏 48 仲小路廉氏 49 高橋是清氏 50 加藤友三郎子 51 田中義一男 52 床次竹二郎氏 53 山本達雄男 54 横田千之助氏



明治大正の政界に活躍せる人々
 (但し本書中に表はるゝ順序によつて配列す)



- 1 伊藤博文
- 2 松方正義
- 3 井上馨
- 4 大山巖
- 5 渡邊洪基
- 6 末松謙澄
- 7 元田肇
- 8 大岡育造
- 9 大隈重信
- 10 板垣退助
- 11 山縣有朋
- 12 大石正巳
- 13 尾崎行雄
- 14 松田正久
- 15 林有造
- 16 西郷從道
- 17 桂太郎
- 18 黒田清隆
- 19 大隈毅
- 20 星亨
- 21 岡田吉
- 22 伊東巳代治
- 23 金子堅太郎
- 24 渡邊國武
- 25 鳩山和夫
- 26 長谷川純孝
- 27 西園寺公望
- 28 原敬
- 29 加藤高明
- 30 島田三郎
- 31 山本權兵衛
- 32 兒玉源太郎
- 33 會田寬助
- 34 芳川顯正
- 35 平田東助
- 36 清浦奎吾
- 37 寺内正毅
- 38 小村壽太郎
- 39 齋藤實
- 40 阪谷芳郎
- 41 牧野伸顯
- 42 河野廣中
- 43 大浦登武
- 44 後藤新平
- 45 若槻禮治
- 46 一木喜徳郎
- 47 武富時敏
- 48 仲小路廉
- 49 高橋是清
- 50 加藤友三郎
- 51 田中義一
- 52 床次竹二郎
- 53 山本達雄
- 54 横田千之助

明治大正の政界に活躍せる人々

(但し本書中に表はるゝ順序によつて配列す)



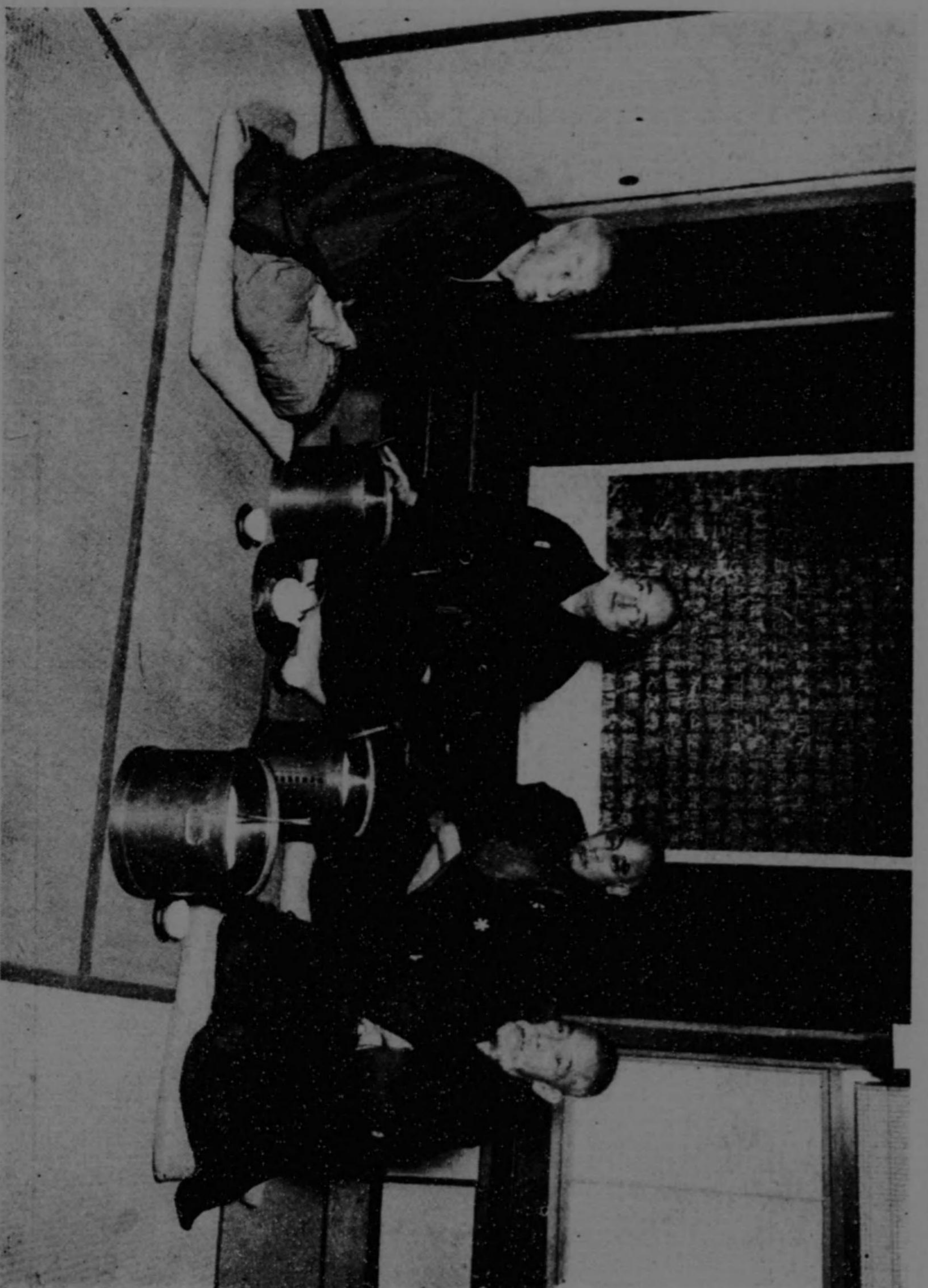
- 1 伊藤博文 2 松方正義 3 井上馨 4 大山巖 5 渡邊洪基 6 末松謙澄 7 元田肇 8 大岡育造 9 大隈重信 10 板垣退助 11 山縣有朋 12 大石正巳 13 尾崎行雄 14 松田正久 15 林有造 16 西郷從道 17 桂太郎 18 黒田清隆 19 犬養毅 20 星亨 21 片岡健吉 22 伊東巳代治 23 金子堅太郎 24 渡邊國武 25 鳩山和夫 26 長谷川純孝 27 西園寺公望 28 原敬 29 加藤高明 30 島田三郎 31 山本權兵衛 32 兒玉源太郎 33 曾根荒助 34 芳川正伯 35 平田東助 36 清浦奎吉 37 寺内正毅 38 小村壽太郎 39 齋藤實 40 阪谷芳郎 41 牧野伸顯 42 河野廣中 43 大浦佺武 44 後藤新平 45 若槻禮治 46 木暮實郎 47 武富時敏 48 仲小路廉 49 高橋是清 50 加藤友三郎 51 田中義一 52 庄次竹二郎 53 山本達雄 54 横田千之助

伊藤侯と大隈伯



明治三十三年八月十九日伊藤侯別荘滄浪閣(大磯)に於けり
(本文第三十六頁参照) 伊藤侯と大隈伯の會見

三黨の會合



大正三十三年內閣打破のため、東奔西走した大隈、加藤、友成、高橋、犬養(新)の三黨會合に於ける(犬養、加藤、友成、高橋、犬養)

日本政黨史 下卷 目次

第六篇 政黨の完成

第二章 本記(其一)

第九十一、政黨内閣の先驅

- (一) 伊藤侯自ら政黨組織を決意す……………(一)
- (二) 元老會議——伊藤内閣の辭職……………(六)
- (三) 伊藤侯隈板二伯を奏請す……………(一一)
- (四) 憲政黨——隈板——内閣成る……………(一三)
- (五) 總選舉と政府の内訌……………(一八)
- (六) 憲政黨の分裂——隈板内閣瓦解……………(二二)

第九十二、

更に藩閥内閣……………

(二六)

第二次山縣内閣……………(二六)

(一) 山縣内閣と憲政黨……………(二八)

(二) 第十三議會……………(三一)

(三) 帝國黨の組織……………(三三)

第九十三、 第十四議會……………(三七)

第九十四、 薩関と政黨との提携……………(四二)

第九十五、 憲政黨の策動……………(四二)

(一) 山縣首相の辭意と伊藤侯の去就……………(四四)

(二) 政府と憲政黨との提携破裂す……………(四八)

(三) 義和團匪事件起る……………(五五)

(四) 記(其二)……………(五七)

第三章 本

第九十六、 伊藤侯政黨を組織す……………(五七)

(一) 藤侯憲政黨入黨を拒絶す……………(五七)

(二) 藤侯竊に同志を糾合す——尾崎行雄の藤侯訪問憲政本黨の大問題となる……………(五九)

第九十七、 政黨組織の機熟す……………(六三)

(一) 伊藤侯と黒田伯……………(六三)

(二) 伊藤侯と大隈伯……………(六四)

第九十八、 憲政黨を藤侯に献す……………(六五)

第九十九、 立憲政友會の創立……………(六七)

(一) 創立委員會……………(六七)

(二) 關東俱樂部の總會——星の大望……………(八二)

(三) 政友會と研究會……………(八五)

(四) 入會者相踵ぐ——志賀重昂脱黨理由を發表す……………(八七)

(五) 藤侯宮中の職を辭す……………(八九)

(六) 憲政黨の解黨……………(九〇)

(七) 實業家の去就……………(一〇三)

第七篇 立憲政友會……………(一〇六)

第百、立憲政友會發會式……………(一〇六)

第百一、第四次伊藤內閣……………(一一五)

(一) 政友會初內閣の難産……………(一一五)

(二) 第十五議會の難關……………(一一九)

(三) 第四次伊藤內閣の瓦解……………(一二四)

第百二、第一次桂內閣……………(一二八)

(一) 其組織……………(一二八)

(二) 各政黨の去就……………(一三〇)

(三) 第十六回議會……………(一三一)

(四) 日英同盟成る……………(一三四)

(五) 第七回總選舉……………(一三四)

(六) 桂內閣と政黨の衝突——第十七議會の解散……………(一三五)

(七) 第八回の總選舉——政府の苦慮と山侯の奔走……………(一三八)

(八) 第十八議會……………(一四一)

第百三、伊藤侯樞密院に隱る……………(一四四)

第百四、第十九議會の解散……………(一四八)

第百五、……………(一四九)

(一) 日露の開戦と第九回の總選舉並に其後の政情……………(一四九)

(二) 媾和と國論……………(一五三)

第百六、第一次西園寺內閣——第二次政友會內閣……………(一五四)

第百七、第二次桂內閣……………(一六〇)

(一) 其組織……………(一六〇)

(二) 非政友派合同の機運——戊申俱樂部及又新會の組織……………(一六一)

第百八、藤公の遭難……………(一六一)

第八篇 立憲國民黨……………(一六八)

第一百九、國民黨……………(一六八)

第一百十、……………(一七三)

(一) 桂侯と政友會との情意投合……………(一七三)

(二) 第二次西園寺内閣の成立と第二十八議會……………(一七五)

(三) 桂公の外遊……………(一七七)

第一百十一、聖上崩御……………(一八〇)

第一百十二、……………(一八二)

(一) 西園寺内閣二個師團増設問題の爲めに辭職す……………(一八三)

(二) 第三次桂内閣……………(一八六)

(三) 憲政擁護運動……………(一八八)

第九篇 立憲同志會……………(一九四)

第一百十三、……………(一九四)

(一) 桂公は新黨組織を操觚者に發表す……………(一九四)

(二) 第三十議會の停會——立憲同志會の成立……………(一九六)

(三) 全國の暴動——桂内閣の總辭職……………(二〇四)

第一百十四、山本伯内閣……………(二〇七)

第一百十五、……………(二〇八)

(一) 同志會代議士……………(二〇八)

(二) 桂公の薨去と後藤男の脱黨……………(二一三)

(三) 立憲同志會の結黨……………(二一八)

第一百十六、シームンス事件突發——山本内閣瓦解……………(二一九)

第一百十七、清浦流産内閣……………(二二一)

第一百十八、第二次大隈内閣……………(二二五)

(一) 其の成立……………(二二五)

(二) 昭憲皇太后崩御——第三十二議會……………(二三七)

(三)	原 敬政友會總裁となる……………	(二二七)
(四)	世界戦の序幕開かる——日獨交戦……………	(二二八)
(五)	二箇師團増設案と第三十五議會……………	(二二九)
(六)	第十二回の總選舉……………	(二三一)
(七)	所謂二十一箇條條約……………	(二三三)
(八)	第三十六議會と高松事件……………	(二三五)
(九)	今彦左衛門の肝煎——三黨首の會合—— 舉團一致提唱……………	(二三八)
(十)	大隈内閣の辭職……………	(二四一)
第百十九、	寺 内 閣……………	(二四三)
第十篇 憲 政 會……………		(二四六)
第百二十、	……………	(二四六)
(一)	同志會、中正會、交友俱樂部の合同——憲政會の出現……………	(二四六)

(二)	第三十八議會の解散……………	(二五二)
第百二十一、	第十三回總選舉……………	(二五四)
(一)	政友會の大勝利……………	(二五四)
(二)	舉國一致の理想——臨時外交調査會設置……………	(二五五)
(三)	第三十九議會……………	(二五七)
(四)	第四十議會……………	(二五八)
(五)	寺内内閣の辭職……………	(二六〇)
第百二十二、	原 内 閣……………	(二六二)
第百二十三、	普 選 運 動……………	(二六五)
(一)	政友會と憲政會との陣地轉換……………	(二六五)
(二)	普選運動史(其一)……………	(二六七)
(三)	普選運動史(其二)……………	(二六八)
(四)	普選運動史(其三)……………	(二七〇)

第二百二十四、第十四回の總選舉……………(二七三)

(一) 政友會の壓倒的大多數……………(二七三)

(二) 政府彈劾——尼港事件突發……………(二七五)

(三) 第四十三議會及び第四十四議會……………(二七六)

(四) 原首相の横死——高橋内閣成立……………(二七八)

(五) 第四十五議會——普選運動史(其四)……………(二八〇)

(六) 高橋内閣の瓦解……………(二八三)

第二百二十五、加藤友内閣……………(二八四)

第十一篇 革新俱樂部……………(二八六)

第二百二十六、革新俱樂部の誕生……………(二八六)

第二百二十七、加藤首相の薨去と第二次山本伯内閣……………(二九〇)

第二百二十八、清浦内閣……………(二九二)

第二百二十九、政友會の分裂——政友本黨の出現……………(二九六)

第三百三十、憲政擁護運動——第四十八議會の解散……………(三〇三)

第三百三十一、……………(三〇四)

(一) 第十五回の總選舉——清浦内閣の瓦解……………(三〇四)

——子爵加藤内閣の成立……………(三〇四)

(二) 第四十九議會……………(三〇八)

(三) 永遠に記念すべき第五十議會——普選法の成立と貴族院令の改正……………(三〇九)

第三百三十二、政友會總裁の更迭……………(三一〇)

第三百三十三、三派提携より二派合同へ……………(三一八)

(一) 革新俱樂部の分裂……………(三一八)

(二) 新正俱樂部の成立……………(三二三)

第三百三十四、護憲内閣の瓦解……………(三二五)

第三百三十五、政本合同運動……………(三三九)

(一) 田中床次の申合……………(三三九)

(二) 第五十一議會——政本の背馳……………(三四〇)

(三) 憲本提携——同交會の成立……………(三四五)

(四) 政友、同交兩派の合同……………(三四八)

(五) 加藤首相の薨去——若槻内閣の成立……………(三五〇)

第十二篇 民衆政黨……………(三五二)

附録一 歴代の内閣……………(三五五)

附録二 衆議院議員黨籍録……………(三五七)

日本政黨史 下卷

林田 龜太郎 著



第六篇 政黨の完成

第二章 本 記(其一)

第九十一 政黨内閣の先驅

(一) 伊藤侯自ら政黨組織を決意す

1 明治三十一年四月十六日は日本政黨史上特に記念すべき日である。此の日は即ち自由黨が絶縁

狀を政府に突き付けた日、此の日は即ち藤侯が平素腦中に抱懐したる、「備兵恃むに足らず、親兵に非ざれば不可也」との考を實現すべく決心した日である。

是より先き侯の松方内閣の後を承け第三次伊藤内閣を組織するに當りても、政黨の力を藉るるにあらざれば政務を進行するの不可能なるを自覺し、元老會議にも其の意見を吐露し勅許をも經て自由黨と提携したが、其の貪婪飽くなきには頗る困頓し、痛嘆し、悔恨したらしい。而して其の飽くなき慾求を卸くれば忽ち反噬の態度に出ると云ふ始末で、前議會に於ける松方内閣の覆轍あり、藤侯たるもの豈覺醒する所なくして可ならんやである。

當時侯の幕僚たりし著者は、藤侯に説いて曰く、藤侯既に憲法を制定し、自ら貴族院議長となりて實行の範を示せり。議會に政黨は必然の機關たり。而して藤侯未だ其範を示さず、是を以て黨界紊る、何を以てか憲政の實効を擧ぐるを得ん。憲政の實効擧がらずんば不磨の大典も一の死文のみ、藤侯の業未だ完しと云ふべからず。藤侯意決す。侯は即ち先づ英佛獨の政黨の組織に就て討査する所あり、之を参照して我邦に於ける模範的政黨を組織すべき基礎を研究し、藤侯直系の政治家を中堅とし、大學出身の學識を右

翼とし、實業家の富力を左翼とし、而して大學出身者は渡邊洪基氏をして之を纏めしめ、實業家に對しては井上伯をして折衝せしむれば容易に多數を羅致することを得べき見込であつた。一寸懸念したのは井上伯の意向である。過般自由黨の要求を斥け之と絶縁せしも井上伯の在りたるが爲なりと傳唱せらるゝ程であるから、侯の苦心も無理ならぬ次第であつた。然るに議會後半よりの急潮流は井上伯にして政黨を以てせざれば議會の關門を通過すること能はざるを痛感せしめ、伊藤侯にして愈々新政黨組織の決心を定むるに於ては伯も之に反對せざるのみならず、共に掉尾の運動を俱にするの意向を明示するに至つたので、侯も愈々最後の臍を固めた。

現今の如く黨員を製造するに黄金の力を以てすることは、當時にも往々行はれた事であるが、侯は最も之を忌んだ。然し乍ら、那翁すら戰爭に必要なは一も金、二も金、三も亦金と云へりと聞く、政黨の組織には第一に必要なは軍資金である。

如何にして之を調達すべきであらうか、藤侯は政務に必要なものは、豫算に定めたる機密費の外に——往々之を宮内省に仰いだことは、其の道の人々の何れも知る所、然し乍ら政黨組織の資金まで之を内帑より引出す譯には往かなかつた、で一時頗る窮した。

此の事を傳聞き「其の金は私に引受けさせて戴きたい」と名乗出でた者がある。外でもない馬越恭平氏其人である。氏は藤侯に對し先づ三十萬圓を提供し、尙足らざるときは更に考慮すべき事を申添へた。當時の三十萬圓は今の三百萬圓にも當る。藤侯大に喜び、直に創立事務所を大藏大臣の官舎に設け、鮫島内閣書記官長と著者とを幹事とし、着々組黨の準備に着手した。因に曰ふ此の事實を知る者現在の政友會員中果して有るや否やを審みせず。過日二八會に於て、田中政友會總裁と馬越翁と同席したるを幸ひ、著者は更めて馬越翁を總裁に紹介し、具に當時の事を語り、政友會に對する殊勳者を忘却せざらんことを乞うた。

斯して諸般の準備全く整つたから、藤侯は六月十九日の閣議に於て始めて正式に政黨組織の報告を爲したが、一人の異議者なく之を承認し、末松遞相が宣言書の起草に當ることとなつた。同夕、澁澤榮一・益田孝・大倉喜八郎を始め重立たる實業家數十名は帝國ホテルに會して新政黨に對する態度を協議し、翌二十日を以て政黨側の人々——佐々友房・元田肇・大岡育造・和田彦次郎等と會見し具體案を協定することとなつた。

斯の如くして、新政黨の旗擧は疾風迅雷の如くに行はるべく豫期されたが、茲に端なくも一の

障碍の生じたのは新政黨の中樞に就いての異論である。

(第一) 國民協會は自ら其中樞たらんと期待し、二十日の實業家との會見に於ても、他を排して之に臨んだ程であるが、會の歴史は之を許さない。

(第二) 實業家中には伊藤・大隈・板垣の三角聯盟を希望する者多く、従つて藤侯單獨の政黨なること判然するに及びて、最初の意氣込俄に失せて之に参加する者を躊躇する者を生じ、且つ、

(第三) 大學の新知識中には藤侯の如き大政治家が政黨首領となるを以て兩院の均衡を破り、衆議院專制の端を開き、憲政の基礎を危くするものなりと論ずる者ありて、此の計畫に一頓挫を來たした觀があつた。

茲に於て藤侯は飄然として滄浪閣に去り、二十二日、憲政黨結黨式の日、夕刻に歸京した。此三日間の靜思、侯は果して何物を獲たか。侯は當面の措置として三策を立てた。

- (一) 閣僚と共に政黨を組織し總選舉を争ふか。
- (二) 同志を内閣に留め自身は野に下りて政黨を組織し、政府黨として憲政黨に當るか。
- (三) 此際直に辭職して内閣を憲政黨に明け渡すか。

此の三策中第一策即ち自ら政黨を組織して憲政黨と一決戦を試みんと欲するに決したものと如く、筆を執りて解散理由書を起草し、携へて歸京したのであつた。

(二) 元老會議——伊藤内閣の辭職

藤侯の政黨組織は新聞に依りて四方に傳播された。此報を得て最も喫驚し、最も震駭したのは山縣侯並に其一派であつた。而して直に猛烈なる妨害運動を開始した。藤侯も素より之を豫期して居た。藤侯既に勅許を経て政黨組織に着手した以上は、一部人士の反對を一蹴し去るは容易ではあるが、爲に宸襟を惱まし奉ることを思ふと決然たる態度に出づることも出来ない。そこで元老會議を開いて事の顛末を報告し、元老の諒解を得んとした。

元老會議は六月二十四日に開かれた。

伊藤侯は先づ去冬元老會議以來、政局の著しく變化したることを説き、政黨組織の萬已むべからざる所以を述べたるに、山縣侯は果然大反對を表明せられた。其大要は、

政黨も議院制には必要であらう、我等も決して之を絶対に否認するものではない。然しながら身内閣總理大臣の職に在りながら其同志を糾合して一黨を樹てんとするは徒らに官民の抗争を激發するものであつて、政策の上から見ても決して上乘とは云へない。況して政府は何れの政黨に對しても公正ならざるべからざるに、總理直參の與黨ありとすれば公平を失せざるを欲するも得べからず。即ち總理大臣の現職に在りながら、政黨を組織するは政策の上から見ても不得策であり、純理から見ても非である。予は切に伊藤侯の思止まらんことを希望する。

伊藤侯は之に對し、

我輩の意既に決す。若し現職に在りて結黨を不可とせば、潔く首相の印綬を解いて之に従事せん。と答へた。山縣侯重ねて曰く、

現職を去りて結黨に従事せらるゝとしても予は黙して止む譯には往かぬ。伊藤侯は元老ではないか。元老は陛下に對し奉りて國家の至重至大なる案件に付いて翼賛するの地位に立つべきもの、其の元老が一方の政黨に長たる以上、果して一黨一派に偏せずと云ふを得べきか、予は斷じて伊藤侯の結黨に反對す。

伊藤侯「内閣總理大臣としては不可、現職を辭しても元老だから不可なりとせば我輩は絶対に結黨し得ずと云はるゝ乎。然らば我輩は勳爵一切を拜辭し、一の平民として結黨に従事せんのみ、一平民として結黨に従事する以上は元老會議にお詢りする必要は全然ない」

山縣侯「夫れほど迄の御決心ならば我輩又何をか云はん。然れども友人として一言言はせて戴きたい」

と前提して、

伊藤侯は憲法取調を了し歸朝せらるゝや侯は獨逸の學問の進歩と政治組織の完備したる實情を語られ「國務大臣は 天皇に對してのみ責任を負ふべきものなること」を高唱し「我國體に對し準據すべきは唯り獨逸あるのみ」と論ぜられしを傾聴した。帝國憲法も其の主義に據りて立案せられ、議會に對しても其の趣旨を以て莅み來た。然るに伊藤侯は如何なれば親ら政黨を組織し徒黨の風輩と相伍して政黨内閣の端を啓かんとせらるゝ乎。夫れ政黨内閣は我が國體の破壊である。金匱無缺の帝國をして一の民主政に陥らしむるものである。予は伊藤侯の斯の如き豹變の理由を發見するに苦しむと同時に、友人の立場よりして侯に再考あらんことを切望して

已まざるものである。

言々血を吐くの概があつた。伊藤侯の之に對する辯明——辯明と云ふより反駁——は頗る鄭重を極めたものであつたらしい。然し乍ら、其の動かすべからざるを見るや、侯は突然起ちて閣外に出て、直に天顔に咫尺して奏上する所あり、直に、各大臣の集會を求め、元老會議の模様及辭表捧呈の事を告げた。

翌日侯が正式に捧呈したる辭表左の如し。

謹奏 臣博文荷聖恩屢奉重任孜孜圖報効而事與志違是臣疎才之所致恐懼曷勝若猶在再戶位墜塞賢路恐汚聖鑒茲謹奉表以辭衰職併乞奉還勳位顯爵伏願 皇上陛下曲垂哀憐速賜 聖允臣不勝恐懼屏營之至誠恐頓首再拜

之に依ると藤侯は總理の印綬と共に勳位顯爵をも奉還し赤裸々の一平民として、其希望する所に進まんとしたものである。

然し乍ら 陛下之を許し給はず、勳爵は卿の功績に對して授與したるものにして總理大臣の職と相關するものに非ず、宜しく永く子孫に傳へて功績の表徴となすべき旨を諭されしやう漏れ

承る。

此際に於ける伊山兩侯の争ひは、恰も明治六年十月大久保對西郷の征韓論の夫と酷似す。大久保と西郷とは共に薩藩に屬し、伊藤山縣亦共に長藩に屬す。而して併しく文治派と武斷派の軋轢なるに至りては兩者同じ、奇と云ふべし。

此二例は戰慄すべき帝國の危機であつた。何となれば 天皇の股肱とせらるゝ二人の間の争ひであつて、何れを是とし何れを非とする事は、實に困難の業にして餘程の聰明、餘程の果斷の豪傑でなければ、此場合に處して正鵠を失はぬと云ふことは出来ない。然るに此難局に當りて帝國の前途をして少しの暗翳を止むることなからしめた。明治天皇の偉大さは億兆の永久に記憶すべきであらう。

立花熊雄と云ふ人の青年立國と云ふ雜誌——第一卷第六號十一頁——に「嘗て伊藤公は 明治大帝に首相の地位を辭したいと申上げた時、大帝は公に「疲れた時にお前は辭職が出来て羨ましいが朕は如何なる場合にも辭職する事が出来ぬ」と仰せられたさうである」と書いてる。其出所の如何は知らねども或は事實でなかつたらうか。而して之が事實とすれば或は此場合ではなかつべきであらう。

たかと拜察する。之を筆にするに恐懼の念禁する能はざるものがある。大帝神去りまして十六年、大帝の大御心を奉體して國家の爲に粉骨碎身すべき人物が、功利の爲に正義を忘れて妄動す。吁々。

(三) 伊藤侯隈板二伯を奏請す

元老會議は即日(二十五日)召集されたが、何等決する所がなかつた、藤侯は素より之に與らず。

此の日藤侯は、鮫島翰長を早稻田に遣はして大隈伯を招き、頭本秘書官をして板垣伯を迎へしめ、兩伯に後任奏請の内意を傳へた。兩伯の返答如何。

兩伯は藩閥内閣倒潰の爲に舊怨を去り、歴史ある兩黨を解いて新政黨——憲政黨——を組織したるほどであるから、此の申出に對して即座に應諾すべしと思ひきや、兩伯とも事の意外に驚きたる顔色にて少時黙然たりしが、板垣伯は先づ口を開き「自由進歩兩黨合同し、憲政黨成立した

るも、大隈伯とは昨今舊交を温めたるのみにて未だ政治上の意見を交換するの機会を得ざるほどなれば」として躊躇の意を示し、大隈伯は「侯にして辭表を捧呈せらるゝ前に一應内意を打ち開けられしならば何とか工夫も思案もありしならんに、立憲政治の創立に大功あり、今日の氣運を開拓したる侯其の人が、政黨内閣の樹立を見んとする間に至りて首相の印綬を解かるゝは、侯其人の爲にも邦家の爲にも甚だ遺憾なり」との意を漏らした。

之に對して藤侯曰く「憲政黨成り、國民多數を代表する政黨出現したる以上は、其首領が内閣を組織するは國務の進行を圓滿にする道にして且至尊の歡慮を安んじ奉る所以である。

兩伯奚ぞ躊躇せらる、我輩も新に政黨を組織して諸君と快戦を試みんと欲せしも事志と違ひ、辭職の已むなきに至つた以上は、只兩伯の新内閣が一日も早く成立せんことを希望するの外他意なし、何卒我輩の如きを眼中に置かず、速に組閣の準備を整へられんことを望む」云々。

此の日伊藤侯は民意の重すべき事、憲政黨は國民の輿望を負へる事、二伯にして政府に立たば議會の關門を通過するは易々たる事、等を述べ、兩伯は薩長の大に國事に盡したる事、伊藤侯の憲政上に於ける功績の偉大なる事等を述べ、互に稱揚推譲したと聞く。斯くて兩伯は十分熱慮の

上返答すべき旨を約して退出した。翌二十六日兩伯帝國ホテルに會し、藤侯に對し如何に回答すべきかを議した。

(四) 憲政黨—隈板—内閣成る

翌廿七日午前十時兩伯參内、陛下より「伊藤博文民意の赴く所を案じて辭表を呈出したれば、朕其の乞を容れ、茲に卿等に新内閣の組織を命ず、國家内外の政務は一日の遲滯を許さず、卿等相議して速に新内閣を組織せよ」と云ふ意味の畏き御沙汰あり。二伯は謹んで大命を拜受し、越えて三十日閣員の親任式を行はせられた。是れ眞に我が帝國に於ける第一の政黨内閣である。

總理大臣	伯 大隈重信	内務大臣	伯 板垣退助
農商務大臣	大石正巳	文部大臣	尾崎行雄
大藏大臣	松田正久	司法大臣	大東義徹
逓信大臣	林 有造		

即ち七省の中、進歩派は文部(尾崎) 司法(大東) 農商務(大石) 自由派は内務(板垣) 大藏(松田) 遞信(林) を得、兩者各々三椅子にて公平の様だが、進歩派は外務(首相兼職) の外に首相を出したので、自由派の不平は既に此の際より發した。併し内務大藏は全内閣の生命を預る椅子である。内務大藏を有するは優に他の等數以上の椅子に價するのであると僅に之を慰撫した。斯くして七省の長官は得たが、陸海の二大臣は頗る危まれた。何となれば現行の制度及び現在の状態に於ては、薩長以外に其の適材を求め得べき道がないからであつた。で、己むを得ず推薦難を上奏し聖斷を仰ぐに至つたが、陛下は前閣員の西郷海軍大臣、桂陸軍大臣に對し、其留任を諭し給ひ、兩相も謹んで聖旨を奉じたと洩れ承る。

伊藤内閣辭するや世評は山縣侯内閣を期した。然るに何ぞ圖らん、純然たる政黨内閣ならんとは、驚倒したるは常に官僚系のみではなかつた。然し乍ら具眼の士は之を以て當然の歸趨なりとし、之を斷行したる藤侯を稱揚して我が憲政上の一大美事なりとした。

斯くして薩長藩閥は其の牙城を故に委し、大に憤慨したが時利あらずと觀て姑く再起の機會を

待つた。然し乍ら血氣の輩に至りては豈復手して止まんや。彼の警視總監園田安賢の如きは藤公を以て亂臣賊子と罵り、其の職分を忘れて妄動し、遂に懲戒免官に付せられた。

新内閣は直に地方官會議を召集し、大隈首相より訓示する所あり、其の中に「政黨内閣たる以上は政務官は吾人と同志なる政黨員を擧ぐべきも、事務官は政務官と其の責務を異にするものなれば明かに其の區別を立て、無用の交迭を行ひ、事務の澁滞を來たす等の事を避け、事務官にして上官の命を奉ぜず、政務の妨を爲さざる限りは敢て交迭等のことをなさざるべし云々」と云つたが事實は之に反して着々官吏の更迭を行つた。

政黨内閣の出現に處する爲 政務官と事務官との區別を正うせんとしたるは可なるも、是より黨人獵官の途を啓き、平生相善からざる進歩自由派は互に相排擠するに至り、人をして聳慄せしむるものがあつた。

抑も憲政黨は倒閣を目標として成立したものであつて、主義主張の合致したる爲でないから、兩黨員の間に意見の相容れざるものあるは己むを得ざる勢であつた。で協調を固うせんが爲、新に臨時政務調査局を置き、板垣内相を委員長として會議を重ねたが、兩派の間に屢々衝突を見た。

就中、官制改革の條項中警視廳廢止、印刷局の所管變更、勅任參事官を廢して參與官を新置するの如きは甚しい抗争が生じ、委員が折合はぬのみならず、閣外就中元老間に於ても異論が起つた。

當時黒田伯が某有力者に贈つた一書がある。

拜啓酷暑殿敷中々難凌候得共刻下益々御清穆に被爲涉奉欣賀候、然ば近頃唐突之事に御座候得共過日松方伯より警視廳存廢に付目下利害得喪云々之件密々承及候、就ては閣下迄極内萬一を期し具申致置度と密談有之、拙老儀大に同意を表し申候次第に付、乍憚昨今頗りに警視廳廢止の事耳に入候に付、松方伯異見の件尤も御注意深く被爲在度様希望之至に不堪候、先は要旨如此に御座候、此段早々

三十一年七月三十日前七時

清隆拜

尙ほ八月二十五日御影別荘に滞在中の松方伯が御下問に對する意見中、

- 一、印刷局を内閣に所屬とするは穩當にあらず従前之通可然
- 一、行政裁判所權限擴張は急進を戒め漸次に擴張の手續肝要也。

一、政務官事務官を區別する何の目的なるや蓋し内閣更迭に従ひ政務官は出入し、事務官は依然動かざるを要旨とする主義ならん乎、其主意は可とするも其事は難し、即今内閣更迭の事實の通り、殊に法制局長、縣治局長、警保局長を政務官とするに至らば其當を得ず、近代の習風は惡弊に近し、孰れ秩序齊然し慣習の經歷を得ざれば實際に行ひ難し。各國の事實をも能く調査必要なり、獨り英國は各省の内某省に限り政務官と稱する位地有之哉に聞く、外には未だ聞かず、御國にては別段必要を不認、現今の儘寧ろ至當ならん、尤參與官は無用なり、且つ政府委員の立案は現今已に行はれたる事にて別に變更の要なし。

一、參事官は既に勅任官に一人だけは取れり、通則を改むる迄なり、參與官は前文にも述べたる通にて、何の必要を認め難く、到底無用の冗官に歸す、故に新設は不可然、殊に參事官に勅任あり、事の字を與の字に換たるまでにて實際に臨みては參事官勅任さへ敢て必要と認めざる位なり。

一、郡長任用法は大切なり、變更なき方可宜。郡の自治制變更は異議なし。

一、學校校長等官員列を除くは不得策とす云々。

(五) 總選舉と政府の内訌

第六回總選舉は明治三十一年八月十日を以て行はれた。政府は、政黨内閣の美果を發揮せんとして選舉取締に關する緊急勅令を發布した、で此の總選舉は比較的公平且靜穩に行はれ、干渉の惡評を耳にしなかつた。夫は或は別に敵がなかつた爲であるかも知れない。而して憲政黨は全議席三百中二百四十三名——實に、壓倒的大勝利——總員の八割以上——を得た。斯うなると政黨内閣の勢力は愈々名實共に備り政策の遂行は一として可ならざるなきに至つたが、惜むべし黨内に内訌を生じ、未だ其の眞價を發揮するの機會なくして破裂するに至つたのである。

舊自由黨と改進黨とは由來感情に於て、主義に於て互に相容れざるものがある。兩黨は藩閥内閣倒壞の目的を達成するが爲に、相合して憲政黨を組織したものの、永年の行き懸りは容易に拭ひ去るべきものではない、特に藩閥を向ふに廻してこそ互に提携すれ、敵なき今日に於ては忽ち舊來の狀態に復し互に相排擠し事毎に衝突した。加之藩閥此間に乘じて策動す、兩派の抗争は

日を追うて露骨となつた。偶々憲政黨内閣創立の當時全權公使として米國に駐在したる星亨が八月十五日賜暇を得て歸朝した。

彼は先年自由、改進黨の提携に於て、大いに破壊力を逞うしたる人物である。果せる哉彼の歸朝後自由黨の態度は急に硬化した。

第一に生じたのが所謂京橋事件である。總選舉に際しては、大體に於て兩派能く協調を持したが、東京市京橋區に於ては端なくも兩派候補者の衝突が起つた、と云ふのは憲政黨は舊進歩黨の有力者で現司法次官たる山田喜之助を公認し、舊自由黨は密に富豪中澤彦吉を擁立して之に對抗したが、投票の結果二百二十七票對四百五票で中澤の敗北となつた。

此の競争中、山田は司法次官の地位を利用して選舉干渉を敢へてしたと云ふので、内務大臣板垣伯さへも山田の官紀紊亂を非難すれば、進歩黨は自由派の不當を責め兩者相下らず、遂に山田の辭職となり、更に横田(國臣)検事總長の免官問題を惹起するに至つた。

偶々八月二十二日、尾崎文相が帝國教育會の請に依り、拜金の弊害を論ずるの際、假に例示したる共和政治云々の一句あり、自由派は之を以て進歩派陷擠の好材料なりとして大いに之を攻撃

し、藩閥亦之に雷同したので形勢は愈々重大化し、兩派は最早到底協調の可能性を失つた。閣内にありても板垣伯の如きは事輕視すべからずと爲し、樞府の諮詢を乞ひ奉つたと傳へらる。それからあらぬか十月二十日畏き邊より徳大寺侍從長を板垣内相の官邸に遣し御下問を給うた。で板垣伯は翌日参内し御下問に奉答した。其結果翌二十二日、更に岩倉侍從職幹事は旨を衝みて大隈首相の官邸に臨み、尾崎文相の進退に關し聖旨を傳へらるゝに至つた。御沙汰の趣旨は左の如きであつたと云ふ。

尾崎文部大臣は先般共和政治云々の演説をなし、其の當時「雜卒なる演説をなし恐れ入りたる」旨侍從長迄申出ありたれども今日迄否の處置に及ばざりしが爾來大いに世の問題となり此の儘差置きては不可然に付速に辭表可爲差出事

尙此の間の難問題たるを語るべきものに岩倉幹事の當時の手記がある。

- 一、表面總理へ御沙汰前今一應桂、板垣兩大臣へ可打合哉。
- 一、免官の理由を問ふも單に御信任なきの一言に止め其の理由は知らずと答ふべきや。
- 一、轉任の請願ありたるときは、御許容不相成と答ふべきや。

一、國務大臣の進退なれば 陛下に謁し御直に敍慮相伺うたる上御返答可申上との答なれば其の言に任すべきや。

一、現内閣は大隈板垣の兩人に内閣組織を命ぜられ兩人信する所の人を奏上して御親任被爲在たるなり、然るを理由なく一人若しくは數人單に御信任なしとの事を以て國務大臣を免ぜらるるに至りては、總理たるもの安んじて國務を執る能はざるに至らん、故に大隈に於ても板垣とも相談の上辭職するの止むを得ざる場合に至るも難計との返答あれば、他の國務大臣の進退に至つては何等の御沙汰なし小生與り知る所にあらずと答ふべきや。

- 一、若し板垣と相談云々とあれば任意にすべきや。
- 一、立憲政體の國に於ては 陛下の信任ある所に一人に内閣組織を命ぜられ、其の者總理となり、己の信する者を擧げて内閣を組織するものなれば、中に就いて理由もなく某は信任なし、免官すべしとありては、遂に信する所の人を得る克はざるに至らん、如此惡習慣を作爲するは不可なりとの言あらば之又與り知らずと答ふべきや。
- 一、如何なる條件を呈出するも他は凡て與り知らずと答ふべきや。

以て事件の紛糾を察するに足る。

十月二十四日大隈首相は遂に文相の辭表を閣下に捧呈す。政黨内閣破裂の端緒は實に此の事件に啓いた。尾崎文相の演説は單に一の例を引出したるに止まり、進退に關するが如き重大問題ではなかつたかも知れぬが、大命を畏みて辭表を捧呈するの已むなきに至つた。尾崎にしても心切かに同派出身閣僚の行爲に慚なかつたであらう。

十月廿五日の閣議に於て後任問題を議した。果然板垣内相は權力の均衡を説きて自由派より後任を擧げんことを提議したが、首相は之を斥け、犬養毅を後任に擧げ、二十七日親任式を舉行せんとした。

板垣内相は親任式の定刻に先づて倉皇參内し、天顏を拜して閣議の情況を具陳し首相の專横、犬養の不適任を奏上し、若し犬養を親任せらるゝあらば伯は松田、林と共に冠を掛けて去るの意を内奏したが、親任式は豫定の時刻に行はせられた。

(六) 憲政黨の分裂——隈板内閣瓦解

斯くなる上は自由派たるもの豈晏然たるを得べき、文相親任の翌二十八日自由派の總務委員は進歩派の總務委員を訪うて、憲政黨解散の意を齎したが、進歩派は之を肯せず、依つて直に自由派の黨員に對し黨名を以て、明二十九日臨時協議會を神田錦輝館に開催すべきの通知狀を發した。——會開かるゝや、協議會を變じて大會となし、憲政黨解散の件を議題に供し、即座に之を可決した。次で新に憲政黨組織の件を附議し、綱領及び黨則等を一舉に可決し終り、舊黨解散と、新黨組織とを併せて之を其の筋に届け出で、之を天下に公表した。此間殆んど疾風迅雷、改進黨の策動を容るゝの餘地なからしめた。云ふまでもなく之が指揮を爲したるは星亨であつた。彼は内務大臣及び警視總監が自派より出でたるを奇貨とし、改進黨の分子一人を混へずして大會を開催し完全に解黨を實行したのである、世人は之を以て卑劣奸黠と嘲侮したが、彼なればこそ此の如き大膽なる行動を敢へたと云ひ得る。

是より先き、憲政黨は十一月一日に大會を開く事になつて居た。然るに自由派總務委員が擅に本部の名を濫用して、臨時大會を開き、解散を執行し、更に憲政黨を組織せるを見て大いに驚愕し、其の解散及び結黨を認めずとなし、更に憲政黨の名を以て大會を開いたが、内務大臣は左

の通告を發した。

東京市麹町區内幸町一丁目三番地に本部を設置し、憲政黨の名義に於ける政社團體は秩序を妨碍するものと認め、集會及び政社法第二十九條に依り自今之を禁止す

明治三十一年十一月二日

内務大臣伯爵 板垣退助

進歩派は既に之を争ふの益なきを知り、已なく憲政本黨を組織し翌三日を以て結黨式を挙げた。是に於てか自由派の大臣は十月二十九日（即ち憲政黨を解黨し新に憲政黨が組織したる月）内閣統一を缺くとの理由を以て辭表を閣下に捧呈した。

自由派大臣の辭表提出と共に進歩派は獨力を以て政權を握有せんとし、大隈首相は大石農相と共に參内し、自由派大臣の辭職は現下止むを得ざる趨勢となし、後任者推薦の内旨を請ひ奉つたが、陛下之を許し給はず、即夜侍臣をして板垣内相を慰藉せしめらる、首相は到底内閣を維持する能はざるを悟り三十一日四相の辭表を一括して捧呈し内閣總辭職を執行した。

斯して政黨内閣は組織後僅に半歳に充たずして倒れた。世人の齊しく期待したる政黨内閣の業績は斯の如く憫であつた。で一部の人は政黨内閣の不可を説き、他の一部は純然たる政黨内閣は純固たる大政黨の出現あらざるよりは到底不可能なるを痛感した。

當時桂陸相の或有力者に致せる意見の一二を記す。

過刻御下命の件別紙に相認め可差出筈之處御急ぎと相考へ夫々印を付し差出候。間御推讀之上御同意に候へば御採用被下度候。將又大隈伯ならんへ御下問之件中印を付したる三項丈は御下問無之方却而好都合ならんと相考。候如何となれば彼れは容易に見込あるべき旨奉答可仕候。間其以上御追究は御困難之事ならんと拜察。仕候尙御熟考可被下候。先は爲其早々

十月三十日

太郎

附屬書

(大隈内閣)

此の際進歩黨員のみを以て内閣を組織せんことを勉むべく、又衆議院を解散し行政權を濫用し

て選舉に干渉し、其の他手段を盡して五ヶ月内に進歩黨の基礎を固め、以て全然政黨政治の實を擧げて黨派を先にし、大權を無視し陸海軍の基礎を危うし、其の他黨派政治に伴ふ弊害を現出せしむるに至るべし。

衆議院の多數を得るも、貴族院は到底勝算なきこと。

(西郷又は山縣内閣)

衆議院の多數を得る敢へて難しとせず、貴族院は無論勝算あること。

又進歩派の反對あるも、幸に自由國民其の他中立多數を得れば國家の至幸也、若し解散の不幸を見るも大(大隈)の内閣に比すれば黨派暴力の弊を免かれ、陸海軍に動搖なく行政部の規律と秩序とを回復し民主主義の大權侵奪を防止し得べきこと。

第九十二 更に藩閥内閣

(一) 第二次山縣内閣

元老會議の結果山縣侯大隈内閣の後を襲ふことになつた。

是より先伊藤侯は隈板内閣の成立を見るや飄然清國漫遊の途に就いた、内閣の紛擾を生ずるや大隈首相は急電を發して侯の歸朝を請うた。侯は十一月七日長崎に着した。

蓋し隈板内閣の成功と不成功とは直に政黨内閣の前途に影響すること至大であるのみならず、侯が政黨首領を奏請したるに就いて山縣侯との間に生じた溝渠は随分廣い、随つて侯としては大隈伯をして依然其の職に留りて政局を拾收せしむるの意思であつたに相違なく、井上伯も其の意を體して之を元老に致したのである。

然るに山縣侯は伊藤侯の入京を待たず、急遽——十一月八日を以て——内閣を組織した。伊藤侯長崎に在り之を聞き、大いに怒つて曰く、

内閣組織に就いては元老熟議の上勅裁を仰ぐことになつてゐるに拘らず、予が長崎歸着を知りつつ何等の相談なく、山縣自ら内閣を組織するとは怪しからぬ。

山侯一派亦之に應酬して曰く、

内閣組織に就いては正に藤侯の言の如し。だが藤侯は自ら此の例を破りて曩に隈板兩伯を奏薦したではないか。

之に對して藤侯復た、衆議院に於て絶對多數を有する政黨ある以上は、直に其の首領を奏請するは立憲の常道である。豈又三老の銜を要せんや、山侯衆議院に根據を有せず、叨に内閣の首班を汚す、是聖旨に悖るにあらすして何ぞや。而して藤侯は直に京に入らず、九州各地を漫遊して暫く形勢を傍觀した。

(二) 山縣内閣と憲政黨

山縣首相は超然主義を執るも尙政黨の力を藉るにあらすんば、到底政權を保つ能はざるを知り、桂陸相をして提携すべき政黨を物し操縦策を講ぜしめんとした。桂子先づ憲政黨の板垣伯を訪ひ、二箇の椅子を以て提携を誘うた。然るに憲政黨は四箇を要求したので議纏らずして終つた。

第一回の交渉は斯くして破れたが山縣首相は陸軍大演習行幸扈從を辭とし故に議會開院式を延期し其の間に於て憲政黨と交渉を試みんとした。(開院式延期の事情につきては政界側面史五九

四頁以下参照)

大元帥陛下は十一月十三日演習地に向はせらる、山縣首相は出發に先ち板垣伯と會見し私に提携の内容を語り、十六日大阪に於て再び會見した。政府側よりは山縣、西郷、桂、憲政黨側よりは板垣、星、片岡列席し、會談數刻遂に要領を得ず、後桂陸相は屢々板垣伯を訪ひ斡旋最も努めたるも交渉は表面不調に終つた。然し乍ら板垣伯は何の期する所ありてか大阪憲政黨懇親會に於て、殆ど山縣内閣を謳歌するが如き演説を爲した。黨員は概ね之に反對し、伯の此演説を以て憲政黨を辱むるものなりと稱したが、伯の期待は誤らなかつた。

大阪に於ける交渉の結果を齎して歸京した星は、廿四日の代議士總會に於て左の決議を爲さしめた。

- 一、我黨は綱領に違據して現内閣に反對すること。
- 一、前項の趣旨を實行するに方り機略運用は之を總務委員に一任すること。

此の決議を携へて即夜星と林は山縣首相を官邸に訪問した。然るに首相は懇々と政府の内情を披陳して憲政黨の援助を請ふこと切、で茲に三度の交渉が開始された。

憲政黨は從來の交渉に於て閣員四名を自黨より出すことを強要したが、今次は之を棄て、「閣員にして法律上差支なき者は憲政黨に入黨すべし」と要求した。

山縣首相即答を躊躇し、終に廿六日垢を含んで大磯に伊藤侯を訪ひ、窮狀を訴へ、善後の策を求めた。

藤侯の山侯に快らざるは事實である。政黨組織に就いての爭論以來特に甚しかつた。然れども是れ國家經營の方針に就て意見を異にするが爲であつて其の間少しの私心が無い、結局君國を憂ふるの點に就いては兩侯の間に少しの軒輊を見ないのである。で山侯の萬策盡きて駕を藤侯の邸に任せ、其の教を乞ふに當りては藤侯たるもの豈滿腔の經綸を援くるに躊躇するものなからんや——近年の黨人輩は須らく兩侯の赤誠を嗜て愧死すべきだ。——夫れか有らぬか山侯は即夜歸京翌二十七日閣議を開き、閣員の入黨謝絶と引換へに左の條件を提案することに決した。

- 一、現内閣は超然主義を執るものに非ずとの宣言書を發す。
- 二、憲政黨の綱領を採用す。
- 三、政府は出來得る限り憲政黨に便宜を與へ黨勢擴張を助くること。

山侯は直に星を招きて之を示し、爾後二三の應酬ありて後、十一月廿九日遂に提携の約が成立したのである。

(三) 第十三議會

斯くして三回の交渉後僅に妥協を得たるを以て十二月三日開院式を舉行した。議會の召集後實に二十有七日。

戦後經營の爲支出は年々膨脹し、政府は増税募債を以て僅に糊塗したが、今次亦地租増徴を計畫した。然るに憲政本黨先づ之に反對し、憲政黨すら之を非議し、他に財源を指摘して増租に代ふるの議を唱へたが政府應ぜず議會に提案した。蓋し増租は提携條件の外にあつたからである。之が爲に提携は一時危機に瀕したが、増税に年限を附し且、税率を變更して其の不足は葉烟草專賣價格を昂め、以て歳入の缺陷を補ふの條件を以て僅に議會を通過せしむるを得た。

政府は更に議員の歳費増加案を提出した。是は憲政黨の希望であり、且政府は之を以て黨人の職官を防がんとしたものである。

第十三回帝國議會は、斯くして憲政黨との提携に依りて終了するを得た。で黨員は報酬として一齊に高級の官職を要求せんとした。往年の志士は官吏を卑しむ、自ら持すること高かつたが近年此の氣風漸く銷磨し、錦衣して郷黨に誇るの風を生じた。歴代の政府亦之を好餌として黨人を誘ふの具に供し、特に憲政會内閣時代に於て獵官運動熾烈を極めた。山縣内閣は此の弊風に顧み議會閉會後——三月二十八日——文官任用令、分限令及び懲戒令を改正發布した。憲政黨は是を以て故らに我黨を疏外するものなりとし、其の不信を嗚し、提携斷絶を説くものすらあるに至つた。幹部は黨を代表して政府に詰問を試みたが政府は責を文官任用令を進言立案したる屬僚二三に歸し、免官處分をして黨人の怒を和けた、今日から見ると正に噴飯に價するが、此の問題はこれで一と先づ落着した。

此の間憲政黨内に於ては東京市街鐵道問題、横濱海岸埋立問題に醜聞を流し、内訌甚しく、一時は星の除名問題まで起つたが、總務委員より「我黨本部は横濱埋立事件に關係せざる事」を聲明し僅に事なきを得た。

第九十三 帝國黨の組織

明治二十五年六月西郷侯品川子が國民協會を組織したる當時は、七八十名の議員を包擁したが漸次に憲政黨、憲政本黨の兩黨に壓せられて、三十一年の冬召集せられたる第十三議會には僅に十九名の議席を孤守するに過ぎなくなつた。で領袖連は此の頽勢の挽回策として新政黨組織を企畫し、三十二年七月四日國民協會を解き翌五日新政黨の結黨式を擧げた、稱して「帝國黨」と云ふ。當日左の如き宣言及び政綱を發表した。

宣言

我が黨は欽定の憲法を奉じ、進取の國是を執り、萬世一系天壤と共に窮り無き國體を擁護し、皇祖皇宗建國の鴻謨を贊襄し、内は國民の福祉を増進し、外は國家の光榮を宣揚し、以て千秋經綸の業を開かんことを期し、新に一大政黨を樹立するの急務を認め、明治三十二年七月五日を卜し、天下同感の士を會し、茲に結黨の式を擧げ、其の主義政綱を定む。

今や宇内の大勢一變し、列國の進取日一日よりも急に、東邦に於ける國際競争、愈々其劇烈を極め、亞細亞の形勢風雲暗濤岌々乎として其の危急を告ぐ。而して我が帝國は此の際に於て戦後の經營を謀り、新條約を實施し、列國と對峙して將に世界一等國の伍件に列し、其の光榮を宣揚せんとす。是時に當り、舉國一致卓勵風發、内政を整理し、外政を振作し、六合を兼ね、八紘を掩ふの皇猷を恢隆し、國家特有の元氣を發揮するに非ずんば安ぞ能く列國競争の間に獨立して帝國の進運を扶植し、東邦に於ける天職を完うすることを得ん哉。然るに内を顧みれば黨派の弊已に長じ、政權を以て紛争の具と爲し、黨同閥異、動もすれば國家の大計を忘る。而して士氣の銷沈、道德、宗教、風俗の敗頽、其極、社會の秩序を破らんとするに至る。是豈忠君愛國を念とする志士の袖手傍觀すべき時ならん哉。我黨の士が猛然として蹶起し、社會に率先して國論を確定し、政治、經濟、教育を振作し、風教を矯正し、以て新興國の實を擧げ、國家の大事に任ぜんとする所以の者は、洵に一片憂國の至誠禁せんと欲して禁する能はざるものあればなり。嗚呼祖宗建國の規模は大に、帝國の前途は遠し、而して國家内外の形勢前古未曾有の變局に際す。我が黨は同志と共に誓て其の主義政綱を實行に顯し、千載一會の大機に向て

社會一般の積弊を掃蕩し、國性を發揮し、國力を充實し、列國と對峙し以て此の大帝國の光榮を宇内に宣揚し、天壤無窮の皇運を扶翼せんことを期す。

政綱

- (第一) 我黨は欽定憲法の旨趣を恪守し、萬世一系の國體を擁護し、以て祖宗建國の鴻謨を贊襄せんことを期す
- (第二) 我黨は軍備の充實を謀り、以て帝國の宇内に於ける位置を維持し、世界の平和を擔保せんことを期す
- (第三) 我黨は開國進取の國是を恢暢し、以て東亞の文明を扶植し、帝國の權利利益を伸張せんことを期す
- (第四) 我黨は國家經濟の基礎を鞏固にし、財政を整理し、實業を振作し、以て國力を充實せんことを期す
- (第五) 我黨は教育勅語を遵奉し、國民道德の精神を發揚し、以て風教を扶持し、文明を増進せんことを期す

んことを期す

(第六) 我黨は國家社會政策を擴充し、救貧備荒の實を擧げ、勞働者を保護し、以て社會の秩序を整齊せんことを期す

(第七) 我黨は隣佑團結の實を擧げ、地方自治の完備を謀り、以て國民自營の道を全うせんことを期す

(第八) 我黨は交通機關を完整し、運輸通商の道を恢擴し、以て國家事業の發達を期す
尙當日直面の問題として決議して曰く、

一、現内閣は我黨と主義を同するものと認む

二、我黨は政見又は行動を同する黨派と提携す

第二項の決議は想ふに憲政黨との提携の伏線とも見得る。斯の如くして帝國黨は成立した。然れども其の宣言や政綱の堂々たるに似ず、其の包容する所國民協會時代と多く異なる所を見ず——
佐々友房、元田肇等二十名に過ぎなかつた。

第九十四 第十四議會

第十四回議會召集の接近と共に憲政黨は依然政府との提携を聲明し、政府の大官を招待して一大懇親會を開いた。

斯くて第十四議會は十一月二十日を以て召集せられた。

本議會の豫算案につき憲政黨と憲政本黨との間に一笑柄がある。十二月十四日の衆議院豫算會議に於て、憲政本黨院内總務尾崎行雄は三十三年豫算案は全部之を否決すべしと述べ、同黨所屬の議員は相踵いで議場を去つた。然るに豫算議事終了の後、星亨、佐々友房、菅原傳、三氏に依り左の決議案が提出せられた。

尾崎行雄君の演說中我等同志議員は豫算全部に反對すと揚言したるは、皇室に對し不穩當なる言辭にして取消さしむべきものと認む、因りて之を決議す。

中村彌六、島田三郎等之に反對し更に決議案を提出して曰く、
星亨、佐々友房、菅原傳三君の提出したる決議案は、皇室の尊號を政争に妄用したる不當の言

議なりとす、故に之を否認す。

結局百十四對百五十七の多數を以て星等の提案は否決せられ、島田亦其決議案を撤回したが、黨人の争の陋劣なる、當時より既に斯の如きであつた。豈朴烈事件を笑ふべけんや。

次で憲政本黨は政府が議員を買収して地租増徴案を通過せしめ、之が對價として横濱理立の特許を一商賈に與へたる件、府縣會議員選舉干渉の件を以て官紀紊亂なりとし、上奏案を提出し、尾崎行雄其の理山を演説した、辛辣骨を刻む。井上角五郎之に反對し「尾崎は事實を虚構して議員を侮辱す、之を懲罰に付せざるべからず」と説く、首相及び小松原内務次官亦本案の誣妄なるを辯明し、松田、佐々相次いで本案に反對し、其の結果上奏案は否決せられた。

議會開かると雖も政府と憲政黨との關係叙上の如くなる以上、一部黨人策士の期待したるが如き波瀾は起り相にもない。斯うなると政争に熱る、黨人の間には倦怠の色が生ずるのは已を得ないことだ。で憲政黨中別に新局面を打開せざるべからずとし、舊藤來伊藤侯をして新局面に立たしめんと計畫したるものがあつた。然しながら藤侯は憲政黨の所謂局面更始論なるものも、證するところ政權に渴する一部有志の發意に外ならず、未だ全黨一致に依る眞摯なる要求に非ずとな

し、容易に動く氣配を見せない。然るに伊藤侯の此の態度を視て「侯は現狀維持を希望する」となし、茲に現狀維持派なるものが同じく憲政黨中に現はれた。而して彼等は「我黨の大目的は完全なる政黨内閣を組織するに在り、今日人心の倦みたるに乗じて好しや現狀を打破するも、未だ我黨のみにて其の後を承けて之を善くすべき成算なし、寧ろ現狀を維持して、現内閣をして、我黨の政見を實行せしむるに若かず。而して我黨の天下に對する體面を保ち、門戸を開放して多くの人材を容れ、黨の勢力を扶植し、他日の大命降下を待つ準備を爲すべし」此の意見に對しては殆ど異論を見ざる結果、總務委員の會合及び、各派を代表せる議員等の合議となり、一月十九日片岡議長の官舎に於ける星、林、松田、片岡の四總務の祕密會議と進展し、廿一日の評議員會に於て公然黨の態度を決定するに至つた。

翌一月二十二日自由黨新年宴會を芝紅葉館に開く、板垣伯を始め、林、松田、星、片岡、江原其の他同黨代議士黨員百五十餘名來會し席上、星は起て、

我黨は政府と提携以來、國家の昌運を計り、今日に至り較其の目的を達するを得たるが、猶我黨宿昔の希望を達するも近き將來にあるべし云々。

と何等かの成算を藏するが如き口吻を漏した。

之に對し帝國黨は一月二十四日各地黨員に通牒を發して戒むる所があつた。曰く、

憲政黨中に政海の現状を持續するの不利なるを説き、所謂宣言の實行を逼るの一派ありて、伊藤侯に其の意志を通じ、且黨外にあつて内閣の改造を熱望する二三の人と呼應したる事實は形跡に於て認むと雖も、憲政黨は戦後經營の要務未だ完整を告げざるの今日に於て、徒に政權の爭奪を事とするの不利なるを信するの念深く、伊藤侯又現内閣組織の當時より山縣侯を助けて戦後の經營を完うせんとするに銳意し、憲政黨の重立ちたるものに向て輕舉妄動するの不可なるを説き、伊藤侯自ら之に調停の勞を取りたる結果、黨内一の亂波なく、協力一致現内閣を助けて憲政の美を揚ぐるの決心をなすに至りたれば、反對黨は益々困迫煩悶に堪へず、中傷の言を放ち離間を謀り、今にも内閣に更迭あらんとするが如き言を、都鄙の間に流傳せしむるも、前陳の如き事實なれば、政海一の波瀾なく、朝野相合して積極的の方針に依り、國運の振暢を見るに至るべし云々。

斯の如くして憲政黨の自重策決し、政界は無事平穩に經過するを想はしめた。然るに一月廿五

日、憲政黨の松田氏は訪人に對して、

一致結合は、我黨目下の要務にして、今や我黨は全く一致せり、此の一致は以て黨務の進行を容易ならしむるものなれば、飽まで之を確保せんことを期す。

と語り、尙語を繼いで、

議會閉會までは政界も至極無事なるべし、されど閉會後に至らば、我黨が進んで政局を變轉せざるも、恐らくは政府自らは此の儘にては經過し得ざるべし、若し政府にして、此の儘に經過せんと欲するならば、更に我黨に對し交渉協議せざるべからず。然れ共、我黨より進んで之を爲すべからず。兎に角向後の現状は或程度迄は維持せらるべきも、或は總務委員に一任するにとに慊らざる代議士其他の黨員より、何等かの要求生ぜずとも限らざるなり。

と云ふあり、一月二十二日星の演説と云ひ、此の時既に憲政黨幹部連は何事か成算あるを想はしめた。然し乍ら二月二十四日第十四回帝國議會は無事閉會した。

第九十五 薩閥と政黨との提携

(一) 憲政黨の策動

三月二十九日憲政黨は總務委員會を開き、協議員多數の希望に基づき、政府に對し聯立内閣要求の交渉を開始することとなり、翌三十日、憲政黨及び政府の代表者相會したが、此際憲政黨は力めて其の鋒銳を藏し、唯此儘にては來るべき十五議會を無事に押し通すこと至難と思ふから、政府も憲政黨も今後の所置につき講究する必要ありといふを述べたに止まつた。

憲政黨が其眞意——聯立内閣の要求——に一言も及ばなかつた所に熱慮の結果が見える。即ち山縣内閣に對し十二分考慮の餘地を與へ、憲政黨が要求を提出せざる前に政府をして、先づ其擇ぶ所に從つて事を處せしめんとするに在つた。

四月十一日星、林、松田、片岡、末松の五總務は首相と第二回の會見をなし、主客胸襟を披いて意見を交換したが、首相は結局御慶事の後を期し再び交渉を開くことを提言して、別に何等具體的決定を見なかつた。

是れより先、二月十一日、皇太子嘉仁親王殿下（大正天皇）公爵九條道孝第四女節子姫と御結婚を約せられ、五月十日を以て御慶事の日と決定された。御慶事は國民の熱誠なる奉祝裡に滞り無く終了したが、曩に政府が憲政黨に約した交渉再開の議は一向に持ち上らない。で、五月二十日には評議員有志會を開き、二十一日には代議士前代議士聯合會を催ほし、石坂、石田、山本三氏を委員に舉げ、政局展開に關し總務委員と交渉せしむることにした。

憲政黨局面展開派は一方政府と交渉を始むると同時に、他方如何にしてか伊藤侯を擔ぎ上げんと畫策した。是には薩派の暗中飛躍があつた、即ち黨中の一部分は土佐派の意嚮に背いて私に高島子爵と會見し、芝烏森の柳田屋を根城として、

- 一、西郷侯又は松方伯の内を首相に戴き、局面展開をなすこと
- 二、鹿兒島の某金礦を外人に抵當とし運動資金を調達すること

を計畫したが到底問題になるべくもなかつた。此間既に山縣首相の辭職説が傳つた、驚いたのは憲政黨である。五月三十一日末松、星、林、松田、片岡の五名は首相を官邸に訪問し、更に議長

官舎に退いて熟議する所があつた。蓋し彼等は、若し憲政黨より閣員を出し、國政に參ぜしむれば我黨は全力を盡くして山縣内閣を助くべしと提議したるに對し、首相は其の要求には聽かずして、却て辭職の決意を漏らしたのであつた。

(二) 山縣首相の辭意と伊藤侯の去就

是より先、山縣首相は一方官制及び文官任用令を改正して、與黨の獵官運動の門戸を閉鎖し、他方憲政黨の入閣を謝絶したので兩者全く疎隔し、來るべき第十五議會を切抜くるの途を失ひ世人亦現狀に倦みて、局面の展開を希望せるもの多きを察し、首相は終に適當なる後繼者を得て挂冠致し度き旨を伏奏した。

是に於てか五月二十七日 陛下は田中宮内大臣を赤坂靈南坂なる伊藤侯邸に遣はされ、組閣の大命を傳へしめられた。侯は時局未だ臣の起つを許さざるものありと固辭した。翌二十八日西郷侯、松方伯、亦藤侯を訪問し、憲政黨總務林有造亦來會して藤侯の驟起を懲惡し、二十九日桂陸相亦來訪したが、侯は斷じて起つ能はずと告げ、颯然大磯に去つた。蓋し侯は衆議院に基礎を有

せざる内閣は憲政の下に於ては圓滿に政務を進行する能はざることを痛感し、既に自ら政黨組織を思ひ立ちしほどなれば、其の未だ成らざるに當りて、政府を引受くることの不可能なるは、何人も首肯する所なるべし。

五月三十日大命は轉じて大藏大臣松方伯に下つた。伯亦山縣内閣と進退を與にせんとし、之を固辭した。

藤侯大磯に歸臥したる翌日、侯は腕車を國府津に驅り、更に電車に搭じて、箱根塔ノ澤環翠樓に到つた。會々松方伯の招電に接し、三十一日の夕大磯に歸つたが、伯は終に姿を見せなかつた。蓋し會見の難きを察してなりといふ。(翌朝伯より謝電が來た) 同日午後七時憲政黨總務末松男浪閣に來つたが、侯在らず。十時頃西園寺侯と共に歸つた。男と侯との會談中、自由黨總務星、片岡、松田、林の四名、山縣首相と會見の結果を齎して來磯し、翌六月一日侯と會見した。其の用件に就いて語つて曰く、

我々總務委員が今日伊藤侯に會見したるは、侯に自由黨の首領たらんことを求めたのである。今日の時局は最早區々たる提携問題を云々すべきの時にあらず、須く強大なる政黨を作り、確

乎たる内閣を樹立せざるべからず、從來にも黨中侯を推戴せんとするの議あり、且進んで其の意を侯に通じたるものありしも、何れも個人の資格を以てしたるものにて、未だ公然黨を代表せしものに非ず。故に今日我々總務は正式に侯に對し、憲政黨を率ゐ、進んで憲政有終の美を濟すべきことを請ひたるなり、侯は之に對して、先づ余等の好意を謝し、諸君が國家の爲、憲政の爲に、盡瘁せらるゝは、深く余の感佩する所なり。然し乍ら、斯の如きは、事態頗る重大にして、一朝に斷ずる能はず。而も、憲政有終の美を濟すは余が畢生の志なれば、篤と熟考の上にて、決答すべし」との意を告げられた云々。

藤侯が内閣組織の天命を拜辭したる際、腹心の某に語つて言つた。

余は今日の政局を繼承して之を處理するの成算を有せず、從て内閣組織の任に當る能はず。此の決心は敢へて今日に始まりしにあらず、山縣内閣成立當時、否余が曩に辭職せし際より既に決せし處なり、余にして組閣に意あらんか、何ぞ今日を待たんや、三十一年余が内閣を組織したるは自ら相當の經綸ありて起ちたるものなるも不幸半途にして之を中止せざるべからざるの已なきに至る、何ぞ三十一年の覆轍を今日に再びするの愚を爲さんや。

山縣侯が憲政黨内閣の後を受けたるは、成算あるに因りたるものにて、今日迄無事に持續す、然らば宜しく其の經綸を遂行して、其の責務を全うすべきこと當然なり、余は山縣内閣辭職の理由を、發見する能はず、憲政黨提携の如きも當初より完全に成立せり。今に於て何ぞ憲政黨の反對を顧みるの要あらんや。或は來期の議會に於て豫算の不成立を察してなりと云ふも、來年度の豫算にして異常の膨脹なき限り、前年度の豫算を執行せば足る。

内閣の屢々更迭するは、獨り外に向て國家の威信を損するのみならず、内に在ては百般の經營を空うし、國民をして堵に安んずる能はざらしむ、列國競争劇甚なる今日に於て痛嘆すべき一大不幸と謂はざるべからず、故に余は山縣侯に對し、成立以來此の主旨を以て成るべく其の運命の持續せんことを祈り、身は關外に在るも、常に助力の勞を辭せず、以て今日に至りしなり。然るに山縣侯にして、若し故なく其の職を辭するが如きあらんには、余は斷然反對を表せざるを得ず云々。

以て侯の心事を察すべきであらう。

(三) 政府と憲政黨との提携破裂す

憲政本黨(進歩黨)側では黨として何等纏つた意見もなく、或は平岡浩太郎により、井上伯を通じて、伊藤侯に結ばんとする革進派と稱する一派あれば、或は松隈内閣の再現を企てる犬養一派もある。然し乍ら、伊藤侯と結ぶことは、既に憲政黨に先鞭を付けられてゐるから、大勢は寧ろ後者に傾き、高島子亦之に斡旋する所があつたが、松方伯の起たざることが明白となつたので、此の運動も終に畫餅に屬した。

六月二日憲政黨は評議員會を開き、星より、

總務委員は第三回の會見に於て首相が辭意を決したりと認めたるにより、最早交渉を進むるの必要なきものとし、茲に之を止め且首相に對し自今自由の行動をなすことを告げたり。

と報告し、尙ほ伊藤侯との交渉に關し、

總務は内外の形勢に鑑み、進んで憲政の完備を期し、國家百年の長計を講ずるの必要あるがため、一黨を代表し、伊藤公に對し入黨して首領たらんことを勧誘したりしも、侯は其の厚志を謝し事件重大なれば篤と熟考の上確答すべしとて別れたり。

此の星の報告演説に就きては、幾多の疑問がある。翌朝の新聞は何れも此演説を掲載したが、六月六日、更に何者かに依り、東京日々、國民、京華の三新聞に總務と首相との會見の顛末が公表された。左に東京日々新聞に掲げられたるものを轉載する。

首相「近頃新聞紙を見るに憲政黨中には局面展開運動の熾なるが如し實況如何」
總務「傳へらるゝ所に依れば首相は辭意を決せられたりと云ふが果して然るや」
首相「我輩に辭職の意思あるは敢て今日に始まりたるに非ず、昨年來、後任者さへあらば何時にても隱退致度は諸君の知らるゝ如し、我輩が一昨年大命を奉じたは、當時國家の状態之を辭退すること能はざるに出でたるものにて一介の武弁、固より永く國家の難局に膺ること能は

ざるを知り新に鞏固なる内閣の組織ざるを切望するや久し。諸君に對しては從來の關係もあり、愈々具體的に此決意を實行するの時機來らば、無論御話すべきも、今日は未だ其時機にあらず。後任なくして直に骸骨を乞ふが如きは、聖意に悖るものにして我輩のなし能はざる所なり。」

總務「此儘現職に御留りあるも支障なしと思惟す、如何。」

首相「そは今更述ぶるを欲せず。諸君の熟知せらるゝ所ならん。」

總務「先日黨員入閣の件、参考迄に申上げ置きたるが、右は行政刷新を圖らんとするの意に外ならず。現在二三省に於て之を要するものあればなり。行政を刷新せざれば、憲政黨の面目に關す。」

首相「其の話は始めて承る。行政の刷新、事務の整理といへば、憲政黨よりも政府の面目責任に關する事なり。然れば内閣組織の當時より着々其實行を期するも、未だ充分の功を奏するを得ざるは吾輩の遺憾とする所なり。行政の刷新を圖るは其局に當る人の適否に依る。事大權に屬するを以て豫め諸君に對し明定することを得ず。」

總務「貴答の如くんば、憲政黨内の事情甚困難にして、此儘提携を維持すること能はざるやも知れず。考慮あり度し」

首相「目下別に良案なし、諸君に名案あらば承り度し」

此時總務の一人は四人に向つて「斯くては到底提携を維持すること困難なるを以て、憲政黨も今後自由行動をなすも已むを得ざるべし。然し乍ら政府に對する通告は更めて合議の上爲すべし」と語るや一人之に同意し、他の三人は沈黙したり。這是總務委員間の談合にして首相は一言をも其間に挟まず更に別談に進み、

總務「先頃來御話せし各大臣入黨の件は如何」

首相「入黨の事は既に一昨年閣員に御話せしも一同謝絶に決したり。今日とても同様なるべし」

總務「首相の辭意切なるものあるも後任者なきときは如何」

首相「何とも答へ難し」

總務「此儘現狀維持の意思なるや」

首相「前述の如く吾輩が挂冠の意を決したるは既に昨年來のことにて只管適當の後任者を得るを

待つのみ、敢て現状維持の意にあらず、此事能く了解ありたし」
 此の筆記は何人の手になりたるかは判明しないが、政府側の發表なることは疑ふべくもない。
 即ち政府は星が「自今吾黨は自由行動に出づべきことを首相に告げたり」との辯駁として發表したものである。日々新聞亦之を論述し、其所掲の眞實なるを主張したが、憲政黨は直ちに左の取
 消文を三社に寄せた。

貴社本日の新聞に首相邸會見に關する記事あり、是政府筋より得られたる報告と信ずれども、
 右は頗る事實相違の廉あり、勿論細微の點は事々しく正誤に及ばざるも左の一事は其關係甚
 だ多きを以て黙止するを得ず。他なし、吾々總務委員は今後自由の行動を取る可く、又再び此
 事に付會見せざる旨慥かに首相に陳告し、首相は異議なき旨を答へたり。其際首相は伊藤云々
 の言を爲すに至りたり。其事柄は秘密に付し置き呉れとの談ありしまでなりし、是れ何寄の證
 據なり。吾々は素より秘密は秘密として守るべきも、證明の爲には以上の事實を漏らすの已む
 を得ざるを奈何せん。勿論提携斷絶を公然正式に通告せざりしは、首相の辭職は已に公然の秘
 密なるを以て、今の場合之れに向つて斯かる通告を爲すも氣の毒なりと斟酌の心より厚意上、

故さらに自然の斷絶に付することゝ爲したるに過ぎざるなり
 右全文を掲て正誤相成度候也

芝公園第五號二番地

憲政黨總務委員 印

此正誤申込に對し、東京日日新聞は附記して曰く
 憲政黨の正誤申込は別項に記する如く昨日午後急に催せる總務委員會に於て決したもののよし
 にて、本社は申込に任せ紙幅を假したるも總務委員が要點とする「今後自由ノ行動ヲ取ルベク
 又再び此事ニ付會見セザル旨慥ニ首相ニ陳告シ、首相ハ異議ナキ旨を答へたり、其際首相ハ伊
 藤云々ノ言ヲ爲スニ至リたり、其事柄ハ秘密ニ付シ置キ呉レトノ談アリシマデナリシ、是レ何
 寄ノ證據ナリ」云々は何の事柄を秘密にし、何事の證據となるや、甚だ分明ならずと雖も、本
 社の確聞する所によれば自由行動、不再會見の陳告は首相會て總務委員より受けたる事なく、
 又從て異議の有無を答へたることなし。此點は總務委員に如何に關係多しといふも、首相よ
 り取消されざる限りは飽まで事實と認むるの外なし。尙伊藤云々に關し本社の確聞する所にて

は首相が隠退の意を述べられたる中、「到底眞の政治家を以てせざれば内外多事の局に當るべくもあらず」といはれたるに對し總務委員は「毎度閣下の御謙遜は然る事なれど眞の政治家とは何人なるや」首相「伊藤侯こそ即ち是れなり、侯の出でられんこと誠に望ましく、自分も屢々之を奨めたり、貴下等も侯を勸告せられては如何」と告げたるも、後に至り藤公とは老友の間柄なるに人をして其進退を勸告せしむるが如き觀あるを以て、更に「藤侯勸告談は取消す」と告げ總務も之を領して退きたるよし、當日之より外に藤侯に關する談話なし。云々。

此間の消息を綜合すると、此の會見の即夜總務連が大磯に急行したる理由も凡そ想像さるゝ、藤侯の上京と共に政變の生ずべきを豫想せられたが、表面は依然として何等の波瀾を見ず、六月六日藤侯は井上伯と共に紛紜たる政争を後にして飄然帝都を去つた、侯伯共に從者なく、列車の大船に着すや倉皇相携へて横須賀行に投じ、折からの降雨蕭々たるを衝いて鎌倉に下車、金澤に赴かれ、九日侯獨り大磯に歸つたが、當夜九時突如渡邊國武を其別荘に訪うて十一時に引上げた。

一方帝都にあつては問題は漸く具體化した。山侯は辭意愈々急、然るに藤侯は在らず、松方伯

は山侯と挂冠を共にせんと欲して動かない、で已むなく六月八日、首相は現狀を伏奏して聖斷を仰ぎ元老を召されんことを請うたが、聖上容されず却て徳大寺侍從長を首相邸に遣はされ慰問せられた。

憲政黨に於ても幹事石塚重平をして六月九日帝國黨本部を訪はしめ、同黨幹事藥袋義一に對し現内閣との提携斷絶の次第を報じ、尙ほ吾黨は現内閣と提携を絶ちたるも、貴黨とは從來行動を一にしたるを以て、今後とも成るべく一致行動に出でんことを希望すとの意を述べた。

(四) 義和團匪事件起る

此の時突如として義和團匪、北清の一隅に起る。

本件は實に支那近代の亡狀を物語る痛々しい事件であつた。十九世紀初頭より、支那與し易しとの聲列強に傳はるや、一八三九年の阿片戦争に於ける英國の侵害を端緒として、佛、露、獨の毒牙頻々として支那を襲ひ、近く獨逸の膠州灣占領(明治三十一年——一八九八)露國の大連租借(同上)及佛國の廣州灣租借(明治三十二年——一八九九)に至る迄忍ぶ能はざる幾多の國辱

を被つた。四千年の過去と、華々しき元朝覇業の跡とを顧ふ支那國民には到底堪へ得ざるものであるに違ひない、果せる哉一部國民の間には燃ゆるが如き排外思想が醸成された。之に點火したのが義和團匪であつた。

團匪の根據地は山東省の江東であつて、初め大刀會と稱し、同省及び直隸省に於ける秀才、巨人、博士等の落第生を以て組織せられたものであつた。従つて相當の學問もあり、相應の資産も持つてゐる者が多いので、威望郷黨を壓するに至つた。是等は何時しか各地の排外論者及政府の守護黨と氣脈を通じ、異教排斥、外人放逐を高唱したが、遂に蜂起して鐵道を破壊し、電機を燒燬し、外人を殺害するに至つた。斯くて團匪は北京に入り、公使館を包圍し、館員を殺戮し、財物を強取破壊する等殆んど言語に絶するの亡狀を敢てした。此間清國政府の態度如何と見るにこれ亦拱手傍觀、却て匪徒を援助するが如き觀さへ示した。是に於てか列國も居留民保護の爲め默視するを得ず、忽ち聯合軍を組織し、京津兩地に於ける各國人を救助することにした。然るに驚くべし。清國は白河口に水雷を沈設し、兵士を遣して塘沽停車場を破壊せしめんとした。聯合軍は遂に清國政府を目して義和團匪を助け、外國兵の上陸を抗拒するものと認め、期を刻して

大沽砲臺より清兵の撤退を求めた。然るに清國は應じないで、聯合軍は海陸より砲臺を攻撃し、七月十七日之を占領して軍を進めた、八月十四日に至り聯合軍漸く北京に入るを得たのである。

山縣首相辭職の具體化せんとするや、此の團匪蜂起の急報至り、事態容易ならざるを告げた、聖上陛下は深く軫念あらせられ、十六日徳大寺侍從長を首相邸に遣はされ、此際現職に留まり國務を畫策すべしとの大命を傳へられたので、首相も謹んで聖旨を奉戴すべき旨を復奏した。尙當日は伊藤侯も御召に依りて上京参内して、支那問題に付き、御下問に奉答し、後より参内せる山縣首相、松方藏相と共に御前に於て種々協議する所あり。斯くて山縣内閣の辭職は無期延期となつた。

第三章 本記 (其二)

第九十六 伊藤侯政黨を組織す

(一) 藤侯憲政黨入黨を拒絶す

曩に憲政黨總務星等が伊藤侯に黨首たらんを請ふや、侯の幕僚の意見は二派に分れた。伊東巳代治男等は極力侯の承諾を懇願し、著者等は之に反對した。後者は憲政黨には自由黨以來の歴史あり、穩健なる人士は多くは之を喜ばず、之を受くるは却つて侯の徳を損すると云ふにあり。前者は憲政黨は堅固なる地盤を有す、此地盤は一朝一夕に築き得べきにあらず、彼の傳統的精神の如きは侯の威望を以てすれば容易に之を一洗するを得べしといふに在つた。藤侯は其回答を保留したが、終に意を決し、七月八日、星、林、松田、末松、片岡の五名を大磯に招致して、懇に之を拒絶した。曰く

諸君が憲政黨の名を以て余に其統率の任に當らん事を求められたるは、余の光榮とする所である。爾來余は之に酬答する所以の道を考慮したるも、余が今日に於て名を憲政黨に列し其の首班たらんことは、汎く國民の要素を集めて、政黨の根基を固くし、紀綱を振肅し、責守を嚴明にし、以て憲政の運用に對する真正の機關たらしめんとしつゝある諸君の希望に便ならざる所あらんことを恐る。

顧ふに余不敏、亦聊か報効を萬一に期す、而して政黨改善の必要を感じるに於て、諸君と殆ど

其希望を一にするを喜ぶ。將來立憲の美果を收むるの必要より、予は之に關する愚見を公にするの日あるべし。其期に際し諸君と共に相謀り以て同一の軌轍に進む事を得ば、獨り余の幸慶のみならざるなり。

然り、藤侯の胸中既に政黨組織の成算が藏されてゐた。此時には列國政黨の調査及模範政黨樹立の計畫も殆ど終結に近づいてゐたのである。

此の會見は直ちに翌九日の憲政黨評議會及在京代議士會に報告され、満場一致を以て總務の行動を是認し、尙伊藤侯推戴に關し一層の努力を希望する旨を決議し、伊東巳代治男を介して、直ちに之を藤侯に通告せられた。

(三) 藤侯竊に同志を糾合す——尾崎行雄の藤侯訪問憲政本黨の大問題となる

藤侯挂冠以來或は支那に遊び、或は地方に出づるも、一日として政黨組織の準備を怠らなかつた。其の憲政黨入黨を拒絶したるも、汎く國民の要素を集むるに不便だからである。彼の山縣内

閣の窮状に陥るも、畢竟するに政黨に立脚せざるが爲であるから、侯は愈々其の準備を急いだ。各方面に向つて共にすべき人物——同志——を物色した、政黨方面に於て第一選に入つたのは憲政本黨の鳩山和夫、尾崎行雄、帝國黨の元田肇、日吉クラブの鈴木摠兵衛、無所屬の長谷場純孝、大岡育造等の諸氏であつた。著者は藤侯の命に依りて此間に奔走した。特に長谷場氏の背は薩州議員の大勢を制するのであるから著者は説得最も力めたが、無所屬に在る爲に何等の故障も起らなかつた。併し鳩山の場合は、多少問題を起した。此は若干の條件を提出したが、侯之を容れなかつたので終に入黨を見合せた。——併し第一次西園寺内閣(第二十四議會)の際、終に政友會に入黨した。茲に附記することは山縣内閣は藤侯の結黨運動に對し多大の注意を拂つた。——敢て干渉妨害したとは云はないが——一事である。

著者が在官の身を以て藤侯の結黨事務に關係するのは、官吏の服務紀律に背くと云ふので懲戒處分に附すべしとの議さへ起つたが、藤侯を憚つて容易に手を下さなかつた。著者が警察の眼を晦ますために端唄會に托して同志を集めたのも此時であつた。

一夕虎の門官舎の窓外に怪しき人影を發見した。著者は直に一刀を携へて之を追跡し、將に一

刀を下さんとする際、怪漢は突然振りかへり、

「私は刑事です、決して怪しい者では有りません。」著者「刑事ならなぜ正々堂々正門より入らない。暗夜に邸宅に侵入する以上、必ず盜賊刺客の類であらう。」

彼は低頭平身、名刺を出して切に宥恕を乞うた珍談もある。

又或新聞の副社長井邊非道(假名)の來訪した時、恰も著者が鳩山氏の訪問時間を電話で露南坂の藤侯に通知した處であつた、彼は直に之を安樂警視總監に急報した、爲に種々の不都合を醸した事があつた。大新聞の副社長までも警視廳の密偵であらうとは著者も氣付かなかつた。又如何に山縣内閣の用意の周到であつたかを窺ふに足る。

藤侯の人材を四方に求むるの報、各派に傳はるや其恐慌想像に難くない、此際尾崎行雄の藤侯訪問、進歩黨に一大波瀾を捲き起した。此の報一度傳はるや黨中の一部(主として舊革新派に屬する者)の激昂言語に絶し、或は尾崎を平和攪亂者と罵り、或は反逆者と罵り、膺懲の聲が四方に湧き起つた。驚いたのは尾崎の親友である。で有志二十餘各は尾崎を招いて其意見を徴し、

出来得べくんば穩便に處理せんとした。尾崎は二時間に亘つて、會見の目的を縷述したが對談の内容に至つては秘密の約あればとて明言を拒んだ。之に對して大石正巳より「其目的の如何に拘はらず、今後は會見を見合せられたし」と忠告するや、尾崎は「確信する所あつての上なれば、折角の御忠言なるも之に應ずるを得ず」と答ふ。次で神鞭知常は、

「尾崎君にして我々友人の勸告を容るゝ能はざる以上、其自決を望むの外なし」

と迫り、中村彌六は激越の口調で尾崎を痛罵した。然し既に期する所深き彼は、

「如何なる處分に遭ふも余は所信を枉ぐるゝこと能はざるを憾む」

と言ひ放つたので喧嘩別れとなつた。併し納らないのは革新派の連中である。

「斯かる不所存者は速かに處分せよ」と計り、福島縣選出代議士柴四朗の病氣快癒祝宴を兼ね、東尾平太郎、加賀美嘉兵衛の上京歓迎を名として芝濱館に會合して協議した。黨の長老楠本男の如きも「鳩山の會合は伊藤侯の方よりの申入れに應じたるものなれば、政治家として當然の舉措と認むべきも、尾崎に至つては之に反して自から侯の膝下に拜伏したるものにして、其情大に惡むべし」と云ひ出すに至つた。此狀勢を見て驚いたのは彼の盟友犬養毅である。犬養は態々

大森なる尾崎邸を訪うて、懇に説諭し、一方大石等を介して黨内に斡旋せんとしたが、尾崎は深く期する所あり、其忠言を容れず、終に黨内に留まるを得ざる状態に陥つた。然し乍ら顧みて思ふに、尾崎は永く進歩黨の領袖として其功勞尠からず、除名處分の如きは餘りに禮を失するものとの論起り、結局其自決を待つこととなり、窃に其意を傳へたが彼は「余は今回の行動に付き、自ら顧みて疚しき所なきのみならず、黨に對しても亦敢て不都合を働きたりとも信ぜず、從て自ら脱黨するの必要を認めず。然れども若し多數の政友にして余に懲罰事犯ありとするときは、相當の處分に遭ふも亦已むを得ず」として聽かない。で憲政本黨は尾崎問題に對する最後の決定を爲すべく七月九日日本部樓上に代議士、評議員聯合會を開き「本件は尾崎一個の所存に出で、本黨には何等の關係なきを以て、本問題に就ては總務に一任せん事」を求め、満場一致を以て之を承認した。

第九十七 政黨組織の機熟す

(一) 伊藤侯と黒田伯

藤侯の政黨組織の計畫は着々として成つた。八月二日、侯は新政黨樹立に付黒田伯の諒解を得んとしたが、當時伯は坐骨神經痛の爲め病臥するを聞き、親しく訪問するの却つて伯を煩はさん慮り、鮫島武之助をして伯を訪はしめた。伯は藤侯の特使と聞いて、衣髪を正し、端座して意を傾聴した。曰く「余と侯との交は一朝一夕にあらずして政治上に於ては往々意見を異にしたる事もあつた。且兩三年前侯と宮中に會したる時、侯は政界の百弊を打破し、憲政に一生面を開くは、實に純眞にして且鞏固たる大政黨の出現に待たざるべからずと説かれた。當時大局を見るの明なかりし余は之を駁論したが、今日君の説明と此趣意書とに依り侯の眞意の存する所を識り、流汗の背に決きを覺ゆ。侯にして愈々其經綸を實踐せんか、清隆不敏と雖も又全幅の力を盡して其の濟美を助けんに、今病んで且つ憊る、往事を追想すれば今昔の感に堪へず、願くは侯に老僕の在る所を明かにせられたし」と主客共に流涕滂沱たるものがあつたと云ふ。

(二) 伊藤侯と大隈伯

八月十八日伊藤侯は大隈に歸りて大隈伯を其別荘に訪ひ、翌日伯亦伊藤侯を滄浪閣に訪うた。

伯は侯より侯の決心の次第を聞いて頗る賛意を表し、後は烏鷲を闘はし、双方二回つつの勝を獲て別れたと云ふ。

第九十八 憲政黨を藤侯に献す

新政黨樹立の機運は刻々熟して來た。憲政黨は第十三議會の際には本黨の百二十三に對し百十九の椅子を有し、山縣内閣と提携して黨勢を擴張せんとしたが及ばずして提携を絶つた。爲めに、憲政黨は殆ど其立場に窮した結果藤侯を迎へて總裁とし、以て黨の面目を一新せんと試みたが容れられず。茲に於て更に第二段の策を講ずる事とした。第二段の策とは何ぞ、古今無敵の大發明である。八月二十三日總務、星亨、松田正久、林有造、末松謙澄は衆議院議長片岡健吉と相携へて赤坂靈南坂に侯を訪ひ無條件獻黨の旨を告げた。是より先無條件獻黨の議傳はるや著者は藤侯に對し「之を容るゝは可なり、然れども直に之を基礎として結黨の式を擧げんか、穩健の分子は之に参加せざるべし、依りて飽く迄も最初の決心を執りて——既成の方針通り進行するべし」と諫告した。然し乍ら侯は自己の熱望を過信するゝものゝ如く「無條件で來る以上何の恐るゝ所

あらん、萬事予の方寸にあり」とて著者の言を聴かれなかつた。是に於て著者は斷然藤侯と關係を絶ち、其成行を傍觀することゝした。政友會旗揚げの日、著者が斡旋せざるを見て、竊に之を憎むものありたる事情正に斯くの如くであつた。著者の懸念は杞憂に止まらなかつた。政友會の代議士は百五十二名であつたが、此内侯の手兵——直參——は僅に三十餘名に過ぎなかつた。侯は總裁專制の制を設けて之を統御せんと試みたが成らず、政友會總裁の地位に在ること僅に二年九ヶ月と二十八日にして樞密院議長職に隠れなければならぬ破目に陥つた時、侯は衆議院書記官長官舎に來り「君の忠告を聴かなかつたばかりに斯る非道い目に逢つた、此失策は吾政治上の三大失策の一だ」と語られた。

是は後日の話、當日は侯は大機嫌で四總務を迎へ、新政黨の宣言書及政綱を示し、新政黨の旗揚に就て種々打合する所があつた。

席上侯は、黨名を政友會とする事、發起人は憲政黨の四總務の外、幕僚其他より八名を擧ぐべきことを告げ、西園寺侯(公望)渡邊子(國武)金子男(堅太郎)都築博士(霽六)長谷場純幸、大岡育

造、本田政江、渡邊洪基の諸氏を指名した。

二十四日憲政黨は本部に評議會を開き、總務より會見の顛末を逐一報告する所があつた。

第九十九 立憲政友會の創立 (一) 創立委員會

斯くして立憲政友會創立委員會は、翌八月二十五日午前十時を以て芝紅葉館に開催され、伊藤侯を始め憲政黨の星、林、末松、松田の四總務、西園寺侯、渡邊子、金子男、渡邊、長谷場、大岡、都築並に石塚、改野の兩憲政黨幹事及原敬列席の上、侯は左の如く演説せられた。

諸君、先日既に御協議に及び置きました通り、此節新に政友會を組織するに就きまして、本日諸君の御來會を乞ひ、且つ諸君に委託するに創立委員たらむことを以てしました。所が幸ひ諸君の御來會を忝うし、且つ創立委員たることを御承諾下されたことは深く感謝する所でありま

す。其發起の太要は宣言及趣意書に於て大體盡して置き新聞紙にも既に登載して世に公けにし

てありますから此處に於て朗讀致すことを省きます。抑々此節私が此會を起すに付いて愚見を既に公けにしました通り、之に依つて諸君と與に將來我國の政治上に必要な進歩の効力を與へん事を希望致します。憲法政治の美果を收むるといふことに於ては、到底近々數年の間に於て成し遂げ得ようとは考へられませぬ、必ずや幾多の星霜を経て以て此目的を貫くことではなければならぬと考へます。のみならず、此事は又容易ならぬ事業と平素より信じて居るのであります。孰れの國に於ても專制の政治より憲法政治に遷つて、其良果を收むると云ふことは、歲月と共に進行して參る譯でありますに依つて、其經過の歲月は必ず要することと考へられます。特に我日本の如き國に於ては、僅に憲法政治の行はれてより十年の歲月を経たるに過ぎませぬ譯であります。殊に三十年以前にあつては全く、專制封建の政治であつて、加ふるに又數百年間鎖國の制度でありまして海外との交通を遮斷して居りました譯合でありますから、憲法政治と云ふが如きは前古に於て例規として據るべきものがなきのみならず、國民の習慣上に於ても、全く新規のことであります。殊に憲法政治の根據は歴史上に徵するものなくして、専ら歐米諸國の間に行はれて參つて居る所のものに

多く據りつゝあるのであります。

國各體を異にし、人情風俗を異にし、其異同のある所に依つて、大體同一なる原則を行ふと云ふ譯でありますから、其發達の手段、其發達の經過、結果に於ても素より其國々に適するものでなければならぬ譯であつて、我國に於ては、我國に適し、我國を利し、我國を益することにならなければならぬ。同一なる主義が行はれても、結果は國々に依つて異同を生ずることは勿論言を俟たぬことと考へます。

然るに前申す通りに、憲法政治の効果を收むると云ふことは、なか／＼容易ならぬ事業であります。文明の風俗を獎勵して、是に則つて政治を行つて行くと云ふことには現在の世界に於て、憲法政治に據るの外、他に善良なる制度はないと云ふことは、世界各國の均しく認める所であります。殊に我國に於ては、維新草創の始より、開國の基謨を定めて、封建の政治を廢し、基礎を皇室に置いて、而して國民の教育を獎勵し、是に次ぐに國民に參政の權を與へて、君民一致して以て國運の隆昌を圖らうと云ふ所よりして、憲法政治を布かれて今日に達した譯であります。憲法政治と云ふことに付ては、獨り中央の立法行政の事務を擧げて行くのみな

らず、地方の根據たるべき自治の制度をして、益々鞏固ならしめ、發達せしめる必要もありま
す。故に地方の發達を圖り、而して此の上に位する所の中央の政治と云ふものが、之と相俟つ
て行はれなければならぬと云ふ譯合でありますに依つて、中央の政治も亦、一定の規矩準繩が
定まつて居りましたも、實際政治上に改良を加へ、國家の進歩、進運と相伴うて參ることにな
らんければならぬ譯であります。で此改良を行ふことは常に怠ることには出来ぬと考へます。此
發達を圖るには、要するに中央の政治、地方の自治、地方の行政等のことに至りましても、獨
り官吏のみで行はれることなくして、人民も素より是に大に與つて力を致さなければ、此發
達は出来ぬのであります。此人民を發達せしめて參ると云ふことに付きましては、制度上政治
上に於て之を統治すると云ふことが其結果であります。國民自ら奮つて其政治の如何と云ふ
ことを明かに知り得るの能力を養成して、之を宜しきに誘導する事が、必要であるが、此宜しき
に誘導すると云ふことは即ち、政黨の最も必要なる職務であらうかと考へます。
地方の行政又は自治の上に發達を及ぼし、又從て之を分別すれば農工商の事業は相俟つて參
ることでありますから、農工商に従事するものが、是まで政治に關係なきが如くに誤解をし

て居つて、今日まで政治を論ずるものは必らず一種特別なる人に限るが如き考で參つたので
あります。私が國民に對つて希望する所は、彼等の生存、生活に於て最も至大なる關係を有
する所の政治は必ずや其業務に従事する所の者に於てのみ、十分に了解が附いて、且語を換へ
て言へば、今日、日本でいふ實業といふものゝ利害に關係すること、又是等國家に對するの義
務を盡すに於ては、矢張り議會の上に其利害得失が明かに現れるやうにならなければならぬ
のが、其利害得失なるものは、其局に従事する者自ら現るゝといふことになつて參らなければ
ならぬので、是は人に委託することの出来るものではない、初めて行政となつて之を國民の上
に施行するに至つては、官吏、公吏の手を要する譯であります。立法の基礎を爲す所のこと
に於ては、法律なり、經濟なりのことは、國民利害得失のある所を明かにし、而して之が法律
と相成るやうにならなければならぬと考へるに依つて、希望する所は、各種人民の利益に係るこ
とでありますから、各種の事業が議會に代表せらるゝことを、國民に對つて勸告せんと私は望
むのであります。故に此節新に諸君と共に新規なる政黨を起して、而して是等の獎勵誘導に努
めんことを希望致すのであります。

又一面に於ては、民間にあつて、これは民間の事業にも利益し、又其各種の黨派より代議士などが出て参つて、立法に參與するに就ては唯其職務を盡すといふのみならず、其間に在つて、大に人材を養成するの手段とも相成る譯と考へます。諸君が御熟知の通り、何れの國に於ても、政界に於て練磨する所のものが國政の上について力を伸すことに相成るものでありますが、是は實際其間に於て、各々自ら練磨する所、練熟する所があつて、此の材器が現はれて來ることであらうと思ふ。我々、特に私は「淺學にして、是等の誘導者、養成者になり得る力あり」といふことは憚つて申し難いが、併し今の壯年の人に對しては、先進の位地に居るものに相違なければ、又之を誘導して其材器を造るといふことも、我々の職分上避くべからざることと考へられます。到底如何なる制度方法があつて見ても、人物がなければ之を運用施行するといふことは出来ませぬによつて、私が最も希望する所は後進の輩をして國家各種の事業に應じて、國の利益を圖らしめると云ふことが最も必要と考へます。要するに我々が不學にして、今日まで要路に當つて重責を屢々汚したこともあるのでありますが、後進の人に其重きを負擔するに足るの人物が出来て參ることに就て、大に希望を抱いて居る譯であります。

又政黨の改良と云ふことに付ては、各地に於て是まで私が大に唱道したことがありますが、固より諸君の中に於ても從來政黨に従事して御盡力に相成つて居る御方もあるのでありますが、是等の事に就ては、私より経験の多い譯であると考へますが、併し多數の人を集めて、以て十分なる規律節度の下に動くことと云ふことは、餘程難かしいことであらうと考へる。特に自由の意思を將て、自由の行爲を爲すことの出来る者が集まるのでありまして、兵隊と同一の譯ではないから、至難のことと考へます。何れにしても多數の集合と云ふものには一定の秩序規律がなければ紛雜を極めて、各々自己の勝手をするといふことは免れぬ譯であります。苟も政黨なる以上は、一の規律の下に動くことと云ふことにならなければ、立法上に於て其意思を現はすに於ても、又國民の誘導者たらむとする場合に於ても、事實上、これは已むを得ぬことと考へます。依つて、個人的に、政治上に於ける行爲を慎むと共に、亦一黨派としての方向、方針を現はす上に於ても、規律のある動作に依て現はすことにならなければならぬと考へます。而して此結果たるや、國家を利し、民を益するといふことにならなければならぬと考へる。固より此邊に就ては諸君に於ても私と御同感のことと考へますが、御互に十分此邊に付ては注

意して参ることに致したいと考へます。今日は未だ政友會なるもの、成立して居らぬことであり、りますに依つて、諸君に御依頼申して創立のことに御盡力を願ふ譯であります。此創立のことに就きましては、今日までは、未だ私より他人に向つて勧誘を致したことはないのであります。種々な風説もある趣であります。我々と感と同じうする人を誘導して之に加入せしめむとするのは、今日より始まる譯であつて、此事も今日より諸君に御依頼申します。併し之を誘導するに就ては、豫め私が世に公けにした所の考へと、矛盾する意思を有する者は這入つて貰はぬ方が宜しい。私が公けにした趣意に同意の人のみ這入つて貰ふ事に致しませんと、却て將來成立する所の此會の爲めに、不利益と相成る故に、徒に多數の人の這入るのを希望する譯ではない。先つ少數より始まつて、段々世の是認する所と相成つて、廣く世人が我々の趣意の在る所、我々の行爲の現はるゝ所に同意を表することを望む譯である。否らずして最初より能く趣意のある所も了解せず、唯々新規を好んで加盟すると云ふが如き者は、斷じて之を誘導する必要はないと考へる。殊に從來の政黨に於ては已むを得ざる事情に因つて起つたものとは雖も、政黨の動作行爲と云ふものは、素より文治的のもので、平和の仕事であ

りますから、壯士的の働きなどは極めて避ける様にならなければならぬ。若し無産にして爲す所なき無頼の連中を加ふるが如きは、我々が折角政治上に効力を與へ、良民の業をして益と發達せしめむとするの目的に反するものである。我々は國民に政治の思想を誘導し、且つ養成しようとして云ふの希望より、新に起す所の政友會でありますれば、徒に此仲間に加はつて僥倖せんとするが如きものは、成丈け加入して貰はぬやうに望むのである。且又我々の仲間によく我々の趣意のある所を了解して來たり投ずる者は、前日に如何なる考を有つて居つたとか、如何なる主義を取つて居つたかと云つても、既往の事は敢て問ふの必要はないと考へますに依つて、能く此節發表したる所の趣意を了解して來る者は、何人と雖も之を選むの必要はないと考へる。我々の趣意とする所に同情を表して、俱に國家の爲めに力を致さうと云ふ人であれば、或は感情の上より今日まで反對をしたと云ふやうな事のある爲めに、我々に於て尙其舊感を繼續して排除すると云ふが如き襟度の狭いことは私は敢て取らざる所でありませぬ。全く今日よりして一新して以て好果を將來に收むることを望む譯であります。是れ等愚意の存する所を御諒察あつて御盡力あらむ事を國家の爲めに偏に希望する譯であります。

今日は以上陳述に及びました愚見に止めまして、即ち茲に御列席の諸君に創立委員たらむことを御依頼申し、且つ相互の間に御紹介を申して置きます。今日御出席の外に尙ほ創立委員となるべき人が加入を致すかも知れぬと考へますが、其際は必ず創立委員諸君に御相談に及んで取極める積りであります。諸君は、今日以後に於て、以上私の陳辯に及んだ處を御補助下されて、此會の成立に至らむことを希望致しまする。

所要時間三十五分、之に對し渡邊國武子、創立委員を代表して答辭を述べた。曰く、唯今御演説の趣、竝に御示しを得ました綱領等の事は、我々が豫ねて期待致して居りました所と殆ど符節を合する次第であります。且つ維新の元老にして我々の先輩たる閣下が、率先せられて此事の成功を期せらるゝと云ふは、獨り我々の幸なるのみならず、又國家の幸と考へまするから、將來十分に微力を盡しまして、創立は勿論本會の將來永遠に目的を達するやう力を致さむことを誓ひます。一言御答辭を申述べて置きます。

次で創立事務所を帝國ホテルに設くること、毎日午前九時より委員會を開くこと、及び創立委員長に渡邊子を推選することを決議して散會した。

宣言

當日創立委員に示された——附議されたのではない——宣言及趣意書は左の如し。

帝國憲法の施行既に十年を経て、其の効果見るべきものありと雖、輿論を指導して善く國政の進行に貢献せしむる所以に至りては、其の道未だ全く備らざるものあり。即ち各政黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り、或は國務を以て黨派の私に殉ずるの弊を致し、或は党内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を揚げ、内國民の倚信を繋ぐに於て、多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。今や同志を集合し、其の遵行する所の趣旨を以て世に質すに方り、聊か黨派の行動に對して予が希望を披陳すべし。

抑も閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其の簡拔、擇用或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意思に存す。而して其の已に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の事を行ふや、黨員政友と雖、決して外より之に容喙するを許さず。苟も此の本義を明にせざらむ乎、

或は政機の運用を誤り、或は權力の争奪に流れ、其の害言ふべからざるものあらむとす。予は同志を集むるに於て、全く此の弊竇の外に起立せむことを期す。凡そ政黨の國家に對するや其の全力を挙げ、一意、公に奉ずるを以て任とせざるべからず。凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめむとせば、一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるべからず。黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは、斷じて戒めざるべからず。地方若くは團體の利害の問題に至りては、亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按じて、之が施設を決せざるべからず。或は郷黨の情實に泥み、或は當業の請託を受け、與ふるに黨綏を以てするが如きは、亦斷じて不可なり。予は同志と共に此の如きの陋套を一洗せむことを希ふ。

政黨にして國民の指導たらむと欲せば、先づ自ら戒飭して、其の紀律を明にし、其の秩序を整へ、専ら奉公の誠を以て、事に従はざるべからず。博文竊に自から揣らず、同志と立憲政友會を設け以て、黨派の宿弊を革めむことを、企つるもの、區々の心、聊か帝國憲政の將來に裨補して、報効の萬一に希圖せむとするに外ならず。茲に會の趣旨とする要領を具し、以て天

下同感の士に問ふ。

明治三十三年八月二十五日

侯爵 伊藤博文

趣意書

余等同志茲に相謀りて立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉じ、國家に對する臣民の分義を盡さむと欲す。其の趣旨とする所の要領左の如し。

一、余等同志は憲法を恪守し、其の條章に循出して統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を挙げ、以て各箇の權利自由を保全せむことを期す。

二、余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翼賛して、以て國運を進め、文明を扶植することを勉むべし。

三、余等同志は行政の機能を充全にして其の公正を保たむことを望み、選叙を精にし、繁縟を省き、責守を明にし、紀律を正し、處務を敏活にして、時運の進歩と相伴はしめむことを

謀るべし。

- 四、余等同志は、外交を重じ、友邦の誼を厚くし、文明の政、以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしめむことを努むべし。
- 五、余等同志は中外の形勢に應じて國防を完實するを必要とし、常に國力の發達と相伴行して國權國利の防護を完全ならしめむことを望む。
- 六、余等同志は教育を振作し、國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの懿徳良能を發達せしめ、以て國礎を牢くせんことを希ふ。
- 七、余等同志は農商百工を奨め、航海貿易を盛にし、交通の便利を増し、國家をして經濟土生存の基礎を鞏からしめむことを欲す。
- 八、余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ、其の社會上及經濟上の協同を、完全ならしめむことを圖るべし。
- 九、余等同志は國家に對する政黨の責任を重じ、専ら公益を目的として行動し、常に自ら戒飭して、宿弊を襲ふことなきを勵むべし。

二十六日創立委員會は左の廣告を爲した。
 本會發會式來る九月十五日を以て舉行候に付趣旨政綱御熱覽の上入會希望の諸君は當事務所へ御申込相成度此段廣告候也
 但發會式場所及時間等は追て廣告す
 明治三十三年八月二十六日

東京市麴町區内山下町帝國ホテル内

立憲政友會創立事務所

政友會創立委員會に原敬の名が見えたが、之について一言して置かう。原は當時大阪毎日新聞の主筆として、操縦界に重きをなしてゐたが、立憲政友會の創立に關しては當初より大に盡力する所があつた。で彼は創立委員には指名されてなかつたに拘はらず、特に此席に招かれたのである。で世人彼の入黨を信じ、彼自身も亦入黨の意思で、社規に従ひ、社を辭すべく決心し、後任をも推薦することになつてゐた。然るに大株主の一人である、本山彦一（現社長）は原に相談せず、私に矢野文雄（龍溪）に交渉したが、株主中原の留任を望むもの多く、爲めに入黨は不可能

となつた。他日大政友會を造り上げ、其全勢力を背景として、大正の政界を左右し、獨裁君主以上の暴威を振ひたる大宰相も、十數年前までは此の如く一介の新聞記者であつた。

(三) 關東クラブの總會—星の大望

八月廿六日憲政黨の一派にして星亨の率ゐる關東俱樂部は芝罘岩町本部に大會を開き、鹽田與造、新井章吾、村野常右衛門、中島又五郎等六十餘名參會の上滿場一致を以て左の決議案を可決した。

本俱樂部は本月廿六日我黨代議士總會の決議を是認し、立憲政友會に合同する爲め來る九月十三日の大會に於て我黨の解散を主張すること。

本俱樂部は前項の趣旨を貫徹せん爲め各團體に交渉すること。

前項の交渉は總て幹事に一任すること。

次で星亨氏起て一場の演説を試みて曰く、

今や吾人は伊藤侯と合同して立憲政友會を組織せんとす。是れ即ち帝國政黨史上の大變革にし

て往時を顧みれば實に感慨に堪へざるものあり。且つ又一方より觀察すれば從來吾人の政敵として抗争したる所謂藩閥者流と合同するものにして奇異の感なきに非ずと雖も、時勢の變轉、毫も怪むに足らず。抑も吾人の希望する所は立憲政治の完成を期するに在り、吾人亦之が爲めに由來幾多の變遷を経たるは諸君の已に知らるゝ所、而じて今日の事亦此目的の外に出でず。吾人は常に此の目的の爲には一黨の利益を抛つて或は反對黨と合同し、或は藩閥内閣を助けたり。吾黨の歴史は公利公益の外、一點の私心なし。今や我邦の位地たる世界列強の間に介在して外は大に國威を發揚し、内は憲政の事稍と其緒に就かんとするに際し、徒らに末節に走り、個々の利害を争うて、上下相和せざるの傾向あるは、國家の爲め痛恨すべき事たり。幸に伊藤侯の如き大政治家にして政黨の必要を感じ、政黨に頼りて從來の政弊を打破し、大に國家に盡さんとせらるゝあり。是れ吾黨が憲政の完備を期するに於て千載一遇の機會とす。蓋し吾黨は憲政の爲めに貢獻する所のもの深く且つ多し。而も民衆の多數を率ゐ、議院の一部を制するに足るのみにして、憲政に於ける機關の僅かに其一部分に盡くすを得るに過ぎず。我日本の歴史と憲法との精神よりして、如此境遇に満足する能はず、否此等は實に吾黨の一大缺點とし

て、久しく遺憾とする所のものなり。今伊藤侯の翻然として政黨に身を投ぜらるゝに當つては吾黨亦釋然として之れに赴かざるを得ず。是れ吾黨が多年庶幾する所、憲政の美を大成するに於て最良の方便なればなり。吾多數の黨員中には或は伊藤侯の宣言を批評し、又其政綱を云々するものもあるも是れ其末節に過ぎず、細事に過ぎず、吾人は國家の爲め民衆の爲め憲政の美を大成すと云ふ大綱を提けて猛進せんのみ。人生大事を爲す須く落々磊々たるべし。苟且偷安、唯細事に拘々たらば、何を以て其精神を貫徹するを得ん。吾人が我憲政黨を解く、宜く大石良雄が赤穂城を明渡したるの概なかるべからず。若し夫れ因循姑息に流れ、事を斷ずるの機を失ふあらば、大事遂に去らん。吾人は正々堂々、黨を解き、胸襟を披いて、進んで憲政の美を成すに盡さん。聊か所感を述べて諸君の考慮に訴ふ。(要領)

是が演説中「吾多數の黨員中には或は伊藤侯の宣言を批評し、又其政綱を云々するものある」と云ひ又「末節に拘泥せず大綱を提けて猛進せよ」云々「須く落々磊々たるべし」と云ふ、蓋し藤侯の宣言中には從來自由黨の唱道したる所と齟齬するものあり、彼の閣臣の任免を全然大權の發動に委し、政黨員外よりの簡拔を認容するが如き、政務に就き黨員の容喙を許さずと云ふ

が如き、官吏登庸に一定の資格を認むべしと云ふが如き非常の反對を受けた。然れども強て之を争はんか藤侯は斷然自由系の入黨を拒絶すべく、入黨を拒絶されるれば萬事休す、之に反して一日之を承認するも、政友會創立の後に於て實力さへ自由黨系に在れば、如何とも變通の道は有る、とは星の胸中に描く所の成竹であつたらしい。是れ星が百方其黨員の慰撫に努めた理由である。藤侯無條件獻黨に得々たる間に、侯は到頭彼等の藥籠中の物となり了せたのである。

(三) 政友會と研究會

政友會の創立委員たる金子堅太郎男及渡邊洪基氏は、當時貴族院議員として研究會に屬してゐた關係上、其去就を明にする必要ありとて、常議員會の開催を求めた。八月二十二日、清棲子、京極子、堀田子等岡部子爵邸に會し、金子男、渡邊氏より伊藤侯の宣言及趣意の大意を述べ「若し諸君の御許しあらば研究會員の肩書を有したるまゝ、入黨したきも、貴族院内に於ける他の團體にすら同時加盟を許さる本會なるを以て、之を不可とせば不本意ながら脱會の手續に及ぶべし」と申出た。之に對し常議員は伊藤侯の宣言趣意は年來研究會の主張する所と符合するが故に

其政黨の成立及貴下等の入黨に就いては全幅の賛意を表すべきも、慣例上一應手續として脱會届を差出されたく追て總會を催して其許否を決すべしと答へて散會した。次で二十九日總會を開き、右の件を議したが、

- 一、伊藤侯の宣言趣意は全然研究會の年來把持主張せる所と同一なれば會を擧げて立憲政友會に加盟すべし
- 二、研究會員は主義の如何を問はず他の會に加入せざる慣例なれば同志主義なればとて會員の儘加盟するは不可なり
- 三、金子渡邊兩氏は從來の關係上兩氏に限り研究會員の肩書を有する儘政友會に入るを許すべし

との三説生じ、互に相くだらず、三十一日再び總會を開く、會する者岡部、正親町、堀田、堤、京極、鳥居、山口、三好、稻垣、太田原等十四名、會議は更に紛糾し、容易に纏まるべくも見えなかつたが、結局多數で第二説に傾き、政友會に對しては、將來同志主義者として互に相提携するは勿論なるも、兩氏の脱會を認むるの外なしと決議するに至つた。

(四) 入會者相踵ぐ——志賀重昂脱黨理由を發表す

創立委員會に於て宣言及趣意を發表するや入會者踵を接して至る、衆議院に於ては、憲政本黨から尾崎行雄(三重)森本確也(同)佐藤清(宮城)武石敬治(秋田)淺野順平(石川)兒玉仲兒(和歌山)新開貢(徳島)武市彰一(徳島)橋本久太郎(同)計九人、帝國黨からは出水彌太郎(大阪)大須賀庸之助(千葉)早川龍介(愛知)市岡政香(岐阜)朝倉親爲(大分)等五人、議員同志クラブからは鹽谷五十足(群馬)平岡力之助(三重)の二人、日吉クラブからは中村榮助(京都)北田豊三郎(大阪)鈴木總兵衛(愛知)井上信八(同)西川宇吉郎(愛知)の五人、而して無所属からは松田秀雄(東京)大三輪長兵衛(大阪)堀尾茂助(愛知)佐藤昌藏(岩手)大岡育造(山口)大谷新作(同)河北勘七(同)國重政亮(同)武弘宣路(同)三輪傳吉(同)熊代謙三郎(同)板東勘五郎(徳島)麻生大吉(福岡)有馬要介(鹿兒島)鮫島相政(同)長谷場純孝(同)和泉邦彦(同)有村連(同)佐藤通代(同)林元俊(同)の二十人で合計四十一人(第四次伊藤内閣の成立後参加したる七人をも含む)尙院外より投じた人に志賀重昂氏があつた。氏は憲政本黨の重鎮として聲名があつたが、一度

伊藤侯の擧を聴くや、直に左の脱黨届を出して其の傘下に馳せ参じた。多年提携せし十萬の黨友諸氏と敢て手を別ち、獨り袂を振て眼中一知己なき所謂新政黨に投じ聊か半生の所信を公行せんとするに當り、以て諸氏に告ぐる所あらんとす、不肖自ら揣らず、以爲らく、日本國民をして世界壇上の一員たらしむべきは、吾人が現代に盡すべき最大にして最高の義務なりと、之が手段として地理學を全國の隨所に講明することを茲に十二年一日の如く、今や教育社會全般は漸く微志の存する所を諒解せんとするの秋に至れり。更に以爲く、我國民は常時に當りては平順寛裕以て歐米の社交と共通し、以て國民の品性を顯彰し、一旦國家が正當防衛の機に當つては、勇往悍然として退嬰自縮の途に依らず、已むを得ざれば、帝國の利益線大陸に開展するの舉に出で、軍國に、外交に、有事の日に應ずる丈、最大なる後援力を設備し、而かも之れを大成するは盛に外國の資力を應用して、頻りに帝國の利源を開發するにあり。要するに教育、經濟、外交、軍國の方針は系統的に首尾貫注し來り、日本國民をして自ら直前して世界の機先を制し、其進運を率る去るの大道に出でしめざるべからずと思ふ。政黨は純理に則り、之を實行するを以て其眞成の經綸となすべき者、而も其興望を買はんとするの

餘、凡衆の意を迎へ、庸俗の心に依り、些も凡衆庸俗をして、世界の機運を開悟せしむるに至らず、政黨自らも亦遂に凡衆庸俗の所見に殉せざるを得ざるに至る。然れども世界の機運は愈々東洋に督促し、更に益々壓迫し來りて、帝國の運命を裁決すべき問題の續々連發すべき現在及將來に當り、吾人が國家に竭すべき第一義は自ら揣らざるも、能く凡衆を訓練し、庸俗を教育し、以て布局の濶大にして英爽颯發なる國民を成就するにあり。所謂新政黨は以上の所信を實行するに順便なりと確信す。假令十分に順便ならずとも、一分なり一步にても順便に近づくものとせば、此機に際會して、一身の利害や、成敗や、毀譽の如きは、何ぞ謂ふに足らんや。唯世局の趨勢は諸氏と再び、提携せざるべからざる機運の必ず到るべきことを豫知すと雖、今や暫く手を別つに當り、去就の度を公告すること爾り。

明治三十三年八月十八日

志賀 重昂

(五) 藤侯宮中の職を辭す

伊藤侯は九月九日付を以て帝室制度調査局總裁、帝室經濟會議々員及び東宮補導顧問を辭した。

蓋し累を宮中に及ぼさんことを畏れてあつた。之に對し九月十四日午後岩倉侍從職幹事を差遣され優渥なる御沙汰書に紅白縮緬を下賜された。

(六) 憲政黨の解黨

憲政黨を藤侯に献じたる以上は早晩解黨しなければならぬ。既に關東俱樂部に於ては來るべき臨時大會に解黨を提議するに決し、憲政黨東京支部其他地方支部何れも同様の決議を爲して大會に臨むの準備を整へた。

九月七日憲政黨は全國支部に對し左の通牒を發した。

拜啓今回我黨と立憲政友會と合同成る場合には我黨員も亦新に加盟申込の手續を要するやの風説有之候爲め地方黨員より往々問合も有之候得共我黨員は、我黨臨時大會に於て解散決議の上は、直ちに其名簿を以て加盟の手續に可及事に、立憲政友會創立委員と打合相成居候に付、創立委員より、我黨員に對しては故らに、勸誘書送附相成居らざる次第に御座候間、此段爲念御通知申上候也。

追て商業會議所會頭又は銀行頭取等の我黨員にして往々勸誘書送附せし向も有之候得共是は全國一般に或資格を通じて一同に送附したる譯合に付右様御了知相成度候。斯くて九月十三日日本部に於て臨時大會を開く。代議士、前代議士、貴族院議員、各府縣支部代議員其他無慮四百餘名、石塚幹事開會の趣旨を述べ、片岡健吉氏を會長に推し、河野幹事の黨務報告、石塚幹事の會計報告に次で左の如き解黨宣言書を發表した。

宣言

我黨多年の辛苦經營は立憲政體の完成を期するに在り、憲政の施設既に十年の久きを経て其効果の著きものありと雖も、未だ以て完成と謂ふべからず。是れ其憲政運用の基礎たる政黨の未だ全からざるに由るなり。我黨は夙に之を憂へて大に盡瘁する所あり、今や時運に際會し、伊藤侯と相謀り、更に立憲政友會を組織し、以て憲政の完成を致さんと期す。因て茲に我黨を解く。

明治三十三年九月十三日

憲政黨

星亨起つて之を説明す、滿場異議なし。次で會長は從來黨首板垣伯に對し左の感謝の辭を呈する旨を語る。

我黨は本日解黨に際し、板垣伯が多年自由の主義に據り、黨員を指導し我黨の爲に拮据盡瘁せられたるを感謝し、茲に特に委員を派して親しく此意を伯に致さしむ。

湧くが如き拍手喝采裡に可決し、委員として星、末松、松田三氏が指命された。當時伯は北海道に旅行中であつたから直に電報を以て通ぜられた。向自由黨史編纂の件、政友會に加入手續の件、本部の建物及附屬什器一切を政友會に寄附するの件を可決し、是後に末松男の演説あり、片岡會長の發聲にて天皇、皇后兩陛下の萬歳を三唱して散會した。

引續き午後芝紅葉館に懇親會を開いた。來會者二百四十七名、嘉悦氏房氏の挨拶に次で江原素六氏は各團體を代表し「藩閥と政黨との溝渠を撤するに至りたるは總務幹事並に其他の役員の盡力に由るものなり」と謝意を表し、最後に松田正久氏は總務側を代表し答辭を述べた。解黨は翌十四日直に届出を終了し、黨員名簿を立憲政友會創立事務所へ送付し、加盟の手續全く終了した。尙當日憲政黨總務の名を以て意見書なるものが發表せられた。

自由黨創設以來我黨を一貫せる精神は實に憲政を完成せんとするに在り、我黨が從來幾多の辛酸を嘗め、變遷を重ねたるは、實に此の精神を達し、此の志望を遂げんと欲したるが爲のみ。

乃ち我黨員が其の身命を捨て、其の資産を投じ、其安樂を顧みず、之を前にしては藩閥と奮闘し、之を後にしては或は伊藤内閣と結び、或は十年の政敵と合同し、或は山縣内閣と提携したる等、皆此の精神に出でざるなし。而して予等が曩に諸君を代表し、伊藤侯に我黨の首領たらん事を請ひ、續いて茲に立憲政友會を成立せしめんとするに至れるもの、又實に此の一貫の精神を達し、其の宿昔の志望を成さんとするにあり。諸君は既に多年相争うたる藩閥と相和して手を握り、又從來相抗したる政敵とすら相合して黨を解きたる事あり。今同じく此の精神と此の志望の爲に解黨し、更に立憲政友會を組織するに於て、何の遲疑躊躇すべき所かある。殊に今回の事たる、之を既往の事歴に比せば、其の志望を達するの捷徑に就くものなり。予等は諸君が多年不渝の志望に顧みて、必ずや廓然として胸底復た一片の掩翳を止めざるべきを信するなり。

夫れ志望を成さんとせば成すべきの道を選ばざる可らず。其の道を選ばずして徒に焦思苦慮す

るは、寧ろ志望を抛つに如かざるなり。我黨は多年憲政の完美を欲すと雖、上下の倚信未だ全からず。兩院多數の同情得易からず。獨力内閣を組織せんこと現在に於て爲し難きの業に屬す而して我黨の現状を以てしては此れ等の不備を充たすの道なくして、他に施すべきの良案あるを見ず。若し夫れ反對黨と聯合して政府に當らんか、將た纒に政見の行はるゝに安んじて、政府と提携せんか、此れ共に陳套の手段を反覆するのみ。政見の纒に行はれんことは我黨の素志を成す所以にあらず。反對黨と聯合するは一時の苟合にして、他日の大計を俱にすべからざるは、前轍の戒むる所以なり。今日に政府攻撃の舊態を復びするは、偶本志を曲けて國民の厭忌を買ふに過ぎざるのみならず、我國を補益し、我黨を發達せしむる所以にあらざるなり。果して然らば我黨今日に於て、苟も其の志望を擲つに非ずんば、此れを達するの途に進まざる可らず。此途に進まんと欲せば、先づ我黨の不備を補ひ、他日重局に膺るの計なかるべからず。而して伊藤侯は上下の信望を負へるのみならず、憲政の運用に政黨の必要を認め、又政黨の改善を論じて立憲の美を濟さんとするの人にして、此點に於て我黨は殆んど其志望を同じくせり。是れ予等が諸君に代りて先づ侯の入黨を希望せし所以なり。然れども伊藤侯一人の入黨は未だ

全く我黨をして充全ならしむるものに非ず。更に進んで朝野に黨勢の擴張を勉めざる可らざるは、予等の同時に期したる所なり。然るに偶々侯は是に想到し、名を憲政黨に列して首班たるは、汎く國民の要素を集めて憲政運用の機關たるに便ならずして、侯自ら立憲政友會を發起して、我黨の志望に應ぜんとするに至れり。我黨豈此の好機に乗ぜずして止む可けんや。斯の如く立憲政友會は、伊藤侯の發起と共に予等創立委員の任に當り、且汎く各種の方面に涉りて、國民の要素を網羅せんとするが故に、我黨の缺點を補ふに遺憾なきのみならず、全黨を擧げて此れに應ずるは形式に於て侯の立憲政友會を大成するが如きも、實際に於ては、我黨宿昔の志望を成すが爲めに、侯を勞するものとならざるを得ず。然るに或は光輝ある歴史を捨てて黨を解き、藩閥に投降して意氣相合はざるの徒と俱に爲さんことを好まずと云ふ者あらん。然れども伊藤侯は今や既に其超然論を抛ち、憲政運用に政黨の必要を説き、憲政の要義を政府と議會との調和に歸し、公然其の趣旨を發表せり。而して其の下に加はるゝの士は、多くは是れ我黨の俱にせんことを辭せざる所なり。果して然らば、此れ藩閥に投降するに非ずして、同志と協合するものと謂ふべし。我黨は此の一貫の精神に基き、其の志望を成すに近からんが爲

めには、既に藩閥内閣と提携し、政敵と合同したり。今大に其の志望を成すの途に就かんとす、區々感情の好惡を以て去就を決すべきに非ず。我黨の歴史は固より光輝あり。然れども我黨は此の歴史を維持せんが爲めに存せるに非ずして、其の目的を達せんが爲めに存せるなり。故に此の目的を達することを得ば、我黨の歴史は幾變遷を経るも、其の光輝を増すものなり。我黨曩に一時の大勢に乗ぜんとしてすら、尙且黨を解き、政敵と合したる事あり。今大に志望を達せんが爲めに黨を解きて、同志と供にするは、寔に其宜きを得たるものと信ず。諸君も亦應に豁然として遲疑する所なかるべし。

伊藤侯の發表したる立憲政友會の趣旨と綱領とは、其主眼とする所、立憲の完成を期するに在り。唯其立言行文の主節或は未だ意に満たざるものあり。然れども之を我黨の主義綱領に照し又平生の主張に比して、推究するに、率ね其歸趣を同くせり。然るに或は其の解釋を異にし、我黨の意思と未だ相合はざるを疑ふ者あり。思ふに此れ一は其の立言行文の從來政黨間に慣用せられたる所に異なるものと、一は未だ深く推究せざるに因る。予等茲に其の所思を告ぐると共に其の疑點を説明して、諸君の参考に資せんと欲す。

一、立憲政友會の趣旨綱領を通じて政黨内閣又は責任内閣の組織を期すと云ふが如き文字なきは蓋し最も疑の生ずる所ならん。然れども綱領は其の第一項に於て予等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して、統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を擧げ云々の文字あり。元來我黨が多年憲政を完成するが爲めに、政黨内閣を主張せるは、憲法に遵ひて、議會の多數と調和伴行するの内閣を組織せんことを望みたるにあり。當時藩閥政府は憲政運用の機關として必要缺く可らざる政黨を害物と見做し、議會の協賛を藐視し、反つて輔弼の重責を誤るに至れり。我黨は深く之を慨し、政黨内閣なる簡約の言辭に藉り、大臣輔弼の重責は大權の奉行と共に、議會の協賛を経て、國家の要務を擧ぐるに在るの義を明にせんとしたるなり。彼の大任免の事は大權に存し、輔弼の重責は議會の協賛すべき立法豫算の事項のみに止まらざるは、我黨の悉知せる所にして、所謂政黨内閣は直に英國の實例を取つて、之を我國に適用せんとの意に非ず。而して立憲政友會の綱領の所謂憲法の條章に循由して、統治權の施用を完からしめ、以て國家の要務を擧ぐるとは、大臣が上元首の大權を奉行すると共に、議會の多數と調和伴行するにあらずんば得べからざるの事に屬す。故に政黨内閣なる文字なしと雖も、立憲政友會の綱

價の實行せらるゝは、即ち我黨宿志の實行せらるゝなり。

且政黨員を内閣に擧用して議會と調和伴行せしむるは、憲政の妙用なるに拘はらず、或は政黨員は内閣大臣たる可らずと謂ふが如き誤を爲す者あるに反し、立憲政友會の趣旨に於て、閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用或は政黨員よりし、或は黨外の士を以てす、皆元首の自由意思に存すとの義を明にしたるは、亦嘗て予等の主張せし所と其歸を同くする所なり。

二、趣旨綱領中大臣輔弼の責任に言及する所なきが爲め、内閣と議會との關係如何に、要領を得ざるの疑をなす者なきにあらずと雖も、大臣は天皇に對し輔弼の責を全うし、以て國家の要務を擧げんとせば、議會の多數と調和伴行せざる可らざるは、事實に徴して明なり。則ち内閣が人心を失し、議會の多數は到底内閣に賛同せず、立法豫算の政務擧げて曠廢に歸せんとするに關せず、議會の調和伴行せざるを以て、一に之を大權干犯と爲し、頑として其の位地に據り進んで調和伴行の道を講ぜずんば、以て輔弼の責任を全くするものと云ふを得ざるべし。而して之を其の發起者たる伊藤侯に見るに其の超然主義を標榜したるの當時に於てすら、議會の反對に遇うて國務を擧ぐる能はざるに至つて、其の任免の、大權に屬するを以て輔弼の責を忽に

せず、表を捧げて罪を闕下に待ち、又先年自由進歩兩黨の合同するや、自ら之を後任に奏薦して引退したる實例あり。今又其の趣旨に於て輿論を指導して國政の進行に貢獻せん、或は帝國憲政の將來に裨補せんと言明せり。諸君にして一たび此等の諸點を轉合せば、立憲政友會の趣旨は憲政の完成を期し、閣臣の責任を明にしたるものなること、釋然たらん。若し夫れ爲政の實際に臨み、閣臣自ら其の執る處の政策見斷じて國家人民の利とする所にして議院以外の民心亦茲にあることを確信し、議會解散は此の所信を貫き、以て輔弼の責任を全くする所以なりとする時に於て、陛下に奏請して、議會の解散を斷行するは、是れ事實の問題にして、決して憲法政治の眞義と相戻るものに非ず。又我黨の宿志と相忤ふものに非ざるなり。

三、趣旨書中其既に擧げられて輔弼の職に就き、獻替の事を行ふや、黨員政友と雖も決して外より之に容喙するを許さずとあるを以て、閣員黨中より出づることあるも、黨と内閣との間は隔絶して意思相通せず、唯其の指呼に待つのみにして、同志の内閣たる實なかるべしと、疑懼せる者あらん。然れども其の既に會員より出でて内閣を組織せば、其の會の抱持する所の政見、實地に表現するは勿論なり。唯紀律を肅整し、職守を嚴明にして、互に相愼み、濫に容喙誘議

して、紀律を紊亂し、自家同志をして、廟堂に齋來、動く能はざらしむるが如きは、憲政の運通に於て、固より當に戒むべき所なり。故に進んで局に膺る者は、會の意見を實行せんことを勉め、退きて野に在る者は、輿論を指導して、之を扶翼し、以て其の事實と名分を正して、紊さざるは、當然の理義なり。趣旨書中這等の言、予等全く疑心の挾むべき所なし。

四、趣旨書中官吏任用に關し一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識経験を備ふる人才を收めざるべからず。黨員たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは、斷じて戒めざるべからずとあるを以て、官吏任用に無益の障壁を設けて、黨員の就官を遮らんとするに非ざるかを疑ふ者あらん。然れども官職を以て黨に私せんことは、我黨の固より望まざる所にして、此れが選叙に能否を論ぜざるが如きは、苟も政務を善くする所以にあらず。立憲政友會員が、要路に立つに於て、若し官職俸祿を會員に私し、行政處務の良否を度外視せば、政黨は憲政に裨補するものに非ずして、國家を傷害するものとなるべし。故に一定の規則の下に會の内外を問はず、汎く適當の學識経験を有する人才を擇拔するは、當然の措置のみ。若し夫れ資格限定の程度と方法とに至りては、別問に屬す。他日自ら適當の考究あらん

のみ。

五、候は政黨の改善に熱心なるが爲に、其の趣旨綱領中、紀律秩序を整理し、責任行動を慎重にするに於て、最も言を用ゐたり。以上疑惑の因たらんとするの諸點、此の精神に出でたる文字多く、其の地方、若くは團體の利害の爲に施設を決し、郷黨當業の情實の爲めに黨援を與ふるを一洗せんと云ふも、亦此の精神に外ならず。而して此れ等の弊竇は、我黨の深く戒規したる所にして、今更之を一洗するの必要は、我黨に於て、予等の感ぜざる所なり。今立憲政友會を組織し、更に益此れを戒慎飭厲するは、我黨宿昔の志望を達するの途に就くと共に、更に一層其の體面を公正にする者となるべし。之を以て暗に我黨を指すの言とするに至りては、己れを卑して、自ら疑ふの嫌あるを免れず。

六、或は黨名を付せずして會名を稱するを云々する者ありと雖も、黨と云ひ、會と云ふは、元來特別の意義を表示せるものに非ず。會て大成會が政黨にあらざる團體なるを自ら表明せんとし、他に用ふべきの稱なくして、之を付したる事あるが爲め、政友會の名も亦、政黨否認の意を寓するの感あらしむるに似たり。然れども立憲政友會は立憲政下の政黨として生れたるもの

なるは、其の趣旨綱領に歴々明示して伊藤侯の自ら稱する所なり。予等は其名に拘はらんより寧ろ其實を擧げんと欲するなり。諸君も亦感を同くするを信するなり。以上の數點を除きては趣旨綱領中又疑問の生ずる無かるべし。而して此の數點は我黨の主張と閱歷とに於て否定すべきものに非ずとせば、立憲政友會は其の終局の志望のみならず、其の趣旨綱領を通じて、殆んど同軌に出づるものなり。且夫れ綱領第一項に明示する各箇の權利自由を保全せんことを期すとは、即我黨の主義を表明するものにして、我黨を一貫したる精神は茲に現存するを認むるなり。

之を要するに、我黨今日の現狀に於て、新生面を開き、宿昔の志望を達せんとせば、茲に黨を解きて、更に立憲政友會を大成するに如かず、若し諸君にして、多年の志を空しくし、爲す所なくんば則已む。苟も志を當世に行ひ、邦家人の爲に、時務を濟して、大計を後昆に遺さんと欲せば、須らく其大勢に著眼して、予等の措畫に賛同し、此の政黨一新の氣運に乗じて此の捷徑に就くべきなり。予等は諸君と義を同くし、難を共にして、幾多の變遷を経歴せり。將來も亦た永く諸君と、力を戮せ、此の經歷の成果を收めんと欲するや切なり、希くは諸君深

く内外の形勢に鑑み、以て我が黨の事にして憲政の完成を期し、國家の進運を致すに於て、目下の急務たるを確信す。我黨の諸君幸ひに予等微衷の在る所を諒せられよ。

明治三十三年九月

憲政黨總務委員

(七) 實業家の去就

政友會組織に際しては全國實業家を糾合せんとし、創立事務所より加入勸告狀を配布した。で東京實業家は、從來何事に依らず歩調を一にして來た關係上、一致して其去就を決すべしと爲し九月十二日井上馨伯を招じて三井集會所に協議會を開いた。

劈頭遊澤男の挨拶あり、井上伯後を承けて起ちて曰く、來會諸氏の爲めに参考として新政黨に就て余の知る所を述べむに、抑々立憲政治の完美は純眞鞏固なる大政黨の出現に俟たざるべからず。然るに從來の政黨は其組織不完全なる爲め、種種の弊害を伴ひ、到底所期の目的を達するを得ず。故に此際完全なる政黨を組織せざるべからずとの主張に基けるなり。予亦全く其感を同うす、蓋し政黨を要する所以は之に依つて國家の

經營を圖らざるべからざればなり、而して、國家なるものは云ふ迄もなく農工商を以て基礎とす、其發達を圖るは即ち國家の發達を圖る所以なるべく、政治と實業とは斷じて離るゝ事能はず、言ひ換ふれば政治の善悪は直に實業界に利害得失を及ぼし、實業の盛衰は則ち國政の休戚となりて現はる。其關係や此如く密接なり。然るに既往に鑑みれば政治と實業とは兎角懸隔して別物の如き觀を爲せり、是れ其當を得ざるの甚しきものにして、伊藤侯の所謂政黨改造なるもの亦實に茲に因山す、而して既に政友會を起し其宣言綱領皆之に則る、實業家の政治に意を注ぐの好機會なりと云はざるべからず。然りと雖も余は必ずしも諸氏に對して同會に加入せよと勸むる者にはあらず。人の去就は其人の自由意思に依るべきものにして他より勸誘すべきものにあらざればなり。唯々余は實業と政治の離るべからざるを論じ、善良なる政黨の起るに於ては之を援けて以て憲政の完成を期するの至當なるべきを唱ふるに過ぎず。願くは予の微意の存する所を誤解せられざらんことを云々。

終るや先づ雨宮敬次郎氏起ちて「既に伊藤侯の發表せる宣言綱領にして其當を得たりと認め、且實業と政治の離るべからざる所以を諒解したる以上は一同躊躇なく入黨すべし」と説いた。之

に對し多數説は「伊藤侯の宣言綱領と井上伯の説明とは最も我意を得たるものにして、吾人は滿腔の敬意を表し、全力を擧げて援助に努むべきも、入黨と云ふが如きは、各自事情の許さざるものあり。政争の累を私交營業に及ぼす虞あるは面白からず」と云ふのであつて、結局決議を爲す必要を認めずして散會した。

此會が若し憲政黨獻黨前に開催されたならば斯くの如き結果を見ざりしならんに、惜い事をした。

第七篇 立憲政友會

第百 立憲政友會發會式

九月十五日(ち)は遂(ついに)に來(きた)た。當日(たうじつ)發會式(はつかいしき)場(ば)に充(あ)てられたる帝國(ていこく)ホテルには折柄(せきぐら)の蕭々(せうせう)たる微雨(ひこ)を衝(つ)いて馬車(ばしや)人力車(じんりき)引きも切(き)らず忽(たちまち)にして會衆(くわいしゆ)は堂(だう)に満(み)ちた。

十時(じ)十七分(ふん)、奏樂(そうがく)起(おこ)るよと見(み)れば、伊藤(いとう)侯爵(こうたく)は絹(ぬい)帽(ぼう)にフロックコート(ふろくこうと)を纏(まと)ひ、茶革(ちやがわ)の手袋(てぶくろ)を手にし、鬨(なつ)を排(は)して入り來(き)り、拍手(はつしゆ)裡(り)に脱帽(だつぼう)して設け(せ)の席(せき)に着(つ)く。廳(やぐら)で渡邊(わたなべ)創立委員(りつたてい委員)長(ちやう)は演壇(えんだん)に進(すす)み、開會(かいかい)の辭(ことば)を述(の)ぶ。

諸君(しよくん)、是(こゝ)より立憲(りつけん)政友會(せいゆうかい)發會式(はつかいしき)を舉行(ぎやうぎん)致(いた)します、就(つ)きましては私(わたくし)は當會(たうかい)創立委員(りつたてい委員)長(ちやう)と致(いた)しまして委員(委員)一同(いどう)に代(か)り、一言(いっげん)開會(かいかい)の辭(ことば)を申(まを)述べます。

諸君(しよくん)も略(りやく)と御承知(ごしょうち)あらるゝ如(ごと)く、客月(きやくげつ)二十五日(にじゅうごにち)伊藤(いとう)侯爵(こうたく)が本會(ほんかい)設立(りつたて)の趣意(しゆい)及綱領(きやうりやう)を發表(はつぱつ)せらるゝに當(あた)りまして其同志(そのどうし)者(しや)たる我(われ)々は當會(たうかい)創立委員(りつたてい委員)を囑托(じゆくたく)せられまして爾來(じゆんらい)殆(たいて)んど三週(さんしゅう)間(かん)、我(われ)々は

百事(ひじ)を擲(な)つて、本會(ほんかい)創立(りつたて)の事(こと)に打掛(うちか)つて居(ゐ)りました。然(しか)るに本會(ほんかい)は幸(さいはひ)に諸君(しよくん)の御贊成(ごさんせい)を得(え)まして、是(こゝ)まで未(いま)だ嘗(かつ)て見(み)ざる、又(また)嘗(かつ)てあらざる程(ほど)の多數(たすう)有力(りよく)なる一(いつ)の政治(せいぢ)的(てき)團躰(だんたい)を結合(けつごう)するこゝとを得(え)ました。其申込(まをしこ)みの人員(じんらん)は日々(ひひ)山(やま)を爲(な)して居(ゐ)りまして、何分(なんぶん)まだ調(しら)べが付(つ)きませぬが數十(すうじ)萬(まん)蓋(がい)し百萬(ひゃくまん)前後(ぜんご)であらうと存(ぞん)じます。昨日(きのう)迄(まで)に調(しら)べ終(お)りました内(うち)で代議士(だいぎし)の申込(まをしこ)みは百五十二(ひゃくごじふに)名(な)で、尙交(じやうかう)渉中(しゃうちゆう)の分(ぶん)が若干(じやくかん)あると云(い)ふことを諸君(しよくん)に御報(ごほう)道(だう)申(まを)しけることが出来るのでありま

す。此(こゝ)の如(ごと)く有力(りよく)なる政治(せいぢ)的(てき)團躰(だんたい)を結合(けつごう)し、此(こゝ)の如(ごと)く盛大(せいだい)なる發會式(はつかいしき)を舉行(ぎやうぎん)することを得(え)ましたのは、創立委員(りつたてい委員)に於(お)いても、深(ふか)く光榮(くわうえい)とする所(ところ)であります。斯(か)様(やう)なる好結果(こうけつこ)を得(え)ましたのも畢竟(ひつじやう)本會(ほんかい)の主唱(しゆしやう)者(しや)たる伊藤(いとう)侯爵(こうたく)と其同志(そのどうし)者(しや)たる諸君(しよくん)御(ご)一同(いどう)の忠君愛國(ちゆうくんあいこく)の至情(しじやう)が全く吻合(ふごう)一致(いち)しました結果(けつこ)に外(ほか)ならぬと存(ぞん)じます。事情(じじやう)此(こゝ)の如(ごと)くでありますから、我(われ)々(われ)立憲(りつけん)政友會(せいゆうかい)は伊藤(いとう)侯爵(こうたく)を其(その)總裁(そうざい)に推戴(すいだい)致(いた)しまして、其統率(そのとうすう)の下(した)に於(お)いて、大(だい)に國民(こくみん)民福(みんぷく)を擴充(くわくちゆう)せねばならぬと云(い)ふことは固(もと)より當然(たうぜん)のことであると考(かん)へて居(ゐ)ります。而(しか)して我(われ)々は將來(しやうらい)其(その)順境(じゆんけい)にあると、逆境(ぎやくけい)にあるとに拘(か)はらず、益(えき)と戮力(りよく)協心(きやうしん)、共(きよ)一致(いち)の基礎(きそ)を固(か)めて本會(ほんかい)の望(のぞ)みを達(たつ)することを務(つと)め、我(われ)々が今日(こんにち)理想(りしやう)として持(も)つて居(ゐ)ることを政治(せいぢ)上(じやう)に、社(しゃ)會(かい)上(じやう)に表(へ)現(げん)することになりましたならば、是(こゝ)れ

我邦に於る政治上の大革新の譯であります。然らば此今日の發會式なるものも、多年東洋に於る立憲政體の發生進歩の歴史上に大書特筆すべき一の出来事になるであらう。即九月十五日と申す日は、出来事の記念日として長く國民に記憶せらるゝ様にならうと考へます。故に今日我が此盛典を舉行するに當りまして、滿幅の希望と決心を以て、天下後世に耻ぢざるやう、謹嚴、慎肅、沈靜、剛毅の態度を執つて、淡泊に、圓滿に、議事を結了致しまして、本會の目的を發揚するは、諸君に於ても御同感と存じます。開會の辭は之に止めまして、次は會則を議し、續いて伊藤總裁の演説がありますから、諸君の御清聴あらむことを希望致します。次で會則の議定に移り創立委員星亨演壇に登り、會衆諸君、是より議事に取り掛る譯で御座りますが、立憲政友會々則と云ふものを略と創立委員に於て起草を致して置きましたから、之を會議に掛けて議決を願ひたいと存じます、茲に其全案を朗讀せしめますから宜しく御熟考の上賛成あらんことを希望致します。奥野市次郎氏會則を朗讀す、全會一致之を賛成す。聽て破れん計りの拍手に迎へられて伊藤侯演壇に進み、星亨の紹介に繼いで、徐に口を開く。

諸君、曩に私は宣言及綱領を掲げて立憲政治の、治下に於ける臣民の參政の權を行使することに於て、斯くありたきものと考ふる所を、全國の同志者に謀らんと欲して發布致して置きました所、愚見に同情を寄せられて、本日茲に諸君の會合を忝くしたるには私に於て滿幅の謝意を諸君に陳せざるを得ざる次第であります。將來政治上のことに付きましては此志を同くする諸君に謀り、又諸君を代表致して、平素懷抱する所の趣意を貫徹することに盡力を致したいと考へるのであります。

諸君の御熟知の如く、私は從來官途にのみ身を委ねて居て、政黨の事の如きは、未だ實驗のなき事でありませ故に、時に臨んで教を請ふことも多々あることと存じます。仍て諸君の國家に對する責任よりして、十分に御忠告をも下されるやう豫じめ希望して置きます。又政治上のことに至つては今世人が普通に考へて居るが如き容易なる事柄ではなくして、凡そ一國の政治ほど至難なるものはないと云ふことを、多年私は自己の經驗に於て感じて居るのであります。故に政治問題に付ては深く講究することが必要であります。此講究と云ふことに於て、凡そ政治上に發揚する所の問題は、萬般遺す所なく思慮を十分之に注いで以て國家を利し、國民を利すると

云ふ事にならなければならぬのでありますから、輕々に論斷すべきことではないと考へます。私は不學微力にして多年要路に居りました譯でありますから、中々私が政治上に付て先見ありとか經驗ありとか云ふことを口憚つて申す事は出来ませんが、併し歲月と共に多少の經驗を積んで居ると云ふ所よりして、私に對して諸君が志を同うし、同情を表せらるゝことゝ考へまする故に、私が國家に對する責任は素よりのこと、諸君に對しても、亦多數の同感者があれば殊更に責任の重且つ大なるを心の中に感ずるのであります。殊に今日の事態に於ては、内外の事諸君の耳目に觸れて居る次第でありますから、最も至難の事柄は數多目前に横はつて居ると感じて居るのであります。唯此至難なる問題は孰れも國家の消長と相伴ふことでありますから、假令其地位に在て之を處理するの任務に當つて居ると居らざるとに拘はらず、私に於ては憂國の志念に堪へん譯である。又此政友會を設けて同感の諸君を集めて共に事を謀らんとするも、敢て威權に昏戀して、以て己れ自ら責任の地位に立たん事を希望する如き念慮は私は一點も持たぬ。只日本國の國民にして觀望なる至尊を奉戴して其下に於て憲法政治の行はるゝ上に、忝くも至尊大權の發動に關係する所の立法權に參與すると云ふ國民の責務に付て、成るべく國家

の目的と符合する動作行爲に出でんことを望んで止まないのであります(拍手喝采)
故に不才不學を自ら揣らずして諸君の誘導者たることを以て、廣く同志の諸君を糾合致したる譯であります(喝采)。素より如何に英邁なる人物と雖も、時に失敗のないことは期せられぬ譯であります。況や魯鈍なる私に於ては萬々有り易きことゝ常に自ら虞て居るのであります。故に或は諸君が我を見棄てるの時もありませうが、箇様な場合に於ては事、國の利害と相關することでありますから、離合は國家の利益に伴はなければならぬ譯であります。さう云ふ場合には御遠慮なく御見棄下さつて宜しい、又私の言論動作が國家の利益と相伴ふと云ふこととに於ては固より同志同感の諸君でありますから御賛助を願ふのであります。全體私は政治の困難なることを深く感じて居るのでありますから、他人の局に當つて居るものを非難するとか云ふやうな事は餘り好まぬのであるのみならず、自ら其責に當つた心持で見るのでありますから、假令反對の人が政府に立つて居るとも、其政治の得失は即ち國家の得失であります故に、失敗なからんことを常に希望して止まないのであります。故に現在の政府に於ても、特に今日の如き内外の形勢でありますれば、我々は成る丈け事の成功に至ることを希望し、即ち我々の同

志たるもの、援助し能ふ限りは援助せざることを得ぬと考へるのであります。又一方に於ては各地方の状況にも深く考へを及ぼざるを得ないのであります。斯く多数の同志を糾合して各地方より出京の御方もあり、且つ之を代表してある諸君も此中に多々ありませうと考へます。我が之に對する一の希望は、從來政黨を組織して其黨員たりしものもあれば、未だ曾て政黨には入らざりし諸君が此度加盟されたものも少からぬと考へる。此新舊の間に從來横はつて居る所の感情を成るべく取除けて調和して、地方々々の利益を圖らるゝやうに相成りたいと云ふことを諸君に要求するのであります(拍手喝采)。今日よりは我黨、我同志と私が申す以上は容赦遠慮なく諸君に愚見のある所を陳述して置て、後見に遺憾なきを期せんと欲するのであります。即ち我々同志は集まつて私利を營むのでなくして、幾分か人を益する工夫を考へなければならぬと思ふ。且既に法律や制度で組織されてある所の機關なるものは其目的は一黨派の私利に供する道具でないこと云ふことは論を待たんこととありますから、地方の行政又は地方の自治の如きは、以て其地方を益する様に、成るべく公平にして、偏倚せぬ様に諸君に御盡力を願ひたいと考へる。而して地方々々に多少今日まで軋轢して居つた所の感情を和

けて而して一地方々々の幸福を増進する様にも、盡力あらんことを願ひたい。又私も夫等の目的を以て一には此會を組織した譯でありますし、又國家と云ふものは取りも直さず中央政府を指すことでありますから、此等の仕事に付ては、即ち立法院の仕事でありますから、是は帝國議會の議員たるの職務であつて議會開會中に當つては議員たる諸君と謀り、且諸君を私が指導致しまして、諸君が國家に對するの職務をして全からしむるやうに誓つて盡力する積りであります。

愚見の在る所を述べんと欲すれば數多の時間を費します譯であります。只今此に臨席して胸中に浮び、私の心の中より出づる熱血を濺いで一言を述べ、且諸君と是より此政友會なるものをして、成るべく政黨の模範たらしむるやうに、御盡力あらんことを希望致し、多數諸君の御來會に對して深く感謝する所の意を述べて置きます。(拍手大喝采)

侯の演説は時々拍手を聴くの外満場水を打ちたる如く終始靜肅裡に終つた。此日來り會する者無慮一千五百人、各地よりの祝電六千通以上と數へられた。

翌日直に結社届が出された。

結社届

一、社名 立憲政友會

一、社則

一、事務所 芝公園五號地二番

一、主幹 子爵渡邊國武 男爵末松謙澄

右治安警察法第一條ニヨリ御届申候也

明治三十三年九月十七日

右主幹者

子爵 渡邊國武

男爵 末松謙澄

芝警察署長稻田穰殿

斯くして大政友會全く成る。

第一百 第四次伊藤内閣

(一) 政友會初内閣の難産

山縣内閣は團匪事件の爲に壽命を延ばしたが事件も漸く平定されて既に外交問題に移つた。時怡も藤侯は議會の過半数を有する理想的政黨——政友會——の組織に成功したので山侯は、直に(九月二十六日)辭表を裁して藤侯を後任に奏請した。

伊藤侯とても既に政黨を組織する以上は大命次第何時にても政局に當るの覺悟は有つて居たものゝ去りとは餘り急速である。侯難色あり、諸元老幹旋頗る努む、乃ち侯は山縣侯とも會見を重ねたる末、僅に之を示談して閣員の銓衡に着手した。當時侯は著者に語りて曰く、「敵の陣營未だ定まらざるに夜襲をかけるは山縣一流の兵法なり。」と。

藤侯既に組閣決心した以上は電光石火の如く瞬時に閣員名簿を作製し得べしと思ひきや、茲に一の不祥事が突發した。渡邊國武子の脱黨事件是である。政友會組織當時、子爵は創立委員長の重任を帯び、隠然副總裁の地位にあつたが結黨式後、藤侯は、事毎に星に謀りて子爵を疎外する

の傾に見えた。

子爵平なる能はず。斯くの如くんば藤侯が曩に憲政黨に入黨を拒絶し、新に政友會を創立したる理由消滅すとて藤侯を切諫するも聽かれず、是に於て子爵は斷然脱黨を決意し、之を藤侯に通告す、侯の幕僚の驚愕喩ふべからず。何となれば結黨勿々黨の首脳部に謀反者を出しては黨の結束上に多大の缺陷を生ずべきは勿論、黨の將來に就ても懸念すべきものあるを以て、幕僚は侯と子との間に奔走し百方意思の疏通を謀つた。其結果、子爵は僅に「心機一轉」し、藤侯を訪うて其輕舉を謝し、事圓滿に落着した。然るに一波收まりて一瀾生る、子爵は侯に對して輕舉を謝すると同時に藏相の椅子を強要したるの事實外間に洩るゝや、總務側の激昂甚しく、深く其心事の陋劣なるを憎み、連署して之が除名を藤侯に迫つた。

藤侯如何に之を處したる乎。
藤侯は已むなく總務を舉りて之を解任し而して新に前總務を總務に任命した。但し新總務中渡邊子の名なきは勿論である。斯の如き經緯の爲に内閣の組織は大遅延を來し、十月十九日に至り

てやつと親任式が行はれた、第四次伊藤内閣が是れである。

- | | | | |
|--------|---------|-------|----------|
| 内閣總理大臣 | 侯爵 伊藤博文 | 大藏大臣 | 子爵 渡邊 國武 |
| 内務大臣 | 男爵 末松謙澄 | 司法大臣 | 男爵 金子堅太郎 |
| 文部大臣 | 松田正久 | 農商務大臣 | 林 有造 |
| 外務大臣 | 加藤高明 | 逓信大臣 | 星 亨 |

尙陸海二省には西郷侯、桂子共に留任した。親任式當日侍從長、新閣員に、國家内外多事の際深く宸襟を惱ませらる、國務大臣は協同一致して其重任を完うし宸襟を安んじ奉るべき旨詔らせ給ふに依り茲に謹で聖旨を傳達す。との御沙汰が有つた。云ふまでもなく新内閣の統一を軫念させ給うての事である。新内閣成りて間もなく、逓信大臣たり、政友會の大立者たる星亨は十二月二十一日辭職するの已むなきに至り、原敬其後を襲うた、同二十三日には桂陸相病みて辭職し兒玉臺灣總督兼任となつた。

星が内閣を去つたについて一言して置く必要があると思ふ。當時東京市會の醜聞頻々たるものあり、市會議員、市參事會員にして拘禁せらるゝもの相續ぐ。星は逓信大臣たると同時に東京市參事會員であり、天下疑惑の視線は期せずして彼に注がれた、或者は彼が政友會の重鎮たる地位を利用し、市會を左右して犯罪の擧に出でたるものなりとなし、或者は彼の罪跡掩ふべからざるに拘らず、彼は國務大臣たるの故を以て司法當局をして手を下し能はざらしむるものとし、須く廟堂より退かして法の神聖を保持せしめざる可からずと論じた。

星は政友會の統領である、星に對する非難は轉じて政友會に移り、同時に世人の内閣に對する反感を昇進せしめざるを得ない、従つて政友會内に於ても星の辭職を希ふ者續出した。

當時藤侯は病を養うて湘南にあつたが、此形勢を視て平ならず、直ちに上京して星に諭す所があつた。で十二月二十一日星は辭表を首相に致して退いたが、醜聞事件も亦起訴に至らずして終結した。

此間にも種々の風評が傳へられた、或は藤侯は司法大臣金子男をして星の不起訴を決定せしめ其條件として辭職を執行せしめたと云ひ、或は貴族院の硬化を虞れて此舉に出でしめたとの説も

あつた。前者は知らず、後者に至つては所謂六派結合（研究会、茶話會、庚子會、木曜會、朝日俱樂部）して、司法權擁護の爲に政府に迫つたことは事實で、星亦之に反省する所があつたことも疑を容れない。

（二）第十五議會の難關

政友會内閣は難産であつた、併し政友會が絶對多數である以上は第十五議會は何事も意の如くならざるはなかるべく豫想されたが、實際は否らず。何故に、帝國議會には衆議院の外に貴族院在ることを忘却してはならぬ。蓋し貴族院は保守派の牙城であつて山侯の一味之に據守し、藤侯の政黨組織に絶對に反感を有す。藤侯が山侯の後任を引受くるに躊躇したのも、全く此方面の懸念に出づ。で、藤侯も此邊の事に就て、相當山侯の保證を得たと信すべき理由がある。

憲政本黨は十二月十八日、大會を開きて左の決議を爲した。

一、官紀を振肅し、政界の腐敗を矯正する事

- 一、清國を保全し、東洋の平和を維持する事
- 二、清國事變及び國家の發達に伴ふ必要の經費は之を支出するを辭せずと雖も不意の經費は之を排除する事

其他議會百般の問題は我黨の綱領に基き代議士會の決議に依り機宜の處辨を爲す事
又帝國黨は十二月十九日大會を開き左の決議を爲した。

- 一、吾黨は嚴正なる態度を取り、平素懷抱する主義本領の貫徹を計るべし
 - 一、現内閣の行動は欽定憲法の大旨に照し、吾黨の主張と相反するものと認む
 - 一、吾黨は官紀振肅の實を擧げんことを期す。
 - 一、吾黨は大に外交の恢復を圖り、支那を保全し、朝鮮を扶植することを努むべし
 - 一、其他議會に於ける問題は總て代議士會に一任す
- 政友會も亦十二月二十日大會を開いた、而して院内總務として單に星一名を選任し其自由手腕を揮はしむることにした。

第十五議會は明治三十三年十二月二十一日を以て召集せられ、二十五日に開院式が舉行せら

れた。

當時の形勢を窺ふと、

【政府側】	政友會	一五六人
【反對側】	憲政本黨	一〇三
	帝國黨	一四
		計
【中立】		二七
		一一七

即ち政府側の百五十六人に對し非政府側は百七十七人に過ぎざるを以て、中立議員悉く非政府側に加擔するも尙百四十四對百五十六の優勢を保持するを得るのである。

藤侯は其政綱に基いて財政整理を斷行すべく、酒稅、砂糖稅、海關稅、葉煙草專賣收入の増徴案を提出した。

憲政本黨は代議士總會を開きて之を議した。大隈總理は増稅の已むを得ざる理由を演説し三十九に對する四十九の多數を以て賛成に決した。(で非増稅派は二月十五日連袂脱黨し、三四俱樂部

なるものを組織した)

帝國黨も亦本案に反対したが、本案は、二月十九日終に衆議院を通過した。

衆議院は斯くの如く比較的容易に通過を見たが、貴族院に至るや端なくも大波瀾を生ずるに至つた。此場合一寸當時の貴族院の空氣なるものを記述して置かねばならぬと思ふ。

藤侯既に衆議院の過半数を制する大政黨を擁す、而して貴族院に於ても藤侯の手腕、人格に悦服してゐる者が尠くないから、若し貴族院にして警戒する所なくんば、藤侯は當年の專制時代を再演したに相違ない。斯くの如き政府の出顯は貴族院に對して一の脅威である。(斯く一部論者は主張する)で世論も二院制度の意義を完うすべく貴族院に望む所あり、前津星事件に於ける貴族院の六派聯合の如き亦其發露であつた。

六派は増稅案並に之を基礎とする二億五千萬圓の巨額に達する歳出に就き、先反對の意思を表明した。六派既に反対す、貴族院の大勢は既に決した。で伊藤首相も再三貴族院に出で、之が説明を試みたが、大勢之を奈何ともするなく、委員會先づ之を否決し、本會議に於て亦同一の運命を豫想せしめたので、已むなく十日間の停會を命じた。併し六派は飽くまで強硬な態度を改めぬ

ので、此上は元老に依りて轉換を求むる外なしとし、西郷海相を京都に急行せしめ、山縣、松方、兩元老を東京に招致し、西郷井上等と共に調停に盡力あらんことを求めた。然し貴族院は僅に酒稅の増徴を承認した丈で、他の増稅は一步も譲らない。政府も百計盡き遂に三月十二日旨を奏して聖斷を仰いだ、其結果貴族院議長を宮中に召し、勅語を賜つた。

貴族院の六派は、勅語を奉戴して、茲に其主張を擲ち、諸増稅法案を原案の儘に可決した。

此事たる、至尊をして政治に干預せしむるもので立憲政下に於て容易ならざる事に屬す、藤侯豈之を知らざらん。然れども知りて之を取てしたるは國家の急要一日も緩にすべからざるものあつたに相違ない、とは云へ藤侯の罪——憲政上——決して輕からず、で議案の通過を見て後、藤侯は閣下に伏して待罪書を捧呈した。

衆議院に於ける憲政本黨及び其他の反對黨は閣員が待罪書を捧呈して恬然其職に在るを以て其の責を全うせざるものとし、政府彈劾の決議案を提出した。鳩山和夫提案の趣意を演説し、星亨之に反對し、島田三郎之に賛成し、大岡育造反駁し、原田起城賛成し、最後に伊藤首相の辯明あり、結局百二十八に對する百五十五を以て本案を否決した。

斯くして第十五議會は僅に無事なるを得た。然れども藤侯は全く絶對多數黨の總裁たるの權威と、元老たるの面目とを失つた。

(三) 第四次伊藤内閣の瓦解

第十五議會の難關は聖勅を煩はして漸く切抜たが、藏相の三十四年度官業中止論で内閣は再び破綻に瀕した。此中止論に對し、政友會出身の末松内相、松田文相、金子法相、星遼相、林農相は擧つて反對を表明した。時態急、加藤外相、山本海相、兒玉陸相の調停に依りて一時小康を得たる看があつたが、三十五年度の財政計畫を立るに當り又々衝突を來したので、伊藤首相も遂に桂冠を決意し、五月二日閣員に語らず參内して内閣の不統一を理由とし、辭表を捧呈した。各大臣亦之に做うたが、渡邊藏相獨り其職に留まり、其抱藏する財政計畫を遂行せんとし、閣下に伏奏し且伊藤首相に一書を裁して其辭意を酬へさんとした。曰く、
拜啓

昨日閣議の席に於て、内閣不統一の故を以て辭意御捧呈之旨拜承 仕 候處、過日來屢々御

辭職之意を洩さるゝ毎に、當今の場合決して不可然候間 奮て所信御斷行之儀御忠告申上候衷情は、御熟知の通に有之、然し會而提出之財政整理意見、閣議未定の間に於て、卒然御辭任之儀は何分事情了解致兼 候處、他之閣臣は閣下辭表御捧呈の上は、同一の進止を取 候 決意明言致 候 向不少 候得共、國武儀は現内閣組織の際、特に内旨を奉じ候儀も有之、他之閣臣と同一進止を以て陛下に對し奉り 候ては重責を全くせしものと不相 考候に付、昨日も申述候 通、國家前途の爲め、更に取るべきの道を取り可申覺悟に付、百難千難を排除して、本案に終始致し候微忠は、參内の上上奏致し 候 積に有之 候

抑行政刷新、財政整理は、閣下及國武等在野の日より計畫し、内閣組織後、朝野に唱道し、今日に至 候 儀にて、此所信にして果さらん乎、徒に空言壯語を放ち、世人を欺瞞するの態度に陥り、天下に對し、重責を曠うするものにして、實に千載之遺憾に有之、即其第一着手として、先般提出致 候 財政整理意見は、兼て屢申上候 末、閣下も御同意有之 候 事にて、實に現今國家の破産を未然に救済すべき唯一の策にして、若し此策にして不被行、偷安交讓此儘姑息の小計に安んじ、益々外債を募り官業遂行を以て能事となすの奇觀を事實ならし

めば、假令時に内閣の小康を保つべしと雖も、我帝國も亦終に他の東方諸國と同じく、財政素亂の爲め、遂に衰滅の運に傾き、維新の宏謨、半途水泡に歸し候のみならず、施て社稷の安危に關し候、殷鑑不遠、此場合に際し、御勇退相成候如きは、薄志弱行の譏、千古不可免、遂に獨至尊をして社稷を憂しむると申事態に推移すべく、就ては閣下は猛然昨日の態度を御翻し、國家の事態御深思の上、確乎不拔、改めて廊廟に御踏止之道講せられ、上は陛下に對し奉り、下は國民に對し、至誠一貫、國家大計の爲め勇往邁進、終始を全くせらるゝは維新元勳の御地位として、殊に反省有之は當然の事と存候。

若夫、國武一身上より打算すれば、閣下多年の間に於て御洞知の如く、世に煩累なく、家に青山あり、時平かなれば必や閣下と共に退て江湖に放浪する或は其所なるべきも、今や時難に丁り、苟も安逸を貧るの時に非るべきを信じ、閣下の御所決に反し、縷々赤誠を披陳候條、篤と御熱思有之度、所懐の存する所何分難默止、一書を裁し此旨申上候 敬具

五月三日

春畝老侯 閣下

國武

渡邊子が當時既に我邦の財政の前途を洞察し、緊縮政策を執らんとしたのは實に達見と云ひ得る、當時若し子の政策を實行したらんには、今日の財界の窮狀はなかりしならんに、惜むべきである。

藤侯は此書に對して如何なる回答を與へたるを知らず。藤侯辭表を捧ぐるや元老會議召集され善後策に就き擬議されたが衆議院に於ける絶對多數黨の存在する以上、内閣を引受けんとするものなく、時局は愈々紛糾した。で西園寺侯を臨時首相に任命することとし、渡邊子に對しては五月十四日諭旨免官の御沙汰があつた。

斯くして第一回の政友會内閣は渡邊子の脱黨説に依りて其成立を遅延し、渡邊子が消極的財政説を固持したる爲に在職僅に七ヶ月にして瓦解した。曩の限板内閣と云ひ、這般の伊藤内閣と云ひ政黨を基礎とする内閣の多難にして其壽命の短なりしは轉た我邦に於ける政黨内閣の前途に暗翳を投じた感を與へた。

第二百一 第一次桂内閣

(一) 其組織

伊藤侯の官邸を引拂つたのは五月二日である。而して後任の決るまで樞密院議長西園寺侯が臨時首相代理として藏相を兼任し、待命中の大臣と共に政務を執ることになつた。當時説を爲す者あり、渡邊藏相のみ免官となりて自餘の大臣に及ばざるは、政友會出身の五大臣が渡邊驅逐の策に出でたるなりと。夫れか有らぬか、元老會議は先づ藤侯の留任を懇願したが聽かれず、藤侯は自ら元老會議に加はりて、井上馨伯を説いたが伯亦聽かず、會議は荏再一ヶ月を空過したる後に現陸軍大臣桂太郎子を推選することに決した。

桂子は第三次伊藤内閣以來、第一次大隈内閣、第二次山縣内閣、第四次伊藤内閣の陸相たりし人、元老の推轡を蒙むるや、子は参内して、親しく御下問に奉答し、大命を拜して直に内閣を組織した。正に三十五年六月二日で伊藤侯の挂冠より全一ヶ月の後である。

總理大臣 子爵桂 太郎 内務大臣 男爵内海 忠勝

大藏大臣 曾 彌 荒助
兼外務大臣

逓信大臣 子爵芳川 顯正
農商務大臣 平田 東助

司法大臣 清 浦 奎 吾

文部大臣 理學博士 菊 池 大麓

海軍大臣(留任) 山 本 權 兵衛

陸軍大臣(留任) 男爵 兒 玉 源 太郎

尙外務大臣として加藤高明の留任を望んだが固辭したので、清國公使小村壽太郎が歸朝するまで、曾彌氏の兼任することとしたのである。此内閣には一人の政黨員を入れない純然たる超然内閣である。政黨に依らざれば何事も出來ざる今日に於て、超然内閣とは其前途を危ぶむ者もあつた。又一方山縣系の少壯を擧げて組織してあるから、世人貶して之を「二流内閣」又は「次官内閣」と呼んだが政黨の不節制に呆れ、其偏頗を怒り、其不仕鱈に飽きたる際であるから其團結の頗る鞏固なるを見て、世人の之に期待する處漸く多きを加へた。果せる哉此内閣は日英同盟の如き大事業を遂行し、帝國の興廢を決せる日露戰役を處宜して國光を輝かし、終に世界一等國の班に列せしめ、更に日鮮協約を締結して東洋平和の保障を得、在職年數の如きも二十五代の内閣中一頭地を抜いてゐる。

(三) 各政黨の去就

桂子は斯く政黨出身者を疎外して官僚少壯の者を以て其内閣を組織し、且何れの政黨とも没交渉であつたので、如何にして議會を無事通過するか、興味は之に繋がれた。

桂内閣成立後間もなく——六月二十一日——政友會の大立者たる星が東京市役所に於て伊庭想太郎の爲めに斃された。これは政友會にとりては至痛の打撃であつた。勿論彼の政治上の行動に就いては世評の紛糾たるものがあつたとは云へ、此の形大なる政友會を負つて立てる彼の力量に就いては天下何人と雖も之を否認する能はざるものであつた。

果せる哉幾何もなくして内訌の徴漸く現れ、舊自由派と藤侯直系との間に軋轢を生ずるに至つた。加之に伊藤總裁は名を病氣療養に托して九月十八日飄然海外漫遊の途に上るあり、政友會は愈々其歸一する處を失つた。

藤侯の去るに臨み、

政治の要は國家の爲に善政を施すに在り。故に現内閣は我黨と何等關係を有せずと雖も、國家

に不利益を成さざる限りは、漫りに反對すべきに非ず。宜しく慎重の態度を執つて輕舉妄動の譏を受くる勿れ。

と黨員に訓告したが黨の幹部の服する所とならず、尾崎院內總理の如きは、

總務委員の一人としては謹んで總裁の訓戒に遵ひ、善意を以て政府に對すべしと雖も、一個の政黨員としては然るを得ず。

と主張し、第十六議會迫るや僅に宣言書を以て之を糊塗し得た状態であつた。

憲政本黨は近年萎靡して振はず、特に前議會に於て年來の主張に反し、増稅案に賛成し伊藤内閣に媚ぶるの策に出でた爲め、三十餘名の議員を失ふあり、黨務自ら衰頽を加へた。而して桂内閣に對しても亦た極めて其去就を曖昧にし、宣言を發して對議會の方針を示せるも、旗幟甚だ不鮮明にして、漸次政府に接近しつゝあるの態度を示した。

三四俱樂部は曩に第十五議會に於て、増稅問題に關して憲政本黨から分離したる團體であり、増稅問題も既に解決したる後は反目の理由もないので復歸の運動起り、兩者の間に數次交渉あつたが成らず、而して議會閉會の後に於ては、財政問題につき却て政友會と一致するに至つた。

帝國黨に至つては元これ超然内閣を標榜するもの、山縣系より生れたる桂内閣に對しては之に歓迎の意を表し組閣の翌日直ちに、
 現内閣は我黨と其主義方針を同じうするものと認む。
 と宣言した。

(三) 第十六回議會

斯る状態の下に第十六議會は明治三十四年十二月七日を以て召集せられ、十日開院式が行はせられた。當時衆議院の分野を見るに、

政友會	一五九
憲政本黨	七〇
三四俱樂部	二六
帝國黨	一三
無所屬	三三

先づ問題たる豫算に對する各派の態度に就て、政府及世人をして意外の感を抱かしめたるは政友會である。政友會は當時現内閣に對し最も同情を有する者と見られてゐた。然るに議會開かるや會中軟硬二派を生じ、硬派優勢を占め豫算案反對を決議して終つた。

茲に於てか政府に解散説起る。然し乍ら桂首相、山本海相は之を排して飽く迄妥協せんとし交渉したが、硬派の態度は依然強硬である。で政府は滯歐中の藤侯に請うて、電報を以て黨員を戒め、井上侯亦藤侯の旨を受けて調停し、漸く政府案を通過すること迄に漕ぎつけたのであつた。憲政本黨は最初武富(時敏)院内總務が桂首相と會見し、政友會と交渉するが如き事なき言質を得て、政府の豫算案に賛成の旨を通じたものである。然るに約に違ひて首相は政友會と妥協し又憲政本黨を顧みざるに至つた。

三四俱樂部は獨り政府反對を絶叫したが、微力にして何等の反響も生ずるなし。
 帝國黨に至つては微弱殆んど問題視されてゐない。斯くて危惧された第十六議會は無事に閉會されたのである。

(四) 日英同盟成る

斯る間に日英同盟は成立した。此の同盟の成立は我帝國の國際的地位に一段の重きを加へたこととは勿論である、三十五年二月十二日桂首相は貴族院に於て、小村外相は衆議院に於て各々其顛末を報告した。

(五) 第七回總選舉

桂内閣は第十一代にして内閣制の創定以來初めて遭遇したる目出度き珍事に遭遇した。夫は外でもない、任期満了に依る總選舉である。第二、第三、第四、第五、第六回の總選舉は皆解散後の選舉に屬したが此第七回は即ち否らず、加之も選舉法の改正——選舉區制を改めて大選區制とし、著者の工夫したる單記無記名式を採用したる——最初の試験であるから一層面白い。

桂内閣は屢々訓令を發して、漫りに選舉に干渉することなからしめた。而して選舉は實際公平に行はれたと想像すべき理由は有る、何となれば桂内閣は何れの政黨とも全然没交渉であつたか

らである。選舉の結果第十七議會に於ける分野は、

政友會	一九一	憲政本黨	九三
帝國黨	一七	壬寅會	二八
同志俱樂部	一三	無所屬	三四
		計	三七六

となつた。同志俱樂部は三四俱樂部の一部に依つて組織せられたるもの(他の一部は憲政本黨に復歸した)壬寅會は無所屬の一部が嚴正中立を標榜して組織せるものであつた。

因に曰ふ選舉法改正の結果定員は三百人より一躍三百七十六人に増加したのである。

(六) 桂内閣と政黨の衝突——第十七議會の解散

桂内閣は成立の當初より、八方美人主義を以て各派を操縦し、兎も角成功した、世人之を桂のニコボン主義と稱した。

然るに北清事變以來、東亞の風雲急なるものあり、桂内閣は新に國防計畫を樹て、卅六年度よ

り四十六年度に至る繼續事業として約八萬噸の海軍擴張を企て、之に要する九千九百八十餘萬圓の財源を得る爲めに、特別地租増徴五ヶ年の年限を撤して永久税に替へんとし、議會召集前之を貴衆兩院議員に内示した。

伊藤政友會總裁先づ絶對に之に反對し、凡ての事業を繰延べ、行政の整理を斷行し、軍備を緊縮して民力を休養するの急務なる旨を警告した。

次で憲政本黨も亦絶對反對を表し、行政、財政の整理を爲さずして徒らに新事業を起すの不可を説き、漸次、政友會と接近するの狀態に在つた。

一部の策士は早くも此の情勢を看取して藤侯隈伯を握手せしむるの好機なりとし、就中加藤高明氏は此の間に斡旋して、兩巨頭を自宅に招待し會見の便を計つた。

斯くて兩黨は舊交を温め、意見の一致を求めて共に政府に當るべきことを約するに至つた。二老會見の翌日、大隈伯は憲政本黨の大會に於て、伊藤侯と會見の次第を語り、伊藤が寵臣の身を以て民間に下り、政府反對の地位に立たんとするの勇氣を稱譽した。

同日政友會亦大會を開きて第十七議會に對する方針を議決した。

帝國黨、三四俱樂部亦同じく政府反對を表明し、政府と政黨とは茲に其楔子を失ひ、桂内閣は今や全く孤立無援となつた。

第十七回議會は卅五年十二月六日を以て召集せられた、政府は斯かる政情の下に非常なる決心を以て議會に臨み、第一日に於て海軍擴張案、地租増徴案、鐵道建設案等を衆議院に提出し、桂首相は施政の大體に付、會藏相は財政の方針に就て説明する所があつた。然し乍ら既に決する所ある豫算委員會は初めより政府に耳を藉さず、政府の誘惑と壓迫を退けて、三名に對する二十七名の大多數を以て地租増徴案を否決し、之を全院委員會の議に附した。桂首相は自から議場に臨み、海軍擴張費は地租増徴に依りて其財源を求むるより他に適當の方法あらざる旨を力説したるも、本會議亦委員會の決議を是認し一擧之を否決せんとするの形勢に在つた。憲政本黨の領袖大石正巳は討論の劈頭痛快なる演説を試み、之に對して山本海相、芳川遞相起つて原案の維持に努めたが大勢亦た回すべからざるの狀況に在つた。已むなく政府は五日間の停會を命じ、議員を買収、誘惑して各派の結束を破り、大勢を一變せんと企てたが果さず、更に一週間の

停會を命じ、其間兒玉陸相は箱根滯在中の伊藤侯を訪うて調停を懇請したが峻拒され、近衛貴族院議長は貴族院六派の賛成の下に政友會及憲政本黨の首領と閣僚とを會見せしめたが、兩黨の態度の強硬なる爲めに間もなく手を引いた。斯くて十二月廿八日停會期満つるや桂首相再び衆議院に臨み行政及び財政整理の主義方針を詳述し、更に海軍擴張の費用は地租増徴に依らざれば堅實なる財源を求め得べからざる理由を説明し、尙ほ衆議院の多數は海軍擴張の必要を是認しながら、其財源を提示せざるを憾みとなし、希ふべくんば其財源を示さんことを請うた、之に對し憲政本黨の武富時敏反對演説を爲し、將に本案の可否を決せんとする一刹那、衆議院解散の詔勅が下つた。

(七) 第八回の總選舉—政府の苦慮と山侯の奔走

解散に依り第八回の總選舉は明治三十六年三月一日を以て行はれた。

政府は前回の態度を一變して大に選舉干渉を試みた。就中山口、石川兩縣の如きは最も激甚であつたと報ぜられる。

然るに増稅案は輿論の容るゝ所とならず、

政友會	一九三
憲政黨	九一
帝國黨	一八
其他	七四

の結果を得、反對黨議員は依然壓倒的の大多數であつた。茲に於ては政府は愈々苦境に立たざるを得ない。然れども再度の解散は國情之を許さず、退いて總辭職を執行せんか、政府には未練がある、遂に桂首相は山縣侯に泣付いて調停を請うた、山縣侯も己むなく伊藤侯と會見し、政友會との妥協を圖るべく奔走することゝなつた。

時に東洋の風雲は漸く急を告げ、北清事變以來露國は滿洲に兵を駐め、期を過ぐるも尙撤兵せず却て過分の要求を清廷に提出して、滿洲併呑の野心は愈々顯著なるものがあつた。(此間の消息につきては拙著政界側面史上卷三九二頁以下参照)

山縣侯は、此の危機に際し徒らに國內相争ふの不利を説き、政府をして増租繼續案を放棄せしむるの條件として藤侯を説いた、藤侯亦之を諒とし、妥協を承諾するに至つた。で桂首相は伊藤侯との間に成立したる妥協條件を貴族院の六團體の委員に示し、貴族院の了解をも圖つた。處が政友會所屬議員一百餘名は神戸に協議會を開き、第十七回議會と同様の方針を以て第十八回議會に臨むことを決議し、妥協反對の聲を挙げ、地方支部も多くは妥協を忌むの風あつて、黨内漸く不穩の狀況を呈せんとした。代議士總會の席上、伊藤總裁の訓示的報告は繼に之を緩和した。一方憲政本黨は前議會以來政友會と全然歩調を一にし來り、總選舉後も提携を約したが、伊藤政友會總裁は何等大隈伯に謀る所なく、政府と妥協し其成立せる頃、僅に人を介して經過を内報せりと云ふに過ぎないので、大隈總理は代議士會の席上、盛んに政治家の責任を論じ、陰に藤侯の朝變暮改の態度を詰り、又政府が解散問題を擲つて敵黨と妥協するの無責任を痛撃した。然し黨員概ね頻々たる解散に疲勞して氣勢昂らず、對政府の態度に就て何等決するに至らなかつた。

叙上の如く純然たる政府黨は帝國黨(十七名)あるのみなりと雖も、山縣の盡力に依り政友會

(百七十五名)と妥協して以て絶對多數を制し、且つ中正クラブ(三十一名)は善意の中立政友クラブ(十三名)同志クラブ(九名)は嚴正中立を標榜しつゝ、暗に政府に好意を寄するあり、正面の敵は唯憲政本黨(八十五名)あるのみなれば政府は安じて第十八議會に臨むを得た。

(八) 第十八議會

第十八議會は、卅六年五月八日を以て召集された。

前議會が解散せられたる唯一の理由は、海軍擴張費に充當すべき地租増徴案であつた。これは既に藤侯との約束に依りて、提出されないうちになつてゐたが、體面上形式的に再び提出した。此案は豫算委員會に於て豫定の如く四に對する三十一の多數を以て否決したが、政府も豫期せる所、直ちに之を撤回し、之に代るべき財源案を提出した。即ち行政整理、電話事業繰延、鐵道事業繰延に依つて得たる財源の不足額は、之を公債募集に依つて填補せんとするのである。で之が了解を求むべく、政府は桂、山本、會淵三大臣を以て、政友會の松田、尾崎、原三人と相會したが、政友會側は容易に之を承引せず、特に公債募集の復舊に就ては最も反對を唱へた。然るに首

相は之を宥めて、既に總裁との間に諒解あり、且其同意の上提出されたる案なることを告げ、賛成を乞うた。三人は事の意外なるに驚き、總裁の専斷を憤つたが、黨の體面上、已むなく此案に賛成することになつた。獨り尾崎は敢然として反對し、遂に袂を拂つて政友會を脱するに至つた。

政友會は直ちに妥協問題に付て議員總會を開いた。松田、原兩常務委員は前日閣員と會見したる顛末を報告し、政府の妥協案を示して同意を求めたが、反對論續出し、政府と再交渉を行ふべしとの説が滿場一致を以て可決された。此時、伊藤總裁起つて一場の演説を試み「讓歩は憲政の妙味である。徒らに熟慮に日子を費して紛擾を重ねるが如きは事に益なきのみならず、大いに本會の面目を傷つけ且つ再び解散の不幸に遭遇せんやも知れず」と論したが、衆之を容れず、是に於て總裁は即夜協議會を召集して善後策を講じ、各團體共に會議を開いた。此結果次いで開かれたる議員總會に於ては滿場一致無條件妥協説を容認し、而して之に反對せる少壯者は三五相踵いで脱會した。

斯くて政府は地租増徴案を撤回し、公債募集計畫を復舊した。是に於て反對黨は政府が前議會

に於て無意義の解散を奏請したる責任は重大なりとし、其正式に増租案撤回を議院に通牒するを待つて問責上奏案を提出した。同志俱樂部及び政友會の脱會組之に聲援し、五月廿五日程に上り、犬養毅其趣旨を説明したが、百二十三に對する二百二十八を以て否決された。

政友會の妥協に依り公債募集案も兩院を通過し、第十八議會は無事に閉ちたが、會期中、天下を聳動せしむる二大事件が起つた。教科書事件及び取引所問題是れである。

抑て教科書事件と云ふのは、從來小學校教科書は民間の書肆にて隨意に編纂し、文部省は之を檢定し、其採否を各府縣小學校圖書審査委員會に一任したものである。從て金港堂、集英堂、普及舎等の各書肆は各々其編纂したる教科書につき、激烈なる競争をなし、知事、視學官、書記官、參事會員、中學、師範、小學の各校長に金品を贈賄しつゝありとの醜聞が洩れ、司直府の活動となり、全國三府四十三縣に涉りて檢舉せられたる者無慮百名に及んだ。

憲政本黨は之を以て唯り文部大臣の責任のみならず、内閣全體に關するものなりとし高田早苗より彈劾的決議案を提出した。

政友會も之に同意したが、當該大臣の責任のみに止むべきとなし、竹越與三郎の名を以て修正案を提出した。

又取引所問題と云ふのは政府が取引所に關する勅令を輕々しく發布し、當業者の反對に遇ふや俄に省令を出し、勅令をして事實上効力を失はしむるの舉措に出でたるは違憲の甚しきものなりとし、内閣の責任を問ふべき決議案を提出して、兩案は否決された。後取引所問題は平田農相の辭職に依りて平穩に解決したが、教科書事件は既に司直の手に在り、頃日の松島事件と共に政界腐敗の跡を遺憾なく暴露するものである。

第三百三 伊藤侯樞密院に隱る

第十八議會は政友會との妥協に依り兎も角無事に済ませたが、衆議院に一兵だも有しない桂内閣は事毎に政友會に威赫強要せらるゝ亦已むなきに在つた。何れの内閣に於ても從來の慣例に従つて内外の要務は一夕之を元老に報告し、其指揮を仰ぐ——とは少し仰山だが——を怠らず。藤侯も素より元老たる以上此例に洩るゝことは出来ない。で茲に困つた事には藤侯が元老たるの外政

友會總裁たる事である、元老としては至公至平の立場から國政に干與するのであるが、政黨の首領としては必ずしも否らず、是に於て桂首相は其措置に窮した。其結果伊、山兩元老の會同を求め、詳かに國難の事情を具し、元老、總裁其一を擇ばんことを請うた。之に對し藤侯は、「元老の稱は多年の勳功に隨伴し聖意に基くものにして之を辭するは不可也、黨首に至りては憲政有終の美を濟さんとする公の使命にして斷じて放擲する能はず」と桂の哀訴を斥けた。

斯くては到底大政變理の重責に耐へずと遂に辭表を閣下に捧げて骸骨を乞うた。

此の辭表、名は病餘重職に耐ふる能はずと云ふも、實は山縣松方二元老を煩はして藤侯に對する聖斷を仰がんとするものであつた。此策戦は見事成功した。二元老は直に參内して曰く、

「内外政務重大の際、内閣の更迭は絶對に不可なり、現内閣を留任せしめんとせば伊藤博文を政黨より離脱せしめざるべからず、政黨より離脱せしめたる上は彼を樞府に入らしむるを得策とす」との意を奏聞した。

天皇之を嘉納し給ひ七月六日藤侯を召し、内外の時局につき御諮問を垂れ、後左の優詔を賜うた。

朕方今ノ時局ニ顧テ卿カ啓沃ニ頼ルヲ惟ヒ茲ニ再ヒ卿ヲ煩ハシテ樞府ノ重職ニ就カシメ以テ
 國家要務ノ諮問ニ應セシメントス
 願フニ維新以來事業中外ニ涉リテ前途尙甚悠遠ナリ、朕ハ卿カ積年ノ勤勞ニ倚信シ匡救獎勵以
 テ克ク其終始ヲ完クセムコトヲ望ム
 藤侯は事の意外に驚いたが、又恐懼措く能はざるものがあつてか少時猶豫を乞ひて退下する
 や、山侯松伯交々來つて大命を拜するの至當なるを説き、徳大寺侍從長亦屢々其の覆奏を促すあ
 り、侯も終に現樞密院議長西園寺侯を政友會總裁の後任に推して、七月十二日聖旨を奉戴すべき
 を奉答した。上疏して曰く、
 臣博文誠恐 誠惶頓首頓首謹みて奏す、臣先大命を欽みて憲法起草の事に當り、上は列聖の宏
 謨に訓り、下は臣民の幸福を基として規畫贊襄する所あり。而して其施行日淺く未だ有終の美
 を成す能はざるを視るや、身を政黨に投じ、之を指導誘掖して以て立憲の聖旨に副はしめむ事
 を謀る。事未だ緒に就かず、乍ち本月六日の召命を辱くし、優詔を賜ひ臣をして樞府の重職
 に就かしめらるゝの旨を下さる。聖慮深遠、内外の時局を洞察し給ひ以て此大命を發し給ふ、臣

恐懼措く能はず。謹みて聖允を乞ひ、慎思熟慮、遂に聖意を慮しくする能はず、茲に恭しく
 命を拜す。蓋し陛下の左右に咫尺して國家要務の諮問に奉對するは、均しく憲政の施行に屬
 する職任なり。臣敢て犬馬の勞を致さずんば非ず、臣博文誠恐 誠惶頓首頓首。
 藤侯の樞府入りは後に至りて山縣侯松方伯の内奏の結果と判り、藤侯亦私に策する所あり定員
 を二十八名とし山侯、松伯を顧問官に任命せり。
 斯くて桂内閣亦留任と決した。
 斯く記述すれば藤侯は全然桂子の策に乗り、山侯松伯の爲に毒殺されたかの如き感なき能はず
 然れども著者の聞く所に依れば是は表面の事實に過ぎず、曩に藤侯が政黨組織に反對せらるゝや
 榮爵を辭し、元老の禮遇を退いてまで初一念を貫徹すべきを上奏したではないか。藤侯にして若
 し政友會創立當時の意氣あらしめば、何故に桂子に對し「元老たらんより寧ろ黨首たらん」と返
 答されなかつたか。願ふに侯は黨首專制を設けて政友會に臨みしも總裁の威令全く行はれず、而
 して舊自由黨の跋扈依然たるものありて、侯既に政黨に飽きたのである。
 侯が井上伯に送られた書柬は明に之を證明す、其書柬は現に小池靖一氏の手に在る。且衆議

院に於ける多數黨を作り上げて、貴族院の同情を有せざれば國務を運行する能はざるの苦き經驗を嘗め、而して貴族院を斯く作り上げたるは藤侯であり、之を改革せんとしても其途なしとすれば其責任よりするも晏如たる能はざるは當然である。

茲に於て著者は曰ふ、藤侯は表面山侯松伯に餘儀なくせられたる如きも、實は之を機會に樞密院に隠れたるものであると。

第四百 第十九議會の解散

政友會が政府と妥協するや、脱黨者が相踵いだ。藤侯の專斷に快らざる土佐派——現衆議院議長片岡健吉を始めとして、總務林有造、竹内綱等——も亦相率ゐて去り、西園寺侯總裁となる際には僅に一二八名、之を前議會當時に比すれば四十七名を減じ、過半数黨たるの地位を失うた。

政友會 脱黨組は他の同志と共に、同志研究會なるものを組織し、政府攻撃の第一線に立つことを聲明した。同志研究會は會員十九名に過ぎずと雖も尾崎行雄、加藤高明、奥田義人、小川平

吉、日向輝武、山口熊野、望月小太郎、望月圭介等有力なる議員を包含したものである。

日露交渉の進行の埒明かざるに搦て加へて行政財政の整理、抄々しからざる爲め、桂内閣非難の聲漸く高く、前議會に於て政府と妥協したる政友會亦憲政本黨と結んで政府に肉薄するの態度を示し、以て第十九議會に臨んだ。

第十九回議會は明治三十六年十二月五日に召集せられ十日開院式が行はれたが、此の議會は彼の有名なる河野議長彈劾上奏問題に依りて直に解散された。(此問題につきては拙著政界側面史上卷三八九頁以下に詳述したれば茲に之を略す。)

第二百五

(一) 日露の開戦と第九回の總選舉並に其後の政情

明治三十七年二月六日日露兩國々交斷絶し、十日宣戦布告の詔勅が發せられた。而して解散に基く第九回總選舉は三月一日を以て行はれたが、此年解散相踵きて人心選舉競争に疲れたる

と、時に日露戦端の開くありて政府の干渉なかりし爲に、殆んど世人の關知せざるが如き裡に、選舉を了した。此結果

會友政黨立

政友會	一三四
憲政本黨	一〇四
自由黨	一二二
帝國黨	一九
中立	一〇〇
計	三七九

となり解散前と殆んど差異がなかつた。定員三名の増加は北海道郡部の選舉法施行に依る。

平常醜争を續けてゐた政派が、いざ戰爭となると、忽ち舊怨を忘れて外敵に當るは是れ我帝國

會友政黨立

の君子國たり、武士道の廢らざる證左であり、同時に國小にして且貧なりと雖も能く敵國を憎伏しむる所以である。

政府は議會開會に先だつ數日、兩院議員若干名を招致し、戰時財政計畫を内示して其の同意を求めた、國命を賭しての大戦開始の今日、各派各員は皆大體に於て政府の計畫を是認した。

三月十六日政友會は大會を開き、

現内閣は内外の諸政其當を失し、憲政の前途甚だ憂慮すべきものあり、之れ本會の屢々其責任を明かにせんとする所なり。然れども今や宣戰の詔勅既に下り、未曾有の時局に際せり。本會は軍國の急須を顧み、從來の問題は姑く其時期に及んで之れを解決するに譲り、此に交戦の目的を達するに必要なる軍費は、斷然之れが負擔を辭せざる事を決議す。

同日憲政本黨も亦大會を開き、外交と財政につき政府に警告する外、大體に於て政府の措置を是認すべきを決議した。斯くて第二十四議會は、列國圍視の下に開會せられた。此議會は殆んど述べべきものなく、僅に秋山定輔の露探問題が起つたに過ぎない。

衆議院は、

「秋山は一身の利益を謀らんが爲めに帝國の利益に反し、露國に利益ある行動ありたりと認む」と決議し自決を促し、秋山は止むを得ず辭職した、之は三十六年六月十七日其主宰する二六新聞に日露和約と題する號外を發し、且つ内閣彈劾と題する記事を掲げたるに因る。本件は警視廳の秋山に對する私怨より出でたるもので實に沙汰の限りである。

第二十一回議會は卅七年十一月廿八日を以て召集せられたが、當時日露の戦局は我軍の連戦連勝を以て進展しつゝあり、舉國一致現政府を後援するの際なれば、何等特筆すべきものなくして會期を終了した。

日露戰爭中各政黨は力めて政府と衝突を避け、舉國一致の實を擧げ得たことを述べれば足る。此間舊中正俱樂部と舊交友俱樂部の議員とが合して甲辰俱樂部なるものを組織し舊同志研究會員が無名俱樂部となり、二十一議會に於て更に同政會となつた。

第十九議會解散後、政友會を脱走したる舊自由黨系に屬する者(十八名)が私に自由黨再興を企て、三十七年十二月廿一日宣言書を發し創立事務所まで設けたるも、終に公然政社として立つ

に至らなかつた。是等は戰役中の小異動であつて政情に大なる變化を與へたものではない。

(三) 媾和と國論

明治三十八年五月廿七日のパルチック艦隊撃破を機として日露媾和の機運到り、六月九日米國大統領は媾和促進の通牒を日露二國に發した。兩國之に同意し八月十日より米國ボーツマスに於て媾和談判が開かれた。(此間の消息につきては政界側面史四三八頁以下参照)

九月一日媾和の條約が成立した。

此間帝國は其提案たる露國の海軍制限及抑留軍艦交付、樺太北緯五十度以北還付に依る代償の要求(十二億圓)及び償金(軍費拂戻の形式を用ふ)の無條件撤回、樺太北部無償放棄等讓歩に讓歩を重ね、辛うじて戰勝國たるの體面を保つ程度の條件を維持し得た。

此の報一たび國內に傳へらるゝや、戰捷の効果を没却し、君國の大事を誤るものとし、國論沸騰し、暴徒帝都に蜂起して遂には内相官邸に放火し、電車を焼き、警察署を破壊し、警官亦白刃を振うて良民を殺傷し、政府は戒嚴令を布き、新聞雜誌の發行停止令を發し、言論の自由を拘

束するの已むなきに至つた。世人稱して「焼打事件」と云ひ、實に帝都未曾有の騷擾であつた。此事件につきては尙巨細に互つて記述するの必要があると思ふが政黨に直接關係がないから茲に之を略す。(政界側面史下巻参照)

第六 第一次西園寺内閣—第二次政友會内閣

明治三十八年十一月二十三日、日韓協約成り十二月二十二日日清條約が締結された。

桂内閣の事業茲に一段落を告げたるを以て桂伯は總辭職を決意し、日清條約調印の報が届きたる翌日、西園寺政友會總裁を官邸に招き、委ぬるに後繼内閣を以てした。西園寺侯之を快諾し、伊藤侯及山縣侯を訪ひて其援助を乞ひ、翌三十九年一月七日第一次西園寺内閣を組織した。

- | | | | |
|------|----------|-------|-------|
| 總理大臣 | 侯爵 西園寺公望 | 内務大臣 | 原 敬 |
| 陸軍大臣 | 寺内正毅 | 農商務大臣 | 松岡康毅 |
| 海軍大臣 | 齋藤實 | 外務大臣 | 加藤高明 |
| 大藏大臣 | 阪谷芳郎 | 逓信大臣 | 山縣伊三郎 |

司法大臣

松田正久

文部大臣

牧野伸顯

(組織當時は首相兼攝)

西園寺内閣は議會中に成立したので、豫算に就ては議會の召集後(三十一年十一月八日)に任命せられたる第二次山縣内閣以上に難澁せねばならなかつた。何となれば、後者は再調の餘裕があつたが、前者には夫れすら無かつた。で全然前内閣のを踏襲するの外はなかつた。

日露戦役後の最初の議會たる第二十二議會は明治三十八年十二月二十八日開會せられた。政黨の分野を見るに

- | | |
|-------|-----|
| 政友會 | 一四九 |
| 憲政本黨 | 九八 |
| 大同俱樂部 | 七六 |
| 政交俱樂部 | 三六 |
| 無所屬 | 二〇 |

大同俱樂部は明治三十八年十二月、帝國黨、甲辰俱樂部、自由黨、無所屬の一部に依りて組織せられ、政交俱樂部は同月同攻會の全部及有志會の一部に依りて組織せられたものであるが、前者は政府に對し好意的中立の態度を示し、後者は憲政本黨と共に反對黨の地位に在つた。本議會に特筆すべきは鐵道國有法の通過である。即ち政府は約四億六千萬圓を投じて、全國の私設鐵道を買收せんとするの案を提出し、兩院之を協賛した。併し此問題の爲め加藤外務大臣は挂冠の已むなきに至つた。

第二十三議會は、明治三十九年十二月二十八日を以て開かれた。

曩に政交俱樂部を組織したる島田三郎、尾崎行雄、早速整爾、花井卓藏、大竹貫一、小川平吉、河野廣中等三十六名は、更に三十九年十二月、猶興會なるものを組織した。

本會期に於て特筆すべきは郡制廢止問題である。本議會の末期に政府は郡制廢止案を提出した。其理由とする所は府、縣、市町村の自治團體以外に郡なるものゝ必要がないと云ふに在つた。此議案は既に數次の議會に提出せられ、殊に前議會に於ては衆議院を通過し、貴族院に於ては會

期切迫の爲め議決に至らなかつたものである。官僚一派は之を以て郡長廢止の前提であるとし、甚しく此案を嫌惡し、當時西園寺内閣の顧問を以て自ら任じて居た桂は、原内相の之を提出せんとするを阻止せんとしたが原は一瞥も與へずして提案を敢行した。原としても政府の威信上已むを得ない處置ではあつたが、桂一派をして黙からず憤慨せしめた。此間に策動して桂、西の提携を斷ち、あはよくば内閣の倒壊を企てたのが、大同俱樂部と憲政本黨である。大同俱樂部は前議會に於ては、政府案に賛助せるに拘らず暗に桂内閣時代より桂に頼る所あり、憲政本黨亦桂に依りて何事か成さんとするの意向を示したので、兩黨は一致して政府に反對した。

政府驚きて桂に調停を請うたが、桂は斷然之を拒んだ。已むなく政府は密に意を大同俱樂部中の軟派議員に通じ、政友會と共に之に賛成せしめ、辛うじて衆議院を通過せしむるを得たが、貴族院に於ては無慘にも否決せられた。

斯くて第二十三議會は滞りなく済んだものゝ、濟まぬのは桂子一派と政府との干係である。此干係の進展如何に依りては、西園寺内閣の前途に濃き暗翳を投すべく思はれたが、測らざりき破綻は外より來らずして内より生ぜんとは。即ち豫算編成に當り、鐵道建設改良費に關し、山縣(伊

三郎) 遞相は、阪谷蔵相と相争うて下らず、首相調停を試みたが成らず、是に於てか首相は内閣不統一の責を引て總辭職を執行した。第一次政友會内閣に於ても、渡邊蔵相の事より内閣破綻を來したが、今又此事あり兩者の相似たる又奇と云ふべし。天皇は山縣、阪谷兩相の辭職を得了し、他の辭表を却下されたるを以て、内閣は僅に小康を得た、是れ實に四十一年一月十四日である。

然れども西園寺内閣は、刻々末路に近づきつゝあつた。

明治四十一年五月十五日第十回の總選舉が行はれた。是は議員任期満了を以て行はれた第二回目的の總選舉である。

其結果

政友會	一八七
憲政本黨	七〇
大同俱樂部	二九
猶興會	二九

無所屬

六四

となり、政友會は前議會よりも著しく議席を増加したるにも拘らず、選舉後二ヶ月を経ずして西園寺内閣は總辭職を餘儀なくせられた。

其原因は、柱との提携破裂と、財政政策の窮境にある、即ち前述郡制廢止案以來兩者は意思の疏通を缺き、加ふるに首相は桂侯に諮らずして司法大臣に男爵千家尊福、逓信大臣に子爵堀田正養を推薦した事は、痛く桂侯の感情を害し、加之四十一年度の豫算は既に議會の協賛を経たりと雖も、政府の財政は到底之が實行を許さざるものがあつた。で、首相は松方、井上兩元老の助言に基き既定事業の再繰替を行はんとしたが、既定事業中軍費に至つては陸海兩者の反對あり、到底内閣を維持するを得なくなつたのであつた。で西園寺侯は辭表を裁し、桂侯を後任に推薦した。

勅使は直に朝鮮に向つた、蓋し當事韓國統監として京城駐在の伊藤公に御下問の爲めであつた、其結果桂子は再び内閣組織の大命を拜受した、是れ四十一年七月十四日である。

第一百七 第二次桂内閣

(一) 其組織

閣員の顔振れは左の如し。

總理大臣	侯爵 桂 太郎	内務大臣	男爵 平田 東助
兼大藏大臣	伯爵 小村 壽太郎	留陸軍大臣	子爵 寺内 正毅
外務大臣	男爵 齋藤 實	農商務大臣	男爵 大浦 兼武
留海軍大臣	男爵 後藤 新平	文部大臣	小松原 英太郎
逓信大臣	子爵 岡部 長職		
司法大臣			

第二次桂内閣は寺内陸軍大臣が外務大臣を兼任した。第二次桂内閣は前回と同じく純然たる超然内閣である、侯は内閣組織と同時に政綱を天下に發表して、自己と政見を同うする政黨とは喜んで握手するも、漫に多數を藉て壓迫を加ふるが如くんば、數度の解散を以て之に臨むべしと揚言した。

(三) 非政友派合同の機運

— 戊申俱樂部及又新會の組織 —

前述の如く、第十回總選舉の結果は愈々政友會の膨脹を來したので、非政友派の面々は團結一場合に依りては合同——して之に當るべく策を講じた。此運動の中心は河野廣中、大竹貫一等猶興會員であつて、之に参加したるは憲政本黨、猶興、大同、無所屬の四派であつた。河野、大竹等は四十一年六月以來猛烈なる運動を開始したが、偶々七月十四日西園寺内閣の瓦解した爲、此運動も挫折して、大合同は不成功に終つたが、此の機運は更に二個の非政友團體の出現となつた。一は「戊申俱樂部」で、議員四十名、片岡直温(三重縣選出) 渡邊千冬(長野縣選出) 中村彌六(同上) 仙石貢(高知市選出) 等此中に在つた。

柱内閣の樹立と共に、猶興會を中心とする非政友派の合同策も再び擡頭し、九月二十六日協議會を芝紅葉館に開き、

花井卓藏の主張に基き、「主義綱領を定めて議員を拘束することなく單に同主義者の會合」と

- なし、
- 一、同志の議員團體を組織すること
- 二、第二十五議會の前に發會式を擧げること

を決議した。
 尋で十二月二十一日創立總會を芝紅葉館に開き、又新會と命名した。島田三郎、河野廣中、大竹貫一、坂本金彌、山口熊野を幹事となし、會員四十四名を算す。

桂内閣に對する政友會の態度は、西園寺總裁の訓諭に依り大同俱樂部と共に、殆んど與黨たるの觀があつた。爲めに二十五、二十六兩議會とも平穩裡に終るを得た。
 此の間日糖事件及び大逆事件が突發して、世間を騒がし議會の大問題となり、延いて桂内閣に煩累を加ふるに至つた。

第八 藤公の遭難

明治四十二年十月二十六日、忽ち滿洲より飛電あり、曰く「藤公兇手に斃る」と朝野震駭す。著者は茲に政黨史を編するに當り、此の帝國憲政の創業者、政黨政治の先覺者にして、且保護者たる伊藤公の薨去に對し、聊か陳ぶる所がなくてはならぬ。

公身を微賤に起し、幼より君國の爲めに東奔西走、屢々死生の間に往來して、志愈々堅く、終に明治大帝を輔けて維新の鴻業を完うし又立憲の皇猷に參畫して不磨の大典を定む、一世の功臣として至尊の寵遇を辱うし、憲政の慈父として國民の尊敬を一身に鍾む、普通ならば花月を友とし悠々閑日月を樂しむべきに。

公は古稀に近き齡を顧みず、蹇々匪射、死に臨む迄渝ることなかりしは、實に世界の驚異する所であつた。

公曩に韓國統監の任を有し老體を提けて、異境に赴任して以來、幾多の危難は公の身邊に降りかゝつた。明治三十八年十一月日韓條約締結の爲め渡韓せられた時の如きは、三寸角の花崗石が暗中より飛び來つて硝子窓を粉碎し、公の左半面に大小四十五ヶ所の傷を負はせた。

又四十年三月韓國皇室が密使を歐羅巴に遣はしたことが端なくも暴露し、皇帝は位を皇太子

に讓つて其罪を謝せられた。然るに此時韓國軍隊中誤解を抱く者あり、暴動を起し、翌日參内せらるゝ統監を要撃せんとするの企ありとの風聞頻々たるものあり、我文武の高官は何れも公の參内を諫せんとしたが、公聽かず、二十四日には新條約が締結せられ、爾後統監は韓國の大政を總攬するの權利を收むることになつた。

八月二十日歸朝參内するや畏くも、

朕夙ニ東洋ノ平和ヲ重シ卿ヲシテ韓國ノ扶植ニ任セシム、卿克ク朕カ意ヲ體シ、拮据盡瘁、效

果維舉リ今ヤ新協約ノ成立ヲ見ル、寔ニ卿カ忠誠ノ致ス所ナリ、朕深ク其功勞ヲ嘉ス

との優詔あり、九月二十一日公留を授けられた。翌四十一年より四十二年にかけて、公或は韓の太子を伴ひて内地に在り、或は韓國皇帝と共に南西鮮地方を巡遊し、殆んど席温まる暇もなかつたが、四十二年六月十四日、韓國統治の一段落告ぐるを機として、統監を罷め、四たび樞密院議長に任ぜられた。此時公に賜はつた勅語あり、

朕特ニ卿ヲシテ統監ノ任ニ膺ラシムルヤ、卿ノ忠誠練達ナル、克ク草創ノ業ヲ理メ、韓國扶植ノ基ヲ固クシ、以テ朕ノ倚託ニ副ヘリ、其功績寔ニ偉大ナリトス。今ヤ卿ノ陳情ヲ容納シ、統

監ノ職ヲ解クニ當リ、朕尙深ク卿ノ啓沃毗贊ニ頼ルモノアラントス、卿夫レ之ヲ體セヨ。

公が韓國より數次歸朝參内せらるゝ時は、常に特旨を以て儀仗兵を付せられ、在韓中は屢々陛下より、慰問の御使を遣はされ、公が好める葉卷、葡萄酒の御下賜あり、以て公が如何に明治大帝の殊遇を辱うしつゝあつたかを察するに足る、尙皇后陛下は、

天津神しろしめすらんまめやかに

君につかふる臣の心は

の御自筆さへ賜はつたのであつた。

斯くて韓國統監の大任を無事に果し、今や閑職に就き悠々自適の境地を得たるに拘らず、公は滿鮮開發、日露親善の壯圖を胸に藏して滿洲巡遊の途に上られた。

十月十四日秋風渡る大磯を發し、二十二日奉天經由、二十六日朝九時哈爾濱停車場に着した。

停車場には既に露國の軍隊整列して公の閱兵を待つ。斯の如きは帝王に對するの禮であつて實に未曾有の待遇であつた。閱兵將に終らんとする刹那一鮮人衆中より躍り出で、公を狙撃した、公は胸部に三彈を受け少時にして薨去せられた。此間神色自若、泰然杖を引きつゝ數歩を運び、

列車に助け入るまでは少しも平素と變る所なく實に堂々たる態度であつた。
同日公は從一位に叙せられ、尋で國葬の勅令があつた。遺骸は直ちに大連に送られて入棺を行
ひ、軍艦秋津洲に搭載して横須賀に到り、横須賀よりは特に儀仗兵を附して、新橋驛に到る、驛
には諸皇族の御出迎を受け靈柩官邸に入るや、兩陛下の御使の外、皇太子殿下及各皇族、韓太子
の御自身拜禮があつた。其際左の如き勅語及恩誄が下賜された。

勅語

卿カ滿洲旅行中不慮ノ災ニ罹リ薨去シタルハ痛恨ニ耐ヘサル所ナリ、特ニ侍臣ヲ遣シ朕カ卿ヲ
懷フノ意ヲ陳ヘシム。

恩誄

志ヲ立テ、奮勵、王政ノ復古ヲ唱ヘ、難ヲ排シテ邁往宏猷ヲ維新ニ資ケ、憲法ヲ草創シテ刊
ラサルノ典ヲ修メ、韓國ヲ指導シテ渝ル事ナキノ盟ヲ締ヒ、股肱之レ倚リ、柱石之レ任シ、忠
貞ヲニ奉ジテ公正事ニ當リ、勳績倍ス顯レテ、望一世ニ隆シ、忽チ訃音ニ接ス、曷ソ軫悼ニ勝

ヘン、茲ニ侍臣ヲ遣シ、賻ヲ齎ラシ以テ弔慰セシム。

藤公又餘榮ありと云ふべし。なほ兇變に接し、柱首相參内して、天聽に達するや、畏くも
陛下には双の御腫に玉涙を浮べさせ給ひしと洩れ承る。

凡そ維新以來功臣多しと雖も、公程華々しい最後を示したものはないであらう。維新の元勳と
しての公、憲法制定史上の公、皇室制度史上の公、内閣制度及議會政治史上の公、政黨史上の公
韓國併合史上の公、竹帛に盛名を貽すべき公の偉業は計へんと欲して數へきれない。

政黨史上に於ける公の功績に至つては、全篇を掩ふも尙足らざるを憂ふ、茲に政黨史を物すに
當り今更乍ら、公に對し哀惜欽慕の念を禁じ得ない。

第八篇 立憲國民黨

第九百九 國民黨

明治三十九年一月西園寺内閣出現してより政友會は非常の勢を以て膨脹した、即ち第二十一議會には百三十九名であつたのが、第二十二議會には百四十九名となり、第二十三議會には百七十一名、第二十四議會には百八十名、而して明治四十一年五月十五日、西園寺内閣の下に舉行せられたる第十回の總選舉に於ては更に百九十三名に進み、絶對過半数を占むるに至つた。政友會既に絶對過半数を有す、横暴に流れざるを欲するも得べけんやだ。是れより非政友各派の合同運動なるものが頻繁に行はるゝ素より其所である。前述 又新會 及 戊申俱樂部の組織も亦此の副産物に外ならない。

西園寺内閣倒れて桂内閣之に代るも、政友會の膨脹は底止する所なく、第二十六議會に於ては遂に二百四名に達した。是に於て、非政友合同の運動愈々熾烈となり、四十三年三月二日、大同

俱樂部の全員及戊申俱樂部の半数は、合同して中央俱樂部を組織し、大同派の安達謙藏、戊申派の肥田景之、中村彌六等五十名の議員を包容した。此の機運は終に憲政本黨に迄及んだ。同月十四日本黨は無名會、又新會、及無所屬の一部を糾合して九十二名の議員を得、立憲國民黨を組織して、左の宣言書を發表した。

大勢の旋轉するに従ひて、國民は憲政の本に向ひ、一層之に適切な解釋を加へ、且つ其妙用を永遠に擧げ、益々國運の隆昌を致さんことを布告し、斯政に忠順なる國民、協同して、爰に立憲國民黨を組織し、立憲の本旨を天下に宣言す。

憲政に貴ぶ所以のものは、主として内閣の責任を嚴明にし、大政をして常に國民的大基礎の上に運用せしむるに在り。然るに由來我國政の實權は一部官僚の壟斷に歸し、今日國家立憲の名あれども、國民は未だ其惠澤に浴せず、是れ第一に之を改革し、名實の歸一に力めざる可らざる所のものなり。

國家の本能は文武の均衡を保持し、庶政百揆をして各々其の宜しきを得せしめ、以て一國の福

社を増進せしむるに在り。而も現在國費の分配は多く其適正を缺き、偏重偏輕の實相を掩はず、是れ第二に根本より檢討し、之に盤革を加へざる可からざる所のものなり。

國防に不變の定形あらず、要は四周の狀勢に省察し、施設の緩急を制するに在り。今や列強の勢力は、西より東より、太平洋に集中し、逐年強力を加へつゝあり。是時に當り内、帝國の地位を安全にし、外、列強との均衡を維持し、世界の平和を保障せんと欲せば、帝國の軍備も亦之に順應し、逐次一新する所なかる可からず。

軍備既に國位世勢に順應し、逐次一新を要するものは、畢竟列強との均衡を維持し、世界の平和を保障するに在れば、外政は固より之と表裏を爲さざる可からず。且夫れ國民の増殖は年々其多きを加へ、今後百年を出でずして、將に一億に達せんとすれば、之を利導し、之を獎勵し、殖民に、通商に、益々國民對外の發展を策するは、係りて國家外政の手に在り。然も由來常路の外政は、姑息、逡巡、概乎として國民の希望に副はず、是れ亦一大刷新を加へざる可からざる所のものなり。

今日内政の一大缺點は大小の行政を合せて一切之を中央に集中し、所謂官局萬能主義に拘ふことに在り。是を以て頭大振はず、地方民力の萎微衰弱を馴致せり。加之繁文縟禮、國民は實に其煩に耐へず。故に庶政の分權す可きものは之を分權し、簡易にす可きものは之を簡易にし、以て地方自治の更張を圖らざる可からず。

國家永遠の財源を托し、財政基礎の鞏固を圖るには、税制其宜しきを得、國民の各級各業をして、公平の負擔に任せしめざる可からず。而も今日の税制は其均衡を失し、加之税種に於ても確實を認む可からざるもの亦尠からず、自今之に對しては益々整理の必要あり。

國力の充實は一に農商工業の發達に待つ。從ひて斯業の獎勵せざる可からざるは固より言を待たず。而も今日の實業政策は往々其足を緊縛して、之に前進を命ずるが如きものあり。發達何に由りてか期するを得んや。吾人は深く此に見るあり、獎勵其道を盡し國民と其恵に頼らんと欲す。而して斯業の發達と、國力の充實とは、交通機關の整否如何と相待ちて離る可からず。此點に就きても亦我黨の心力を傾注せんと期する所なり。

教育に貴ぶ所のものは、國民の知識を啓發すると俱に、其精神を堅實にし、業に勉め、國を愛